

平成24年 第64回定例会

# あわらし議会会議録

平成25年2月27日 開会

平成25年3月22日 閉会

あわらし議会



平成24年 第64回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号(2月27日)

議事日程	1
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により出席した者	4
事務局職員出席者	4
議長開会宣告	5
市長招集挨拶	5
開議の宣告	5
諸般の報告	6
行政報告	10
会議録署名議員の指名	12
会期の決定	12
議案第1号の上程・提案理由説明	12
議案第2号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	13
議案第3号から議案8号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	14
議案第9号から議案第18号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	20
議案第19号から議案第32号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	29
議案第33号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	31
議案第34号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	32
議案第35号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	33
議案第36号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	33
議案第37号から議案39号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・討論・採決	34
請願第1号から請願第3号の委員会付託	36
発議第1号から発議第2号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・討論・採決	36
散会の宣言	37
署名議員	37

第 2 号(3月5日)

議事日程	38
出席議員	39
欠席議員	39

地方自治法第 1 2 1 条により出席した者	39
事務局職員出席者	39
開議の宣告	40
会議録署名議員の指名	40
一般質問	40
吉 田 太 一 君	40
一般質問	47
笹 原 幸 信 君	47
一般質問	53
八 木 秀 雄 君	53
一般質問	61
坪 田 正 武 君	61
一般質問	75
山 川 知 一 郎 君	75
一般質問	87
卯 目 ひ ろ み 君	87
散会の宣言	93
署名議員	94

### 第 3 号 ( 3 月 2 2 日 )

議事日程	95
出席議員	98
欠席議員	98
地方自治法第 1 2 1 条により出席した者	98
事務局職員出席者	98
開議の宣告	99
会議録署名議員の指名	99
議案第 3 号から議案第 3 5 号、請願第 1 号から請願第 3 号の 委員長報告・総括質疑・討論・採決	99
閉議の宣告	126
市長閉会挨拶	127
議長閉会挨拶	127
閉会の宣告	127
署名議員	128

## 第64回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成25年2月27日(水)

午前9時30分開議

1.開会の宣告

1.市長招集あいさつ

1.開議の宣告

1.諸般の報告

1.行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

日程第 4 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度あわら市一般会計補正予算(第8号))

日程第 5 議案第 3号 平成24年度あわら市一般会計補正予算(第9号)

日程第 6 議案第 4号 平成24年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第 7 議案第 5号 平成24年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第 8 議案第 6号 平成24年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第 9 議案第 7号 平成24年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第 8号 平成24年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第 9号 平成25年度あわら市一般会計予算

日程第12 議案第10号 平成25年度あわら市国民健康保険特別会計予算

日程第13 議案第11号 平成25年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算

日程第14 議案第12号 平成25年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算

日程第15 議案第13号 平成25年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算

日程第16 議案第14号 平成25年度あわら市水道事業会計予算

日程第17 議案第15号 平成25年度あわら市工業用水道事業会計予算

日程第18 議案第16号 平成25年度あわら市公共下水道事業会計予算

日程第19 議案第17号 平成25年度あわら市農業集落排水事業会計予算

日程第20 議案第18号 平成25年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算

- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 あわら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 あわら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 あわら市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 あわら市水道事業水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 芦原温泉上水道財産区水道事業水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 あわら市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 あわら市重度障害者（児）医療費助成条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 あわら市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 あわら市公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 あわら市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 あわら市放課後子どもクラブ事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 坂井地区広域連合規約の変更について
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 市道路線の認定について
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 あわら市教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 0 議案第 3 8 号 あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 1 議案第 3 9 号 あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 2 請願第 1 号 日本軍「慰安婦」問題の 1 日も早い法的解決、謝罪と補償を求める意見書提出に関する請願
- 日程第 4 3 請願第 2 号 特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択のための請願
- 日程第 4 4 請願第 3 号 「食料自給率 50%達成目標の設置及び T P P（環太平洋連

携協定) 参加を行わないことを政府に強く求める意見書」  
提出に関する請願

日程第 4 5 発議第 1 号 あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 4 6 発議第 2 号 あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

( 散 会 )

---

出席議員（17名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央		

欠席議員（1名）

18番 杉田剛

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	小坂康夫
財政部長	田崎正實	市民福祉部長	志田尚一
経済産業部長	嶋屋昭則	土木部長	細川秀己
教育部長	高橋瑞峰	会計管理者	出口誠一
市民福祉部理事	坂東雅実	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	道地菊代	補	佐渡邊清宏
主査	宮川豊一		



---

### 議長開会宣告

議長(向山信博君) ただいまから、第64回あわら市議会定例会を開会いたします。  
(午前9時30分)

---

### 市長招集挨拶

議長(向山信博君) 開会に当たり、市長より招集のご挨拶があります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 第64回あわら市議会定例会が開会されるに当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今月は雪が舞う寒い日が続きましたが、少しずつ日が長くなり春の訪れが近いことを感じられるようになって参りました。議員各位にはご健勝にてお過ごしのことと心よりお喜び申し上げます。

さて、嶺北消防組合が平成23年9月から花乃杜五丁目において建設を進めて参りました嶺北あわら消防署庁舎がこのほど完成をいしました。この新しい庁舎は高い耐震性と最新の設備を有し、市の消防活動の拠点となることはもちろん、災害対策本部も設置が可能な防災活動の拠点とも言える施設であります。また、併設された訓練棟には消火訓練や濃煙が充満した状態を体験できる施設もあり、自主防災組織や自衛消防隊が訓練を実施する際、大いに利用していただきたいと考えております。市といたしましては今後、この庁舎の機能を十分に活用し、災害に強く市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを嶺北消防組合と一体となって進めて参る所存であります。なお、来月10日には落成式及び見学会を開催いたしますので、議員各位のご臨席をよろしくお願いいたします。

さて、本定例会は新年度予算をご審議いただく最も重要な議会でございます。提出いたします議案は専決処分の報告に関するもの1議案、専決処分の承認に関するもの1議案、平成24年度補正予算及び平成25年度当初予算に関するもの16議案、条例の制定または改正に関するもの14議案、一部事務組合格約の変更に関するもの1議案、広域連合格約の変更に関するもの1議案、市道路線の認定に関するもの1議案のほか人事に関するもの4議案の全39議案であります。

各議案の内容、提案の趣旨につきましては後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

---

### 開議の宣告

議長(向山信博君) 本日の出席議員数は、17名であります。杉田剛君は欠席の届けが出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

#### 諸般の報告

議長（向山信博君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 局長。

事務局長（道地菊代君） 諸般の報告をいたします。

平成24年12月4日招集の第63回あわら市議会定例会において議決されました議案につきましては、12月21日付で市長あてに会議結果の報告を行っております。

今定例会までに受理いたしました陳情等につきましては、お手元に配布してあります陳情等文書表のとおりであります。

次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案39件であります。

本定例会の説明出席者は、市長以下13名であります。

以上でございます。

議長（向山信博君） 次に、一部事務組合の議会報告を関係議員にさせていただきます。

初めに、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会について報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 12番 丸谷浩二君。

12番（丸谷浩二君） おはようございます。福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会及び行政視察の報告をいたします。

平成24年11月開催の定例議会の概要について報告をいたします。

第155回組合議会定例会が去る11月28日、広域圏事務組合事務所2階会議室において開催をされ、議案1件が上程をされました。

議案の主な内容と審議結果について報告いたします。

議案第8号、平成23年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入合計、予算現額23億536万4,000円に対し収入済額は23億7,054万6,508円であり、支出済額は21億6,962万277円であります。歳入歳出差額2億92万6,231円は平成24年度に繰り越しとなるものであります。議案について慎重に審議いたしました結果、本案は妥当と認め原案のとおり認定されました。

その後、一般質問が行われ、坂井市の川畑議員から清掃センターにおける廃棄物の持ち込みについてという質問がありました。

次に行政視察を実施しておりますので、その報告をいたします。去る1月24日大阪市環境局舞洲工場と大阪市北港処分地（夢洲）を、翌25日は大阪市西淀川区の野村興産株式会社関西工場を視察をいたしました。

舞洲工場につきましては、埋立地に建てられましたごみの焼却処分施設であり、平成13年4月より稼働しており、総事業費609億円、工事期間丸4年をかけ建

設されたもので、最大処理能力としまして、ごみ焼却は450トンの2基で1日900トン、粗大ゴミ処理は1日170トンの能力があり、大阪市内10カ所の施設では最大級の施設であります。当然、有害物質の発生抑制などの公害防止措置はもとより余熱の再利用として発電量は工場内の電気はすべて賄った上で売電は昨年約5億円に達しているとのことであります。また過去10年間の平均売上としまして鉄8,000万円、アルミ600万円とのことであります。

大きさも大きいですが、まず建物のデザインにびっくりしました。一見遊園地と見間違えるほどであります。デザインをされたのはウーン生まれの自然保護建築家のフリーデンスライヒ・フンデルトヴァッサー氏でデザイン料は約1億円強とのことであります。工場の周辺や建物の屋上や至るところに緑化を積極的に取り入れ、10年後、20年後は木々が大きくなり建物を緑が包むような形となっております。

次に北港処分地について申し上げます。そこは夢洲と呼ばれ、全体の埋立面積は390万㎡で、うち73万㎡が舞洲をはじめ大阪市内の施設で発生する焼却残滓と下水処理で発生する残滓で埋め立てをし、ほかは市内の土木工事で発生する残土等で埋められております。当然、発生する汚水の処理も化学的に処理をされており、一部埋め立てが完了したところはペーパードライ方式で土中の水分を除去中であります。埋立完了がされた場所については今年度、メガソーラーをつくる予定であるとのことであります。

翌25日には野村興産関西工場を視察いたしました。当工場は産業廃棄物の中間処理工場で、主に蛍光灯、乾電池の処理を行っているものであります。乾電池は集約し直接北海道の処分工場に送っておられ、工場内はほとんど蛍光灯の破碎、分別を行い、水銀含有物の分離、ガラス素材の原料を取り出し、それぞれに再利用するために他の処理工場に搬出をしております。蛍光灯に使われている水銀の量は20ワットの直管1本で仁丹1粒ぐらいの量がガス化されて入っています。当然、あわら市の蛍光灯も当工場に送っておられますが、割れたものは不燃物として扱われております。割れれば水銀ガスが空気中や土壌に入るわけで、今まで余り気にとめなかったことが環境に影響すると思うと、改めて考え直さなければと思ったところであります。

2日の視察を終え、多様化されているごみ処理や今後、笹岡の延命工事も控え、蛍光灯、乾電池等有害物質を含む処理等、今後の環境を考える上で、更なる対応を考えなければと感じた次第であります。

以上で組合議会並びに行政視察の報告といたします。

議長（向山信博君） 次に、嶺北消防組合議会について報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 11番 坪田正武君。

11番（坪田正武君） 嶺北消防組合臨時議会の報告をいたします。

開催日は平成24年11月29日、嶺北消防署本部にて行いました。出席者は向

山議長、八木議員、三上議員、吉田議員と私、坪田であります。

上程議案は議案11号、平成23年度嶺北消防組合一般会計歳入歳出の決算について、議案12号、平成24年度嶺北消防組合一般会計補正予算について、議案13号、嶺北消防組合本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案11、12号は、全員協議会で理事者より議案の説明を受けました。議案13号は4月1日より移転する嶺北あわら消防署の住所変更であります。ちなみに、新しい嶺北あわら消防署の住所はあわら市花乃杜五丁目2番3号であります。全員協議会の後、本会議にて採決の結果、すべて原案のとおり可決いたしました。

そのほか、議案外での報告をいたします。まず初めに、嶺北あわら消防署の移転スケジュールであります。これは、先ほど市長挨拶にもありましたが、3月10日落成式、中身はテープカット、式典、施設見学、訓練披露、そして最後に一般見学会となっております。続きまして、3月中に金津消防署及び芦原消防署より物品の移動、4月1日、緊急車両移動、司令装置の切りかえ工事を行います。当日4月1日夕方17日より運用開始となります。

次に、嶺北消防春江庁舎を移転する計画。具体的には現在の既存車庫を解体して後方に消防車車庫の新築、総合支所、1、2階を改修いたします。工期は平成25年9月着工、27月2月完成予定、工事費は概算で約3億円であります。

続きまして、消防緊急デジタル無線整備の計画。現在はアナログ方式であります。設置箇所は庁舎本部、あわら署、坂井21分団、ここは東尋坊あたりであります。それと竹田小学校の跡地、4基地であります。整備概算予算は約5億6,000万円、25年度実施、平成26年、27年の工事で平成28年6月運用開始となります。

以上、嶺北消防組合議会の報告を終わります。

議長（向山信博君） 次に、坂井地区広域連合議会について報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） 坂井地区広域連合議会の報告をいたします。

平成25年2月開催の坂井地区広域連合議会定例会の概要について報告をいたします。

第44回、坂井地区広域連合議会の定例会が去る2月4日から7日にかけて坂井市議会議場において開催され、議案13件が上程されました。

議案の主な内容と、審議結果について報告いたします。

議案第1号、平成24年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第4号）については、職員人件費の執行見込みによる減額、旧し尿処理施設跡地利用の確定により計画に係る委託料の不用による減額、し尿収集運搬車外装化事業補助金の不用による減額、クリーンセンター管理運営費、一般廃棄物処分費の執行見込みによる減額の補正を行ったもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ721万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億9,680万4,000円とするものでござ

います。

議案第2号、平成24年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第5号)については、一部事務組合等の統合に伴う職員数の増による人件費の増額、厚生労働省のシステム改修に伴う介護保険システム改修業務委託料、保険給付費の執行見込みによる各介護サービス給付費の増額または減額の補正を行ったもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,058万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を98億2,893万1,000円とするものでございます。

議案第3号、平成24年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算(第2号)については、墓地公園内の、立ち枯れになっている生垣の撤去とその植栽についての工事費の補正を行ったもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を増額し、歳入歳出予算の総額を712万2,000円とするものでございます。

議案第4号、平成25年度坂井地区広域連合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,103万4,000円とするもので、広域連合の運営に係る諸経費、代官山斎苑の管理運営に係る経費、し尿汚泥の収集、運搬及び処理に係る経費が計上されております。また、歳入予算の分担金及び負担金、1億9,877万4,000円のうち、あわら市の負担金は7,028万1,000円となっております。

議案第5号、平成25年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ99億9,211万1,000円とするもので、対前年比5億7,423万3,000円の増額、率にして6.1%の増となります。主なものとしたしましては、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする第5期介護保険事業計画に基づき、保険給付費95億263万9,000円、地域支援事業費2億8,470万円などが計上されております。また、歳入予算の分担金及び負担金14億1,884万6,000円のうち、あわら市の負担金は3億9,767万3,000円となっております。

議案第6号、平成25年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ236万4,000円とするもので、主なものとしたしましては、指定管理者委託料200万円などが計上されております。

議案第7号、坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第8号、坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第9号、坂井地区広域連合指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について、以上3議案は、介護保険法の改正により、指定地域密着型サービス等に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、広域連合の独自基準を設定した条例を制定するものであります。

議案第10号、坂井地区広域連合障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委

員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、障害者自立支援法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号、代官山斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、代官山墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案は、代官山斎苑及び墓地の施設管理を指定管理者に行わせるに当たり、所要の改正を行うものでございます。

議案第13号、指定管理者の指定については、代官山斎苑及び墓地の施設管理を指定管理者に行わせるに当たり、議会の議決を求めるもので、指定管理者を株式会社法美社坂井支店とし、指定期間を25年4月1日から5年間とするものです。

以上、13議案につきまして慎重に審議いたしました結果、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決いたしました。

また、一般質問では、坂井市議会選出の畑野麻美子議員が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の開始に当たってについて、質問をいたしました。

以上、坂井地区広域連合議会の報告といたします。

議長（向山信博君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 行政報告

議長（向山信博君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、市民福祉部関係でございますが、市民生活課所管では、デマンド交通について報告いたします。

昨年4月からコミュニティバスにかわる地域の公共交通手段として運行を開始しました乗合タクシーは、現在2,190人の登録があり、平均で1日当たり78人にご利用をいただいております。来年度の事業につきましては、利用者から寄せられた要望をもとに、土曜日の運行や病院等での待ち時間を短縮するなど、さらに利用しやすい制度になるよう、運行事業者の協力を得ながら進めて参りたいと考えております。

次に、子育て支援課所管では、幼保一体化の取り組みについてご報告いたします。

幼保一体化につきましては、平成27年4月から、市内全域で実施することを予定しており、現在、新たな私立認定こども園の設置や金津保育所の大規模改修工事の実施に向けて準備を進めております。私立認定こども園につきましては、県内の社会福祉法人等を対象に設置及び運営を行う事業者の公募を行い、応募があった法人の中から事業者の選定を行っております。決定後は、平成27年4月の開園に向け、ソフト、ハードの両面から、事業者を支援、指導していく予定であります。

一方、金津保育所の大規模改修工事は、平成26年度末までに終える予定であり、設計業務委託料など関係経費を平成25年度当初予算案に計上させていただいてお

りますので、よろしく願いたします。

健康長寿課所管では、現在、あわら市、坂井市、坂井地区広域連合、坂井地区医師会及び県が東京大学と連携して進めております在宅ケアのモデル事業について報告いたします。

この事業につきましては、住み慣れた我が家で最期まで自分らしくとの患者の思いをかなえられる体制を構築するため、平成22年から検討を行って参りました。昨年9月4日には、医療、介護、行政関係者による推進協議会を設置し、本格的な体制づくりに入っております。また、在宅ケアには医療と介護の連携が不可欠であることから、昨年12月2日には坂井地区広域連合の主催で、医師、看護師、薬剤師、ケアマネジャー、介護福祉士など多職種による連携会議を開催いたしました。今後は、在宅患者の情報共有システムの構築や住民啓発のためのDVD、番組制作等を県、東京大学、坂井地区医師会と連携して行うとともに、地区へ出向いての在宅ケア出前講座や住民集会など啓発活動にも力を入れて参りたいと考えております。

次に、経済産業部関係でございますが、観光商工課所管では、昨年1年間のあわら市の観光についてまとめた観光白書について申し上げます。

昨年1年間に、あわら市を訪れた観光客数は13万8千180人で、前年度と比較し12万3,600人、率にして9.8%の増となりました。このうち、芦原温泉の宿泊客数は7万8千6,900人で、前年度の7万4,500人と比較し8万2,400人、11.7%の増となりました。

この要因としましては、全国展開の大型温泉リゾート施設が、昨年2月に芦原温泉で開業したことが一番大きく、そのほか前年に発生した大雪や東日本大震災の影響による上半期の落ち込みが例年並みに戻ったこと、また、夏季の入込数が増加したことなども挙げられます。

今後とも、平成27年3月の北陸新幹線金沢開業を見据え、あわら市の基幹産業の一つである観光事業がますます発展するよう、魅力あるまちづくりに積極的に取り組んで参りたいと考えております。

最後に、教育委員会関係でございますが、教育総務課所管の日中友好親善少年使節団の派遣中止について報告いたします。

昨年末に派遣を予定していた第27次日中友好親善少年使節団につきましては、日中関係の悪化に伴い、今年3月まで派遣を延期したところであります。しかしながら、北京市などにおけるPM2.5の大量発生による大気汚染の影響もあり、このほど正式に派遣の中止を決定いたしました。

受け入れ先である紹興市人民政府からは、中国国内の情勢は落ち着いているとの情報を得ており、こういう時期だからこそ、子どもたちによる草の根交流が、日中両国の交流発展に大きく貢献するとの意見もありました。しかしながら、最近、大気汚染による中国国内の外出自粛に関する報道が多くなるに従い、保護者の皆様から、訪問を心配する声が市及び学校に多く寄せられるようになりました。

こうしたことから、学校や保護者の皆様と十分話し合いを行った結果、大変残念

ではありますが、今年度の日中友好親善少年使節団の派遣は取りやめることとしたものです。平成25年度以降、環境が好転いたしましたら、派遣の再開も検討したいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、吉田太一君、2番、森 之嗣君の両名を指名します。

---

#### 会期の決定

議長（向山信博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より3月22日までの24日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

---

#### 議案第1号の上程・提案理由説明

議長（向山信博君） 日程第3、議案第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第1号、専決処分の報告についての提案理由を申し上げます。

本案は、市の公用車による車両破損事故に係る損害賠償の額を定めたものであります。

この事故は、昨年12月6日に市の公用車を坂井健康福祉センターの駐車帯に入れ降車する際に、開けたドアが強風にあおられて横に駐車してあった軽ワゴン車に接触し、側面を損壊させたものであり、損害賠償の額を定めることについて、12月24日付けで専決処分を行ったものであります。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議長（向山信博君） 議案第1号は、これをもって終決いたします。



---

議案第2号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度あわら市一般会計補正予算（第8号））についてを議題とします。

議長（向山信博君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第2号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第8号）で、歳入歳出それぞれ1,410万円の追加を専決処分したものであります。これに伴い、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ140億8,683万2,000円となっております。

補正の内容といたしましては、土木費の除雪対策費で除雪委託料など1,014万6,000円、災害復旧費の農業用施設災害復旧費で工事請負費345万6,000円、道路橋りょう災害復旧費で伐採委託料49万8,000円を追加計上しております。

これに伴う歳入といたしましては、県支出金498万4,000円、繰越金938万円、市債50万円を追加する一方、災害復旧費分担金76万4,000円を減額しております。

以上、よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） ただ今議題となっております議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

議長（向山信博君） 議案第2号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

議案第3号から議案8号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第5、議案第3号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第9号）、日程第6、議案第4号、平成24年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第7、議案第5号、平成24年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第8、議案第6号、平成24年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第9、議案第7号、平成24年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第8号、平成24年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）以上の議案6件を一括議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第3号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第9号）から議案第8号、平成24年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）までの6議案について、概要を説明いたします。

議案第3号の一般会計補正予算（第9号）につきましては、15億8,632万2,000円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億7,315万4,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、年度末補正でありますので、その多くが、各歳出項目において、事業費の確定や精算等により生じた不用額を減額したものとなっております。また、これらの余剰の財源が生じたことなどから、財政調整基金の取り崩し分1億9,000万円を減額するとともに新たに1億4,999万9,000円を積み立てております。

それでは、歳出の主なものからご説明いたします。

まず、総務費では、文書管理費で例規集の追録及びデータ更新委託料174万3,000円、企画費で福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金199万3,000円、広報費でケーブルテレビ番組制作委託料175万3,000円をそれぞれ減額いたしております。また、公共交通対策費でデマンド交通運行事業委託料2,593万5,000円を減額する一方、広域生活路線維持対策等事業補助金1,457万3,000円を追加計上いたしております。

民生費では、社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金987万円、老人福祉総務費で坂井地区広域連合負担金302万9,000円を追加計上する一方、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金4,933万3,000円を減額いたしております。また、保育所費で私立保育所措置委託料など4,948万1,000円、新たな認定こども園の整備に係る土地購入費1億2,923万5,000円、幼児園費で2幼児園の措置委託料1,227万2,000円、生活保護扶助費で生活保護費2,000万円をそれぞれ追加計上いたしております。

衛生費では、予防費で予防接種委託料1,484万5,000円、保健費で妊婦・

乳児健診委託料 2 1 2 万 5 , 0 0 0 円、塵芥処理費で福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金 8 7 4 万 7 , 0 0 0 円を減額いたしております。

労働費では、労働諸費で就職困難者等雇用補助金 1 3 5 万 6 , 0 0 0 円、緊急雇用対策費で臨時職員に係る社会保険料及び賃金 4 4 5 万 7 , 0 0 0 円のほか、地域資源コーディネート事業など 4 事業の委託料 5 1 1 万 7 , 0 0 0 円を減額いたしております。

農林水産業費では、農業振興費で野菜生産価格安定事業、環境保全型農業支援事業など 7 事業に係る負担金及び補助金 4 8 9 万 3 , 0 0 0 円、農地集積実践事業補助金返還金 5 6 3 万 5 , 0 0 0 円をそれぞれ減額いたしております。また、農地費で、あわら夢ぐるま公園整備に係る事業費として設計業務委託料 1 , 5 0 0 万円、工事請負費 1 億 5 0 0 万円、土地購入費 1 , 0 0 0 万円の計 1 億 3 , 0 0 0 万円、県営かんがい排水事業負担金 1 , 8 2 7 万円、経営体育成基盤整備事業負担金 7 5 0 万円、農道保全対策事業負担金 2 , 5 0 0 万円を追加計上するほか、農地・水・環境協議会負担金 4 5 2 万 2 , 0 0 0 円、坂井北部土地改良区事務所運営補助金 4 2 0 万 6 , 0 0 0 円を減額いたしております。

商工費では、観光施設費で湯のまち広場に新たに整備する足湯に係る事業費として設計業務委託料 1 , 0 0 0 万円、工事請負費 1 億 7 , 0 0 0 万円の計 1 億 8 , 0 0 0 万円、過疎集落等自立再生緊急対策事業補助金 2 , 3 0 0 万 6 , 0 0 0 円を追加計上いたしております。

土木費では、道路橋りょう新設改良費で測量業務委託料 5 0 0 万円、道路改良工事請負費 5 , 1 0 0 万円、県営道路改良事業負担金 1 , 7 2 6 万 3 , 0 0 0 円、除雪対策費で除雪トラックの購入費 1 , 5 1 3 万 4 , 0 0 0 円を追加計上する一方、公共下水道費で公共下水道事業会計補助金 2 , 5 4 0 万円、住宅管理費で公営住宅長寿命化事業に係る委託料 1 6 5 万 7 , 0 0 0 円、工事請負費 5 0 1 万 4 , 0 0 0 円、補償金 2 3 6 万 3 , 0 0 0 円を減額いたしております。

消防費では、常備消防費で嶺北消防組合負担金 1 億 2 0 4 万 1 , 0 0 0 円を減額いたしております。

教育費では、学校管理費で北潟、波松、本荘の 3 小学校のプール改修事業に係る工事請負費 3 , 5 9 2 万 2 , 0 0 0 円を減額するほか、複合生涯学習施設整備費で生涯学習館の駐車場整備に係る経費 1 , 2 9 0 万 6 , 0 0 0 円を追加計上いたしております。また、体育施設費で市民武道館の耐震補強、改修に係る工事請負費 1 , 7 2 1 万 1 , 0 0 0 円を減額するほか、給食センター整備費で同センターの整備に係る工事請負費、事業用備品購入費などの経費 1 0 億 7 , 2 1 6 万円を追加計上いたしております。

災害復旧費では、農地災害復旧費で災害復旧事業補助金 1 3 1 万 3 , 0 0 0 円、農業用施設災害復旧費で災害復旧事業補助金 4 2 2 万 2 , 0 0 0 円、道路橋りょう災害復旧費 2 3 4 万 2 , 0 0 0 円、河川災害復旧費で 1 3 0 万 2 , 0 0 0 円をそれぞれ減額いたしております。

このほか、公債費関係では、地方債償還に係る利子2,590万7,000円を減額するほか、諸支出金では、財政調整基金費で積立金1億4,999万9,000円を追加計上いたしております。

次に、歳入であります。地方特例交付金で409万2,000円、地方交付税で1億8,429万7,000円、分担金及び負担金で1,167万4,000円、国庫支出金で2億5,588万9,000円、財産収入で288万3,000円、寄附金で228万1,000円、繰越金で2億2,001万1,000円、市債で11億1,164万円をそれぞれ追加計上する一方、使用料及び手数料で100万円、県支出金で960万4,000円、繰入金で1億8,916万1,000円、諸収入で668万円を減額いたしております。

次に、繰越明許費であります。農林水産業費で県営かんがい排水事業負担金2,639万円、経営体育成基盤整備事業負担金794万5,000円、農道保全対策事業負担金3,500万円、あわら夢ぐるまバリューアップ事業1億3,000万円、県営林道事業負担金500万円、商工費で過疎集落等自立再生緊急対策事業2,300万6,000円、温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり事業1億8,000万円、土木費で除雪対策経費1,530万円、道路一般改良舗装事業6,310万円、県営道路改良事業負担金2,066万7,000円、地方道路交付金事業3,455万円、芦原温泉駅周辺整備事業2,750万円、北陸新幹線建設事業負担金1万7,000円、教育費で本荘公民館建設事業130万円、複合生涯学習施設整備費6億43万2,000円、給食センター整備事業12億7,151万8,000円、災害復旧費で農業用施設災害復旧単独事業108万4,000円、農業用施設災害復旧補助事業913万6,000円をそれぞれ翌年度に繰り越して使用できる経費として定めております。

最後に地方債の補正であります。社会資本整備総合交付金事業など7件を追加するとともに、県営かんがい排水事業など14件について所要の変更を行うほか、バイオマス供給施設整備事業については廃止することとしております。

議案第4号の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、2,691万3,000円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億17万7,000円とするものであります。

歳出といたしましては、退職被保険者等療養給付費1,400万円、償還金386万9,000円、基金積立金8,000万円を追加計上する一方、一般保険者療養給付費5,200万円、高額医療費拠出金279万8,000円、保険財政共同安定化事業拠出金1,219万円1,000円、特定健康審査等事業費396万7,000円を減額いたしております。

歳入といたしましては、前期高齢者交付金4,836万8,000円、療養給付費等交付金1億317万円、保険財政共同安定化事業交付金1,069万5,000円、一般会計繰入金987万円、その他繰越金429万円を追加計上する一方、国の療養給付費等負担金6,737万6,000円のほか、高額医療費共同事業負担金14

0万円、特定健康診査等負担金264万4,000円、財政調整交付金2,339万9,000円、県財政調整交付金3,918万3,000円を減額いたしております。

議案第5号の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、1,822万4,000円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億472万4,000円とするものであります。

歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金1,843万円を追加計上し、一般管理費20万6,000円を減額するものであります。

これに伴う歳入につきましては、後期高齢者医療保険料1,231万9,000円、繰越金610万5,000円を追加計上する一方、一般会計繰入金20万円を減額いたしております。

議案第6号の水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入の営業収益で消火栓維持管理負担金16万7,000円、水道加入負担金650万円を追加計上する一方、水道料金1,000万円、下水道使用料徴収業務負担金72万1,000円を減額いたしております。

収益的支出では、営業費用で消費税及び地方消費税35万円を追加計上する一方、水質検査業務委託料99万円、企業債利息72万6,000円を減額し、補正後の予定額を7億8,762万8,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の収入の部では、他会計工事負担金51万4,000円を追加計上するほか、上水道事業債1,200万円を減額いたしております。

一方、支出の部では、調査設計業務委託料1,000万円を減額し、補正後の予定額を2億7,482万9,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度分損益勘定留保資金196万3,000円を追加計上するとともに、消費税資本的収支調整額47万7,000円を減額し、収支の調整を行っております。

議案第7号の公共下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的支出の営業費用の管渠費で下水道管補修に係る工事請負費など752万円、ポンプ場費で設備修繕料など198万円、雨水処理費で都市排水路補修工事費50万円、総係費で下水道使用料徴収業務負担金など111万6,000円、流域下水道費で維持管理負担金400万円、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費で企業債利息940万5,000円をそれぞれ減額し、収益的支出予定額を10億2,945万4,000円とするものであります。

また、資本的収入では、分担金及び負担金1,160万円を追加計上する一方、下水道事業債4,020万円、他会計補助金2,540万円を減額しております。

一方、資本的支出では、建設改良費で汚水管渠布設工事費1,048万6,000円、九頭竜川流域下水道事業建設負担金1,753万6,000円を追加計上するほか、汚水、雨水に係る管渠布設工事費、長寿命化計画策定委託料など8,228万6,000円、企業債償還金1,758万2,000円を減額し、補正後の予定額を13億566万2,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、過年度分損益勘定留保資金48万7,000円を追加するとともに、当年度分消費税資本的収支調整額1,432万3,000円、当年度分損益勘定留保資金401万円を減額し、収支の調整を行っております。

議案第8号の農業集落排水事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入の営業収益で下水道使用料30万円を減額する一方、収益的支出の営業費用で処理場に係る修繕料160万円、動力費30万円を減額し、補正後の予定額を5,069万2,000円とするものであります。

以上が補正予算の概要でございます。

これら6議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(向山信博君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(向山信博君) 質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 2点、ちょっと質問をしたいと思いますが、先ほど市長の行政報告にもございましたが、公共交通、乗り合いタクシーですが、平均1日78人の利用という報告がございましたが、今年、今のところ先月末、1月末までで前年度コミュニティバスのとくと比べて利用人数の変化、これはどんなものかというのを、ちょっと伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事。

市民福祉部理事(坂東雅実君) 山川知一郎議員のご質問にお答えをいたします。

平成24年度のデマンド交通の利用実績でございますけれども、先ほどの市長の行政報告の中でも報告いたしましたように、1月末現在で利用の登録者数2,190人、それから利用者数でございますけれども1万4,385人となっております。ちなみに、このデマンド交通の運行日数でございますけれども、1月末現在で206日ということになっております。また、平成23年度まで運行いたしておりましたコミュニティバスでございますけれども、こちらの方、利用者数3万359人、これにつきましてはスクールバス、また小中学校の通学者、含めております。この通学者を除きますと2万4,500人という利用者数でございます。こちらの方の運行日数でございますけれども362日ということで、年末年始を除いた毎日運行しているということでございます。これでコミュニティバスと、このデマンド、比較いたしますと、先ほど行政報告の中で1日平均、デマンド交通が78人ということで申し上げます。このコミュニティバスにつきましては、1日平均、通学者を除きますと68人ということでございますので、利用者数はこのデマンド交通の方が伸びているということでございます。ただ、運行日数の違いがございます。単純に比較はできませんけれども、1日平均で申し上げますと、そういうことにな

ります。ただ、この78人、これは1月の平均ということでございまして、年間平均しますと、やはり70人を超していくということでございますので、よろしくお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) もう1点、補正予算にあわら夢ぐるまバリューアップ事業で富津のところに農村公園を整備するということで1億3,000万円計上されておりますが、新聞等によりますと駐車場等を整備するということですが、もう少し詳しい整備の内容を伺いたいということと、それから、これを整備した後の維持管理をどうするのかと。それと、このことについて地元の富津の区との話は、どういうふうになっているか。富津の区の方も維持管理とか、そういうことに今後かわられるのか、そこらのことも含めてお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) ただいまのあわら夢ぐるま公園整備後の維持関係等々につきましてのお答えをさせていただきます。

この公園整備の概要でございますが、これにつきましては主に芝生広場、これらにつきまして約8,000㎡ほどの芝生広場の整備と。この中には若干の遊具とトイレ等の附属設備も整備するということでございます。また、この公園に附属いたしまして駐車場の整備、また、この公園に入りますところの取り付け道路の整備等を考えてございます。また、これらの整備後でございますが、維持管理につきましては現時点では指定管理者による維持管理を考えてございます。指定管理者の指定に当たりましては、地元農家との連携によりますところの農業振興を視野に入れまして、公募により、この指定管理者を決定したいと考えてございます。また、区との話し合いでございますが、これらにつきましても現在、富津区とも今後の事業の進め方、また先ほど指定管理者という中で、それらの話も含めまして今後、さらにお話し合いを進めさせていただきます。最終的に、この地元区が指定管理云々と、これは未定でございますが、公募によりますところの指定管理者での維持管理を現在考えているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 今の件で、現在は休んでいますが、昨年までは農産物の売店がありまして、土日だけでしたか、きららの丘がやってたと思いますが、その部分はどうなるのか。何か今の話で指定管理者を公募するということですが、農産物、売っているところの運営というのは、どうなるのかということと、あそこに広場をつくって遊具とトイレを整備をしたいということですが、バーベキューができるようにしてほしいという意見も、かなりあったんじゃないかというふうに思うんです

が、そういうことは検討されたのでしょうか。そのことについても、ちょっと伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) お答えをいたします。

現在、農産物販売所の運営を行ってございますが、これらの運営につきましても広場の管理と合わせまして一括した指定管理者の方で維持管理を今後お願いしていこうというふうな現在の考え方でございます。また、今、議員言われました施設の中でバーベキュー施設、これらにつきましても今後、予算をお認めいただいた以降に施設の内容につきましても関係機関ともいろいろ相談しながら進めて参りたいと考えてございます。当然、そういう整備に当たりましては、議会のご意見等もお聞きすることになってございますので、また、その点でもよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

議長(向山信博君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) これをもって質疑を終結いたします。

議長(向山信博君) ただ今、議題となっております、議案第3号から議案第8号までの6議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

暫時休憩します。再開を10時45分とします。

(午前10時34分)

---

議長(向山信博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時44分)

---

#### 議案第9号から議案第18号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長(向山信博君) 日程第11、議案第9号、平成25年度あわら市一般会計予算、日程第12、議案第10号、平成25年度あわら市国民健康保険特別会計予算、日程第13、議案第11号、平成25年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算、日程第14、議案第12号、平成25年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算、日程第15、議案第13号、平成25年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算、日程第16、議案第14号、平成25年度あわら市水道事業会計予算、日程第17、議案第15号、平成25年度あわら市工業用水道事業会計予算、日程第18、議案第16号、平成25年度あわら市公共下水道事業会計予算、日程第19、議案第17号、平成25年度あわら市農業集落排水事業会計予算、日程第20、議案第18号、平成25年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算、以上の議案10件



を一括議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第9号、平成25年度あわら市一般会計予算から議案第18号、平成25年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算までの平成25年度10会計予算につきまして、予算編成の基本方針を申し上げます。

政府においては、本年1月24日に、平成25年度予算編成の基本方針を閣議決定しております。この基本方針では、日本経済再生に向けた取り組みとして、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢を一体として実行していくこととしております。これにより、国は平成25年度予算について、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして編成をし、景気の底割れの回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図ることとしております。一方で、地方財政対策においては、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、一般財源総額は平成24年度と同水準を確保するとされたものの、その内訳としては地方税の増収を見込んだものであり、地方交付税総額は、対前年度比で3,921億円減の1兆7,624億円とされ、非常に厳しい財政運営が求められる内容となっております。

このような状況の中、本市の平成25年度予算については、若い世代が住み生み育てたくなるまちづくりを推進するため、H E E C E 構想として体系化した31事業に加え、特に平成25年度は、北陸新幹線の開業を見据えたJ R 芦原温泉駅周辺整備や、芦原温泉街の再生整備、幼保一体化に向けた環境整備等について重点を置いた予算編成を行っております。

平成16年に誕生したあわら市も、本年で合併から10年目を迎え、平成26年度からは、地方交付税の一本算定への移行が段階的に進みます。こうした非常に厳しい財政状況が続く中、市政を取り巻く情勢の変化に的確かつ機動的に対応するためにも、安定的な財政基盤を確立することが不可欠であります。

このため、実質公債費比率や将来負担比率などの財政健全化指数にも留意しながら、合併特例債等の優遇債や今般の緊急経済対策を可能な限り有効に活用し、予算を編成したものであります。

以上が予算編成の基本方針であります。

なお、各会計予算の内容につきましては、副市長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 副市長、北島善雄君。

副市長（北島善雄君） それでは、私の方から平成25年度の一般会計の当初予算及び各特別会計の予算につきましての概要の説明をさせていただきます。

まず、議案第9号、平成25年度あわら市一般会計予算についてでございますけれども、本案は、歳入歳出それぞれ122億7,000万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして3億9,000万円、3.1%の減となっております。

予算総額が減となりました主な要因といたしましては、国の緊急経済対策に対応するため、給食センター整備事業等の普通建設事業を前倒しし、平成24年度補正予算に計上したことや、昨年度実施いたしましたあわら消防署庁舎建設事業等が完了したことが挙げられます。

それではまず、主な歳入について申し上げます。

第1款、市税は、総額43億9,691万5,000円で、前年度と比較して3,200万円、0.7%の増となっております。

これは、主として、土地評価の下落に伴う固定資産税の減額が前年度比で1,000万円程度見込まれる一方で、前年度における調定の状況等を勘案し、たばこ税で2,700万円、入湯税で1,000万円の増収を見込んだためであります。

第2款、地方譲与税から第9款、地方特例交付金までは、前年度における調定の状況や県の見込額等を勘案し、合計で5億5,570万円を計上いたしております。前年度比0.9%の微減となっております。

第10款、地方交付税は、前年度と比較して5,000万円の減、28億円を計上いたしております。平成24年度の普通交付税の決定額は26億3,429万7,000円ですが、国の地方財政計画では平成25年度の交付税総額は、前年度比2.2%の減となることや、市税の増収分等も勘案し、普通交付税については、前年度比5,000万円減の24億円の計上となりました。また、特別交付税につきましては、前年度と同額の4億円を計上いたしております。

第12款、分担金及び負担金は、保育所・幼稚園の保育料などで、前年度比22.7%の増となる3億4,796万3,000円を計上いたしております。増となった主な要因といたしましては、給食センター方式への移行に伴う対象児童、生徒数の増加による給食費負担金の増が挙げられます。

第13款、使用料及び手数料は、市営住宅使用料、一般廃棄物処理手数料、幼稚園保育料などで、前年度比3.8%の増となる1億7,403万2,000円を計上いたしております。

第14款、国庫支出金は、前年度比2.3%の増となる12億9,251万6,000円を計上いたしております。増となった主な要因といたしましては、公営住宅長寿命化事業による社会資本整備総合交付金の増が挙げられます。

第15款、県支出金は、前年度比5.3%の増となる7億6,628万9,000円を計上いたしております。増となりました主な要因といたしましては、ふるさと創造プロジェクト事業補助金及び観光まちなみ魅力アップ事業補助金の増が挙げられます。

第18款、繰入金は、前年度比79.5%の大幅増となる4億7,266万2,000円を計上いたしております。これは、財政調整基金繰入金を昨年に比べ1億8,0

00万円増の4億4,000万円、計上したことによるものであります。

第20款、諸収入につきましては、前年度比9%の減となる3億8,670万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、各種貸付制度に係る預託金等の貸付金元利収入1億8,364万3,000円、地域支援包括的支援・任意事業受託費などの受託事業収入8,444万1,000円、雑入1億473万5,000円が主なものであります。また、減となりました主な要因といたしましては、関連事業完了に伴う最終処分場建設事業関連交付金の減が挙げられます。

第21款、市債は、前年度比39.2%の減となる10億4,600万円を計上いたしております。減となりました主な要因といたしましては、あわら消防署庁舎建設事業等が完了したことが挙げられます。内容といたしましては、臨時財政対策債6億4,000万円、土木債1億9,460万円、教育債1億4,090万円等となっております。なお、このうち平成25年度の合併特例債としては、2億7,890万円を予定いたしております。

次に、歳出であります。まず、性質別の状況を申し上げます。

人件費等の義務的経費は、総額で59億8,375万7,000円、構成比は48.8%で、前年度と比較して2.4%の増となっております。また、義務的経費以外のその他の経費は、総額で62億8,624万3,000円、構成比は51.2%で、前年度と比較して7.8%の減であります。

増減の主な内容を申し上げますと、人件費では、退職手当特別負担金の増等により4,569万6,000円の増、扶助費では、生活保護扶助費の増額等により、4,992万9,000円の増、物件費では、給食センター整備事業に伴う備品購入費などの増で1億5,874万円の増でございます。補助費等で、あわら消防署庁舎建設に伴う嶺北消防組合負担金の減等により6億4,203万1,000円の減となっております。普通建設事業費では、市民武道館の耐震補強・改修工事の終了や土地改良事業償還金補助金の減がある一方で、各小中学校給食搬入口改修工事や市営住宅長寿命化工事等により5,084万6,000円の増となっております。

次に、目的別の概要を申し上げます。

第1款、議会費は1億8,281万9,000円で、前年度と比較して569万円5,000円、3.0%の減となっております。減となりました主な要因といたしましては、議員共済組合負担金の減が挙げられます。

第2款、総務費は12億2,210万4,000円で、前年度と比較して1億4,800万4,000円、13.8%の増となっております。増となりました主な要因といたしましては、退職手当特別負担金の増や、市議会議員選挙経費等が挙げられます。

主な内容といたしましては、第1項、総務管理費で、福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金1億3,304万6,000円、埋蔵文化財センター解体工事2,500万円、第2項、徴税費で、路線価区域標準宅地評価業務委託料1,666万6,000円、市税過誤納還付金2,000万円、第3項、戸籍住民基本台帳費で、戸籍副

本データ作成システム構築業務委託料309万8,000円、第5項、統計調査費で、住宅・土地統計調査事業等の基幹統計費393万2,000円、第7項、諸費で、防犯灯設置事業補助金600万円、デマンド交通運行事業委託料2,558万7,000円、JR芦原温泉駅バリアフリー整備事業補助金660万2,000円などをそれぞれ計上いたしております。

第3款、民生費では41億1,001万4,000円で、前年度と比較して76万円の微増となっております。

民生費の主な内容といたしましては、第1項、社会福祉費で、国民健康保険特別会計繰出金1億5,783万円、重度障害者(児)医療費助成費1億4,900万円、障害者自立支援給付事業4億5,193万円、共通費・介護保険費に係る坂井地区広域連合負担金4億866万4,000円、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金3億4,440万円、後期高齢者医療特別会計繰出金7,198万2,000円、養護老人ホーム新築工事実施設計委託料2,500万円、老人保護施設措置費1億1,100万円、第2項、児童福祉費で、子ども医療費助成費6,740万円、児童手当支給費4億5,540万円、児童扶養手当支給費9,800万円、私立保育所・幼稚園措置委託料6億1,300万円、第3項、生活保護費で、生活保護給付費3億円などをそれぞれ計上いたしております。

第4款、衛生費では8億2,635万4,000円で、前年度と比較して2,388万5,000円、3.0%の増となっております。

衛生費の主な内容といたしましては、第1項、保健衛生費で、予防接種事業5,817万1,000円、妊婦・乳児健康診査事業2,405万8,000円、環境衛生に係る坂井地区広域連合負担金3,966万7,000円、葬祭費に係る坂井地区広域連合負担金1,932万1,000円、高料金対策等に係る水道事業会計補助金1億3,750万円、第2項、清掃費で、一般廃棄物収集委託料7,061万3,000円、資源ゴミ収集委託料3,845万2,000円、清掃センターなどに係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金2億7,842万8,000円、資源回収奨励事業補助金830万円などを計上いたしております。

第5款、労働費は1億758万1,000円で、前年度と比較して1,885万2,000円、14.9%の減となっております。減となりました主な要因といたしましては、緊急雇用創出事業が縮小されたことが挙げられます。

第6款、農林水産業費は4億4,537万8,000円で、前年度と比較して1億3,231万9,000円、22.9%の減となっております。減となりました主な要因といたしましては、土地改良事業償還金補助金の減が挙げられます。

主な内容といたしましては、第1項、農業費で、鳥獣害防止総合対策事業補助金1,737万3,000円、環境保全型農業支援事業補助金1,400万円、農地・水・環境協議会負担金4,602万1,000円、県営かんがい排水事業負担金2,047万6,000円、農道保全対策事業負担金3,485万円、農業集落排水事業会計負担金1,558万1,000円、農業集落排水事業会計補助金2,650万円、第2項、

林業費で、松食い虫被害総合対策委託料525万円、森林整備地域活動支援交付金事業補助金670万8,000円などを計上いたしております。

第7款、商工費では4億4,573万8,000円で、前年度と比較して8,582万2,000円、23.8%の増となっております。増とりました主な要因といたしましては、観光まちなみ魅力アップ事業、ふるさと創造プロジェクト事業等が挙げられます。

主な内容といたしましては、商工会運営事業補助金1,600万4,000円、中小企業振興資金預託金1億円、観光まちなみ魅力アップ事業360万円、ふるさと創造プロジェクト事業6,100万円、観光地周遊バス実証化事業負担金370万円、観光事業補助金1,785万円、学生合宿誘致事業補助金1,300万円、セントピアあわら管理委託料3,920万円、あわら温泉湯のまち広場管理委託料677万5,000円、産業団地整備事業特別会計繰出金556万8,000円などを計上いたしております。

第8款、土木費は13億5,757万1,000円で、前年度と比較して8,436万円、5.9%の減となっております。

主な内容といたしましては、第2項、道路橋りょう費で、一般市道に係る舗装補修工事費2,000万円、改良工事費7,820万円のほか、社会資本整備総合交付金事業の千束・赤尾線6,950万円、橋梁修繕工事費2,200万円、県営道路改良事業負担金1,360万円、除雪作業委託料1,300万円、第4項、都市計画費で、社会資本整備総合交付金事業の芦原温泉駅周辺整備事業4,520万3,000円、北陸新幹線建設事業負担金65万円、公共下水道事業会計負担金及び補助金4億8,639万3,000円、社会資本整備総合交付金事業の公共下水道事業会計補助金2億2,500万円、第5項、住宅費で、公営住宅長寿命化事業1億8万9,000円などを計上いたしております。

第9款、消防費は5億1,830万5,000円で、前年度と比較して5億9,244万9,000円、53.3%の大幅減となっております。これは、先ほども申し上げましたが、あわら消防署庁舎建設事業の完了に伴う嶺北消防組合負担金の減によるものであります。消防費の主な内容といたしましては、嶺北消防組合負担金4億8,285万円、災害情報テレホンサービス設備設置工事450万円、防災行政無線整備工事630万円などを計上いたしております。

第10款、教育費は15億8,770万8,000円で、前年度と比較して1億3,907万3,000円、9.6%の増となっております。増となりました主な要因としては、給食センター整備事業等が挙げられます。

教育費の主な内容といたしましては、第2項、小学校費で、複式学級解消等に係る臨時講師賃金3,624万2,000円、各小学校の改修・補修工事等で7,421万9,000円、スクールバス運行業務委託料2,123万7,000円、第3項、中学校費で、臨時講師賃金1,245万7,000円、スクールバス運行業務委託料3,329万1,000円、第4項、幼稚園費で、放課後児童健全育成事業1,120万

3,000円、第5項、社会教育費で、放課後子どもプラン推進事業3,620万9,000円、金津創作の森管理委託料7,938万3,000円、金津創作の森財団運営補助金1,000万円、複合生涯学習施設の運営管理に要する経費1,121万8,000円、第6項、保健体育費で、体育協会活動事業補助金711万2,000円、トリムマラソン開催経費456万5,000円、各小中学校給食搬入口改修工事や備品購入費等の給食センター整備事業1億9,928万7,000円などを計上いたしております。

第11款、災害復旧費は130万円で、前年度と同額の計上となっております。

第12款、公債費は14億4,966万3,000円で、前年度と比較して4,626万4,000円、3.3%の増となっております。内容は、市債の償還元金12億1,706万6,000円で、償還利子2億3,259万7,000円で、一時借入金利子20万円を含んでおります。

第13款、諸支出金は546万5,000円で、前年度と比較して13万3,000円、2.4%の減で、内容といたしましては各基金の利子分等の積立金であります。

第14款、予備費は1,000万円で、前年度と同額を計上いたしております。

次に、特別会計でございますけれども、まず、議案第10号、平成25年度あわら市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ31億8,530万円で、前年度と比較して400万円、0.1%の増となっております。

主な内容でございますけれども、歳入におきましては、国民健康保険税6億9,939万円、国庫支出金5億9,746万9,000円、療養給付費等交付金3億7,273万円、前期高齢者交付金8億円、共同事業交付金3億7,450万4,000円などを計上いたしております。なお、一般会計からの繰入金は、1億5,782万9,000円となっております。

また、歳出におきましては、保険給付費22億2,653万7,000円、後期高齢者支援金等3億5,007万1,000円、介護納付金1億5,800万円、共同事業拠出金3億7,450万7,000円などを計上いたしております。

議案第11号、平成25年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,900万円で、前年度と比較して250万円、0.9%の増となっております。

主な内容であります。歳入におきましては、後期高齢者医療保険料2億1,520万円、一般会計繰入金7,194万9,000円などを計上いたしております。なお、繰入金の内訳は、保険料軽減分として6,985万5,000円、事務費分として209万4,000円となっております。

また、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,506万5,000円を計上いたしております。

議案第12号、平成25年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算について申

上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ558万円で、前年度と比較して42万5,000円、8.2%の増となっております。

平成25年度においても、昨年度に引き続き、未売却となっております産業団地用地の販売促進のための人件費・旅費等のほか用地の維持管理に係る経費を計上したもので、歳入は、一般会計繰入金等を充てております。

議案第13号、平成25年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ506万9,000円で、前年度と比較して2万1,000円、0.4%の減となっております。

主な内容であります。歳入においては、共済掛金160万円、基金繰入金289万3,000円などを計上いたしております。

また、歳出では、総務管理費89万2,000円、共済給付金160万円などを計上いたしております。

議案第14号、平成25年度あわら市水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度当初予算と比較して0.1%の減となる7億9,990万円を計上いたしております。

また、支出におきましては、前年度当初予算と比較して0.1%の増となる7億9,229万6,000円を計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、前年度当初予算と比較して41.8%の増となる9,078万4,000円を計上いたしております。

また、支出におきましても、6.0%の増となる3億202万4,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、老朽管の布設替えなどの配水設備改良費6,400万円、企業債償還金1億8,060万6,000円であります。

なお、収益的収入及び支出の営業外収益で、一般会計からの高料金対策補助金1億3,750万円を計上いたしております。

議案第15号、平成25年度あわら市工業用水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度当初予算と比較して0.2%の減となる1,103万1,000円を計上いたしております。

また、支出におきましても、前年度当初予算と比較して微減となる1,058万9,000円を計上いたしております。

なお、平成25年度も建設改良等の予定がないため、本会計は収益的収支の計上のみとなっております。

議案第16号、平成25年度あわら市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度当初予算と比較して9.

8%の減となる9億6,247万8,000円を計上いたしております。

また、支出におきましても、前年度当初予算に比較して10.1%減の9億4,975万8,000円を計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、前年度当初予算に比較して2.9%の減となる9億8,583万9,000円を計上いたしております。

また、支出におきましても、3.4%の減となる13億2,930万7,000円を計上いたしております。

なお、平成25年度の建設事業は、社会資本整備総合交付金分で4億5,000万円、市単独事業分で1,410万円を予定いたしております。また、収益的収入及び支出の営業外収益で、一般会計からの高資本対策補助金1億1,330万円を計上いたしております。

議案第17号、平成25年度あわら市農業集落排水事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度当初予算に比較して2.6%の減となる5,110万5,000円を計上いたしております。

また、支出におきましても、前年度当初予算に比較して2.4%の減となる5,098万6,000円を、計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、前年度当初予算に比較して6.9%の増となる1,230万円を、支出におきましても、前年度当初予算に比較して2.6%の増となる2,785万8,000円を計上いたしております。

なお、収益的収入で2,320万円、資本的収入で330万円の一般会計補助金を計上いたしております。

議案第18号、平成25年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度当初予算に比較して6.3%の増となる1億6,861万5,000円を計上いたしております。

これに対し、支出におきましては、前年度当初予算に比較して0.5%の減となる1億5,935万7,000円を計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、前年度当初予算同額の21万5,000円を計上いたしております。

また、支出におきましては、前年度当初予算に比較して35.1%の減となる2,126万6,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、配水管布設替等の配水設備改良費532万5,000円、事務費1,444万1,000円であります。

以上、あわら市各会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業会計に係る平成25年度当初予算の概要を申し上げます。

十分なるご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。



議長（向山信博君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） ただ今、議題となっています、議案第9号から議案第18号までの10議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

#### 議案第19号から議案第32号の

##### 一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第21、議案第19号、あわら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、日程第22、議案第20号、あわら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について、日程第23、議案第21号、あわら市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、日程第24、議案第22号、あわら市水道事業水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の制定について、日程第25、議案第23号、芦原温泉上水道財産区水道事業水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の制定について、日程第26、議案第24号、あわら市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について、程第27、議案第25号、あわら市重度障害者（児）医療費助成条例の一部を改正する等の条例の制定について、日程第28、議案第26号、あわら市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第29、議案第27号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について、日程第30、議案第28号、あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、日程第31、議案29号、あわら市公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第32、議案第30号、あわら市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について、日程第33、議案第31号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、日程第34、議案第32号、あわら市放課後子どもクラブ事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案14件を一括議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第19号、あわら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから議案第32号、あわら市放課後子どもクラブ事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの14議案の提案理由を申し上げます。

まず、議案第19号、あわら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法により、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発した場合には、市に対策本部を設けることが義務付けられたため、本部の組織構成や招集方法等を規定した新たな条例を制定するものであります。

議案第20号、あわら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法により道路法等の一部が改正され、市道の構造の技術的基準については、市が条例で規定することとされたため、新たに条例を制定するものであります。内容といたしましては、市が道路を建設する場合の幅員、設計速度、道路標識等の技術的基準について、政令を参酌し整備をするものであります。

議案第21号、あわら市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については、前条例の例と同じく地域主権改革一括法により河川法の一部が改正され、市が管理する準用河川の管理施設等の構造の技術的基準については、市が条例で規定することとされたため、新たに条例を制定するものであります。内容といたしましては、市が準用河川の堤防、水門、橋等の管理施設を建設する場合の技術的基準について、政令を参酌し整備をするものであります。

議案第22号、あわら市水道事業 水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の制定についても、前条例の例と同じく地域主権改革一括法により水道法の一部が改正され、市が行う水道事業における水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格については、市が条例で規定することとされたため、新たに条例を制定するものであります。内容といたしましては、市の水道事業における水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格について、政令を参酌し整備をするものであります。

議案第23号、芦原温泉上水道財産区市水道事業、水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の制定についても、前条例の例と同じく地域主権改革一括法により水道法の一部が改正され、財産区が行う水道事業における水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格については、市が条例で規定することとされたため、新たに条例を制定するものであります。内容といたしましては、財産区の水道事業における水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格について、政令を参酌し整備をするものであります。

議案第24号、あわら市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法が改正され、条例中に引用している条文が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号、あわら市重度障害者（児）医療費助成条例の一部を改正する等の条例の制定については、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたことに伴い、条例中の引用法律名の改正及び関係のあるホームヘルプサービス手数料条例の廃止を行うものであります。

議案第26号、あわら市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及

び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定については、産業集積に関する基本計画の見直しに伴い、条例中の用語の削除を行うものであります。

議案第27号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定については、地域主権改革一括法により都市公園法等の一部が改正され、都市公園の設置、配置、規模等の基準については、市が条例で規定することとされたため、政令を参酌した当該規定を追加するものであります。

議案第28号、あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、地域主権改革一括法により下水道法の一部が改正され、市が設置する下水道施設の構造基準等については、市が条例で規定することとされたため、政令を参酌した当該規定を追加するものであります。

議案第29号、あわら市公共下水道事業及び農集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地域主権改革一括法により下水道法の一部が改正され、公共下水道の事業計画については、国の認可から協議に変更されたため、条例中の用語の改正等を行うものであります。

議案第30号、あわら市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定については、多様化する就学支援対象者に適切な支援を行うため、委員の数を15人以内から18人以内に増やす改正を行うものであります。

議案第31号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、公民館活動を充実させるため、学校教育、社会教育関係者、学識経験者など10人以内で構成する公民館運営審議会を設置したいので、必要な改正を行うものであります。

議案第32号、あわら市放課後子どもクラブ事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これまで、放課後子どもクラブ事業に利用料の減免規定がなかったため、当該規定を設けるもので、生活保護世帯については全額を、市民税所得割が非課税又は5,000円以下の世帯については2分の1を減額するなどの規定を追加しております。

以上、14議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する総括を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） ただ今、議題となっております、議案第19号から議案第32号までの14議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議長（向山信博君） 日程第35、議案第33号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、を議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第33号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、福井市が福井坂井地区広域市町村圏事務組合の電算業務の共同処理から離脱したことに伴い、議員の定数について見直しが行われた結果、福井市に係る議員の定数を3人減ずる改正を行うものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています、議案第33号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

---

#### 議案第34号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第36、議案第34号、坂井地区広域連合規約の変更について、を議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第34号、坂井地区広域連合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたことに伴い、規約中の用語について、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています、議案第34号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託します。

議案第35号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第37、議案第35号、市道路線の認定についてを議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第35号、市道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、市道路線の見直しを行った結果、横垣団地5号線、横垣団地6号線及び北潟西5号線の3路線を新たに市道として認定するものであります。いずれも市道と認定し、市において管理すべき路線と認められるものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています、議案第35号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託します。

---

議案第36号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第38、議案第36号、あわら市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第36号、あわら市教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

議案第36号につきましては、現教育委員会委員の手塚和典氏が、本年5月11日で任期満了となるため、その後任として、あわら市番田第1号8番地5、玉川洋一氏を委員に選任いたしたいので、この案を提出するものであります。

同氏は、人格、識見ともに教育委員会委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第36号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、討論、採決に入ります。

議案第36号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第36号は、同意することに決定しました。

---

#### 議案第37号から議案39号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・討論・採決

議長(向山信博君) 日程第39、議案第37号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第40、議案第38号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第41、議案第39号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上の議案3件を一括議題とします。

議長(向山信博君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました、議案第37号から議案第39号までの、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

これら3議案につきましては、現固定資産評価審査委員会委員を選任することについて、議会の同意をお願いするものであります。

議案第37号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の黒田 哲氏が本年5月10日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員に選任いたしたいので、この案を提出するものであります。

議案第38号につきましては、現固定資産評価審査委員会委員の伊藤清明氏が本年5月10日で任期満了となるため、その後任として、あわら市中浜第35号32番地、山口博行氏を委員に選任いたしたいので、この案を提出するものであります。

議案第39号につきましては、現固定資産評価審査委員会委員の森 佳寿代氏が本年5月10日で任期満了となるため、その後任として、あわら市春宮三丁目15番13号、五十嵐正枝氏を委員に選任いたしたいので、この案を提出するものであります。

3氏は、人格、識見ともに固定資産評価審査委員会委員に適任であると思われま

すので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっており議案第37号から議案第39号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

議長（向山信博君） これより討論、採決に入ります。

---

議長（向山信博君） 議案第37号について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議案第37号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第37号は同意することに決定しました。

---

議長（向山信博君） 議案第38号について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議案第38号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第38号は同意することに決定しました。

---

議長（向山信博君） 議案第39号について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第39号は同意することに決定しました。

---

請願第 1 号から請願第 3 号の委員会付託

議長（向山信博君） 日程第 4 2、請願第 1 号、日本軍「慰安婦」問題の 1 日も早い法的解決、謝罪と補償を求める意見書提出に関する請願、日程第 4 3、請願第 2 号、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択のための請願、日程第 4 4、請願第 3 号、「食料自給率 5 0 %達成目標の設置及び T P P（環太平洋連携協定）参加を行わないことを政府に強く求める意見書」提出に関する請願、以上の請願 3 件は、お手元に配布してあります付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託します。

---

発議第 1 号から発議第 2 号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第 4 5、発議第 1 号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、日程第 4 6、発議第 2 号、あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、以上、議案 2 件を一括議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 1 2 番、丸谷浩二君。

12 番（丸谷浩二君） 発議第 1 号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、趣旨説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致を行うことができることと改正されたことから、本規則の所要の改正を行うものであります。

次に、発議第 2 号、あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、委員会に関する事項が条例に委任されたため、本条例の所要の改正を行うものであります。

以上、発議 2 件につきまして所定の賛成者を得て提出いたしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（向山信博君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第 1 号と発議第 2 号につきましては、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



議長（向山信博君） 異議なしと認めます。  
議長（向山信博君） これより、討論、採決に入ります。

---

議長（向山信博君） 発議第 1 号について討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。  
これより発議第 1 号を採決します。  
本案を提案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。  
したがって、発議第 1 号は提案のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 発議第 2 号について討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。  
これより発議第 2 号を採決いたします。  
本案を提案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。  
したがって、発議第 2 号は提案のとおり可決されました。

---

#### 散会の宣言

議長（向山信博君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
なお、3月5日は、午前9時30分から会議を開きます。  
本日は、これにて解散します。

（午前 11 時 51 分）

---

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する

平成 2 5 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

## 第64回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

平成25年3月5日(火)

午前9時30分開議

### 1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(散 会)

---

出席議員（17名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央		

欠席議員（1名）

18番 杉田剛

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	小坂康夫
財政部長	田崎正實	市民福祉部長	志田尚一
経済産業部長	嶋屋昭則	土木部長	細川秀己
教育部長	高橋瑞峰	会計管理者	出口誠一
市民福祉部理事	坂東雅実	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	道地菊代	補	佐渡邊清宏
主査	宮川豊一		

---

### 開議の宣告

議長（向山信博君） これより、本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の出席議員数は、17名であります。

杉田 剛君は欠席の届けが出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時29分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、吉田太一君、2番、森 之嗣君の両名を指名します。

---

### 一般質問

議長（向山信博君） 日程第2、これより一般質問を行います。

吉田太一君

議長（向山信博君） 一般質問は通告順に従い、1番、吉田太一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） おはようございます。通告順に従い、1番、吉田太一、一般質問をさせていただきます。今回も大きく分けて二つの質問をさせていただきます。

2014年の北陸新幹線金沢開業に向けて橋本市長は観光施策充実を図る周辺整備を一気に加速させる、金沢開業、県内開業に的確に対応できるかが、あわら市観光の未来を左右すると言っていますが、私もまさにそのとおりだと思います。北陸新幹線金沢開業と敦賀延伸に向け、観光施策充実を図るハード事業としてJR芦原温泉駅周辺整備事業に4,520万円、あわら温泉街の修景整備などに係る設計委託料に4,900万円、あわら温泉湯のまち広場での足湯の整備に1億8,000万円などが上程されています。あわら温泉街の修景整備では足湯、石畳の歩道、せせらぎを設けるなど温泉らしいまちづくりになっていくのかなと思いますが、ここで一つ目の質問をさせていただきます。

観光まちなみ魅力アップ事業の概要は、どのようなものでしょうか。また、石畳の歩道はどこにつくる予定なのでしょう。せせらぎは、どこにつくるのでしょうか。足湯に関しては、あわら温泉湯のまち広場をつくる时候にも一般質問をさせていただきましたが、温泉場に足湯がないのは温泉のまちとして物足りない、是非つくってほしいと発言をさせていただきましたが、当時、市長は財源がないということとつけれないと発言をされました。私は、温泉街は観光客が街並みを歩いて回る

姿こそ温泉地のあるべき姿だと思っています。その第一歩は、私は足湯だと思っています。足湯整備に1億8,000万とは、どのような足湯をつくるのでしょうか。これも大事なことです、維持管理はどこがみるのでしょうか。また予算的に、どれくらいみているのでしょうか。

以上のことについて経済産業部長、お答えをお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) 吉田議員のご質問にお答えをいたします。

県が創設しました観光まちなみ魅力アップ事業につきましては、北陸新幹線金沢開業や舞鶴若狭自動車道の全線開通等に向けて、地域の歴史、文化、自然、産業などを生かした観光地づくりを行う事業でございます。この事業につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して行うまちなみ整備事業に県が上乘せをして支援するもので、補助率につきましては、国、県を合わせまして8割または7割となっている状況でございます。あわら市では、事業名を温泉情緒あふれる華やぎのまちづくりとしまして、24年度から27年度までの4カ年で総事業費約7億6,000万円を予定いたしております。

基本となりますまちづくり計画の策定状況について申し上げますと、昨年11月に観光団体や地元区、専門家、市職員14人で構成します観光まちづくり推進会議を立ち上げ、これまでに4回の会議を開催し、今月中に計画を取りまとめることといたしております。

また、事業の内容といたしましては、今回の補正予算に計上しましたあわら温泉湯のまち広場内に整備いたします足湯施設に1億8,000万円のほかに、温泉街の幹線市道3路線の修景街路整備に5億2,500万円、駐車場やポケットパーク等の整備に5,700万円を予定いたしております。これらの整備によりまして、北陸新幹線金沢開業や舞鶴若狭自動車道全線開通後の観光客をあわら温泉に引き寄せるとともに、宿泊客のまち歩きを促すことで滞在時間を引き伸ばし、温泉街の活性化を図ろうとするものであります。

次に、石畳の歩道とせせらぎについて申し上げます。先ほど申し上げました幹線市道3路線の修景街路整備では、敷石などを敷き詰めた石畳風の歩道整備を予定しております。このうち、温泉街を南北に走ります市道田中々舟津線につきましては、歩行者の通行を優先する歩車共存道路の整備を念頭に、温泉情緒あふれる華やぎのまちづくりにふさわしい整備を検討いたしております。具体的には、石畳風の道路に加え、せせらぎや休憩施設、植栽、照明等を効果的に配置し、まち歩きのメインストリートにしたいと考えており、今後予定の調査、設計業務において詳細を詰めまして具体化して参りたいと考えてございます。

また、足湯についてであります、この足湯を本事業の中核施設と位置づけ、規模あるいは機能面において先行する他の温泉地を上回る話題性のあるものにしたいと考えております。今後、プロポーザル方式によりまして実施設計者を決定し、デ

デザイン性、機能性、独創性のある施設に仕上げたいと考えてございます。また、足湯施設の維持管理につきましては、指定管理者制度による運営を予定しております。年間の維持管理費につきましては、実施設計を進める過程で、具体的な試算をして参りたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 今、プロポーザルで行うと聞きましたが、私はどうにも足湯に1億8,000万というのがイメージができないんです。あわら温泉湯のまち広場、あれをつくるのに1億5,000万円。あの公園よりもお金がかかるという足湯は、どのようなものか。今後、税収の好転がのぞめない状況、2014年度、来年度から地方交付税の優遇措置が段階的になくなっていくことを考えれば、市の財政が厳しくなっていくことは明らかだと思います。私は、足湯をつくることは、先ほども言いましたが賛成です。しかし、このような多額の金額をかけてつくる足湯に対しては、不安を考えます。

プロポーザルでということでしたが、ある程度のイメージができていないと金額が出ないとは思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) 再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように地方交付税優遇措置の段階的削減、また企業立地助成金、起債の償還、義務的経費の増大等、市の財政を取り巻く状況は本当に今後、厳しくなることが見込まれております。今回の事業につきましては、その中で温泉街の魅力づくりには欠かせない事業ということでとらえてございます。

お尋ねの足湯のイメージでございますが、この施設につきましては市の貴重な観光資源であります天然温泉を利用しました市民や観光客が集まり交流する施設として整備し、魅力あるあわら温泉の観光の拠点として整備していくものでございます。現時点での施設のイメージでございますが、建設場所につきましては伝統芸能館南隣の約250㎡の敷地に30人程度が同時に入れるような規模で、構造的には木造平屋建てを計画しております。

施設のコンセプトといたしましては、昭和31年の芦原大火等により失われました伝統的な意匠、技法を再現した建屋としまして、各旅館が持っているような趣のある庭園をも配置したような温泉情緒を醸し出す、そういうようなものであって、かつデザイン性やら機能性、独創性をあわせ持った施設となるようプロポーザルコンペにおいて提案をしていただきたいと現在考えてございます。また、隣接しますあわら温泉屋台村、湯けむり横丁、これとの相乗効果を引き出せるような仕掛けや機能等も組み込んで参りたいと、このように考えてございますので、よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 再度、部長、お聞きしますが、何度も言いますが、1億8,000万の足湯をつくるということは当然、維持管理費もそれなりの金額がかかってくると予想されます。つくった当初はいいんですけども、足湯が老朽化していけば当然、補修となってきます。そのときの金額も大きいものとなると予想されます。指定管理者に任せるといっても、大型補修は当然、市の財源からとなってくるでしょう。私は新しい施設をつくる時に利用頻度、範囲、維持管理と5年、10年先を考えてつくっていくべきだと思いますが、このことについて部長、再度お尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) お答えをいたします。

具体的な維持管理の経費につきましては、この時点では申し上げることはできませんが、この足湯があわら温泉の観光の拠点ということになることから、ある程度の維持管理費は必要かと考えてございます。その中で、プロポーザルを行う中で維持管理経費、補修費などのランニングコスト等を算定、明示し、それに基づく省エネ、また省資源にも配慮した提案を取り入れて参りたいと考えてございます。具体的な維持管理費の明示につきましては、今後とさせていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 景観だけ整備されて中身がないものでは私はいけないと思います。このように温泉地としての整備がなされていく中で、あわら市の役割、あわら市観光協会の役割、旅館組合の役割、それぞれあると思います。それぞれの役割について市としての方向性、どのように各団体に指導していくのか、市長のお考えをお聞きかせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 今、ご指摘ありましたように、例えば足湯一つだけ取ってみましても1億8,000万という巨費を投じるわけでありまして。たまたまですけども、今回は24年度の補正予算に予算計上させていただいております。といいますは従来、この華やぎのまちづくりは県の魅力アップ事業で対応しようというふうに考えておりましたが、国の緊急経済対策が出ましたので、あえて魅力アップ事業から外して、この事業だけは補正予算で対応させていただきました。これによりまして、市の実質的負担はほとんどないというぐらい、非常に有利な制度でありましたので、あえて、これだけは別にして補正に上げさせていただいたということでありまして。

ただし今、議員ご指摘のように、将来の維持管理、これは足湯だけではありませんけども、すべての公共的な施設については、それは考えなければいけないと思います。そういうことを考えても、なおかつそれに見合うだけの効果というものを求めていかなければならない。まさにその効果を求めるためにはソフトが大事でありますし、今、議員ご指摘のように各種団体との連携といいますか、をどうしていくのかということが非常に私は大事だというふうに思っております。今、この足湯なり、あるいは魅力アップで整備する事業そのものについて具体的にはどの団体とどのような協議をしているかということについては、まだこれからの話でありますから明確にお答えすることはできませんが、非常に象徴的な話といたしまして、ついせんだっても、ある観光の専門の先生をお招きいただきまして検討会を行いました。そのときに、例えば足湯一つをとってみても、足湯をつくって、そのまま放置しといたんでは何にもならないと。かえって閑古鳥が鳴くし寂しい状況になるであろうと。例えば、吹きさらしの状況で足湯をつくって、あるいは、だれもそこで相手をする人がいなかったり、足をふくタオルがなかったりというようなことではいけないので、例えばそこで、いつもまちのことを語ってくれる語り部がそこにいるとか、あるいは、事のよしあしは別、可能性は別として、例えばそこでラーメンを食べたいんだというときにはラーメンを持ってくる、そういうふうなことをするべきでないとか、そういうことを今後、まちの人たちと十分話し合いをして、よりよいものに仕上げていくべきであろうというふうなご指摘がありました。

吉田議員のご指摘は、まさに私はそういうことだろうというふうに思っております。足湯一つをとりますしても、まだまだ可能性はあると思いますし、皆さんとともに考えていくべきことはあるかと思っております。それは、まさにこれから十分検討していきたいと思っておりますし、そういうことができるか、できないかによって、私はこの事業が成功するか、失敗に終わるかの分岐点だというふうに思っております。非常に私は大事なご指摘だろうと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 先日もテレビで見ましたが、熱海温泉の復活をかけた自治体の取り組みを見ました。自治体の取り組みなしではあわら温泉の復活はできないと思います。市長、期待をしています。あわら市旅館組合、あわら市観光協会、しっかりと連携を組ながら取り組んでいただきたいと思っております。

続いて2問目の質問に入ります。昨年9月の一般質問ではいじめの問題について、12月議会では2学期制、小学校の統廃合、中高一貫教育について質問をさせていただきました。県の中高一貫教育では高志高校に併設型の学校をつくるとの発表がありました。今議会で、私にとっては15回目の定例議会です。教育委員会に対しての質問は今回で9回目となります。私は、子供は無限の樹形図、1人の子供が育てば、その子供がまた子供を生み、永遠に広がっていく樹形図だと思っております。つまり、1人の子供を育てることは、たくさんの未来をつくることだと思いま



す。家庭ではもちろんですが、教師も子供を育てる意味では人の未来をつくる大事な役割を担っていると思います。ですから、私は議員活動の中でも特に教育関係には力を入れさせていただいています。教育委員会の役割は大変重要です。

そこでは、あわら市内にはないと思いますが、学級崩壊、モンスターペアレントなど複雑化する学校現場では、教育のマニュアル化によって教師が萎縮し、事なかれ主義に陥ってはないでしょうか。私は先生方に自信を持ってやっていただき、萎縮させることなく応援をしていくのが教育委員会だと思っています。あらゆる問題、学校、教育間でのジャッジメントをするのが教育委員会です。そこで、今回は体罰について質問をさせていただきます。

昨年、体罰を受け自殺者が出たことにより、マスコミ等でも取り上げられ、社会問題となっている体罰について、そもそも学校教育法の第11条、学生、生徒等の懲戒で、校長及び教員は教育上、必要があると認めるときは文部科学大臣の定めるところにより学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできないと書かれています。つまり、体罰は違法。でも懲戒を加えることはできる、要するに、懲らしめることはできると解釈されます。げんこつ、正座、教室に立たせるなど、どこまでが懲戒で、どこからが体罰なのか大変区別がつけにくいところがあります。あわら市内にはないと思いますが、荒れている学校などでは、「おまえら、手を出せないんだろう」と意図的にけんかを売ってくる生徒がいるとも聞きます。そんな生徒を押さえつけることさえ体罰というのであれば、私は教育などはできないと思います。そこで、教育長は体罰と懲戒の定義はどこだと思いますか。

また、県でも、この事件により、教育委員会では調査をし、県内では13件の体罰があったと確認されました。あわら市内ではどうでしょうか。小中学校での体罰の報告は受けていますか。また、スポーツ少年団等での体罰の報告は受けていますか。スポーツにおける指導と体罰の因果関係についての見解はどうでしょうか。また、生活指導における指導と体罰の因果関係について、どのような見解でしょうか。過去において各学校に対し体罰についての教育委員会の指導は、どのように行ってきたのでしょうか。

以上のことについて教育長、回答をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) お答えいたします。

先ごろ、大阪市の高等学校において、部活動顧問による体罰により、生徒が尊い命を失うという重大な事案が発生したことは、大変悲しいことであり、しかも教育に対する信頼を損なう残念な出来事でありました。児童・生徒への指導に対し、身体に対する侵害や肉体的苦痛を与える体罰は、いかなる理由があっても行ってはなりません。教育委員会としましては、今一度この問題を真摯に受けとめ、日ごろから教員、児童・生徒、保護者間での信頼関係を築いていくことが大切であると考え

ております。

さて、1点目の体罰と懲戒の違いはどこかというご質問ですが、はっきりとした定義づけで区別することはなかなか難しいことだと思います。ただ、殴る、ける、平手でたたくなど、身体を侵害する行為は明らかに体罰ですし、長時間にわたる正座や直立を強いるような肉体的苦痛を与える行為も体罰と言わざるを得ません。一方、授業中、教室に起立させたり、罰として学習課題や清掃活動を課したり、立ち歩きの多い児童・生徒をしかって席につかせることは懲戒の範囲内にとらえています。また、教員に対する児童・生徒からの暴力行為に対して、教員が防衛のためにやむを得ずにとった行為は、体罰に該当しないものと考えられます。

続いて2点目の体罰の報告についてですが、1月下旬に、各学校の校長が、中学校では部活動の顧問、副顧問及び各部の主将を中心に、体罰を含め行き過ぎた行為や気がかりな点について聴取を行いました。また、小学校では、管理職が日ごろから把握している気がかりな点について、教職員から聞き取り調査を行っております。

その結果、教職員の指導に一貫性がないとか顧問が部活動を簡単にやめさせてくれなかった、相談に対する対応に誠意が感じられなかった等の気がかりな事案が全部で5件、市に報告され、県にも報告しております。しかし、これらについては、いずれも暴言等を含めた体罰事案には該当しておりませんでした。したがって、先日新聞等で報道されました県内の体罰事案13件の中に、あわら市の事案は含まれておりません。また、調査対象期間は24年4月から平成25年1月末までであります。

3点目のスポーツ少年団等での体罰の報告につきましては、現在報告は受けておりませんが、2月8日に開催した各団の代表指導者で組織する運営委員会の席で体罰防止についてお願いをしております。

4点目のスポーツについての指導と体罰の因果関係についてですが、勝利至上主義に走り、もう一つ上の結果を求めるため、過激な指導となり、体罰が団員の能力向上に成果があると指導者が信じていることに要因があると考えております。今後の取組みといたしましては、平成21年度に策定した、あわら市スポーツ少年団活動方針に基づき活動するよう指導して参ります。また、各団の指導内容を観察するとともに、会議等において体罰が発生しないよう引き続き注意して参ります。

5点目の学校生活における指導と体罰の因果関係についてですが、今回の調査結果を分析しますと、体罰が起きる背景には、教員の人権に対する認識が不十分である、自分の指導法が間違っていないという過信がある、教員と児童・生徒とのコミュニケーションが不十分で信頼関係が築かれていない、部活動の指導を顧問に任せっきりで、副顧問が機能していないなど、多くの要因があることが明らかになりました。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり体罰は暴力、人権侵害であり、決して許されるものではありません。今後は、より一層体罰を許容しない土壌づくりに努め、学校の法令順守の確立に努めて参りたいと考えております。

最後の体罰についての学校への指導についてですが、私は毎年一、二回市内全て

の学校を訪問しますが、そのたびに体罰や暴言を含めた不祥事の防止について、全教職員に示達しております。また、2月18日の校長会では、体罰の根絶に向けて、教職員の意識改革を図ること、管理職をはじめ全校での指導体制を確立すること、事例研修や校内研修を含め研修を充実すること、悩みや不安を相談できる体制づくりを確立することなどにより、校長のリーダーシップのもと、体罰のない学校づくりを推進するよう指示したところであります。

また3月中旬には県内部活動指導者を対象にした体罰をなくすための指導者研修会の開催も予定されております。

いずれにしましても、体罰の原因は教員の指導力不足によるものです。今後とも授業力や生徒指導力、部活動の指導力を向上させ、子供たちの自立心を高める時代に合った指導の充実に心がけて参りたいと考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 幸い、あわら市内においては問題になる報告はないと聞きました。体罰等の取り組みについても聞きました。報道等によると教育委員会の隠ぺいなど問題な教育委員会が取りざたされていますが、あわら市の教育委員会には、このようなことがないと信じています。今後とも、しっかりと子供たちのため、頑張っていたきたいと思えます。

これにて私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

---

笹原幸信君

議長(向山信博君) 続きまして、通告順に従い、7番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 市政会、笹原幸信であります。

今回、災害時の住民の避難についてということで質問をいたします。

本市は平成16年3月に合併して10年目に入りました。いま一度、気を引き締めて市民の安心、安全について考えなければならないと思ひ質問をいたします。今回、質問をしますのは、平成24年の議会報告会におきまして拠点避難所のかぎはどうなっているのかという質問がございました。翌日、それを受けまして、担当課の総務の方へ伝えました。総務課と、それから学校公民館は教育総務課が担当でございますので、教育総務課が協議をいたしまして、その回答をいただきました。その回答の内容は、災害が発生した際には、まず市の職員が市役所へ被害の状況等の報告と現状を報告しまして善後策を役所で打ち合わせをした後に学校、公民館のかぎを持って当該の拠点避難所へ戻るという回答でございました。この回答を質問した方に連絡をしましたが、それでは遅すぎて不十分であるとのことご意見をいただきま

した。市で決めてある災害時の市民の避難については、まず各地区で決められている自主避難所から、例えば集落センターとか、そういうところですけども、集落センターに避難をして、災害対策本部から避難勧告、避難指示があった際に拠点避難所に避難をすることになっていますが、最初から拠点避難所へ避難すると思っている市民も多いのではないかと思います。このことに関して区長及び住民への周知が徹底されていないのではないかと思います、いかがでしょうか。

次に、最初に1次避難所に避難ということになっていても、目の前に去年避難所があれば、その方へ避難をすると思います。ところが学校や公民館、拠点避難所のかぎがなく中へ入れないとすると、非常に不便であり不安が募って参ります。防災関係の所管課は総務課であります。拠点避難所の大部分は、先ほども申し上げているように学校、公民館を所管するのは教育委員会であります。拠点避難所のかぎの管理を含め、内部の連携はとれているのかどうかをお伺いをいたします。

それから拠点避難所の食糧、水、トイレ等の手配はすぐとれるのかもお伺いをいたします。また、医薬品等の備蓄はどうなっているのか、その点もお願いをいたします。

次に、今の拠点避難場所の設定は各小学校区の単位、あるいは地区区長会の区域でなされているのだと思いますが、例えば合併等によりまして地区の境界に住んでいる方には、近くにほかの地区の拠点避難所があるにもかかわらず遠方にある指定された避難所に行かなければならないのか、疑問のあるところであり、市としてどのように考えるのかをお願いをいたします。

防災関係ですけども、大分以前に県の補助で電柱に海拔を表示すると聞いておりましたが、いまだ実施されておられません。どうなっているのか、お答えをしていただきたいと思います。自分の住んでいるところが海拔何メートルであるのか知っとくのは非常に関心があることではないかと、そういうふうに思います。実施しなくなった理由について、なぜ実施しなくなったのか、報告を願いたいと思います。

最後に、水防倉庫ですけども、これは建設課の所管ですが、一輪車の空気がほとんどないのが見受けられました。万一の場合、使用不可能にならないよう、点検をしっかりとすべきだと思います。それと空気入れも備えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問、終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務部長、小坂康夫君。

総務部長(小坂康夫君) 笹原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、災害時の住民避難の流れを説明させていただきます。

大規模な災害が発生し、あるいは発生する可能性が極めて高い場合には、市は直ちに災害対策本部を設置して拠点避難場所での避難所開設の必要性の有無や避難勧告、避難指示等を発するかどうかを検討をいたします。そして、それらが必要であると決定した場合、まず、避難所の開設準備に取りかかります。

しかしながら、例えば、災害が地震による場合は避難所となる体育館等の施設について、窓ガラスの破片や、天井の照明などの落下物がないか、床や壁の安全性は保たれているかどうかなどの点検を行って、飲料水、食糧の手配、職員の配置などに目処がついた段階で、開設するということになります。この準備が整うまでの間、さらには避難勧告等が出るまでの間は、住民の皆様には各区の自主防災組織あるいは区が決めた自主避難場所である集落センター、区民館等に避難するとともに地区での応急対応に当たっていただくことになります。

以上が住民避難の大きな流れでございますが、現在、市内131区中78区に自主防災組織が設立されており、設立前の説明会あるいは設立後の講習会などの際には、必ずこれらのことを説明させていただいております。また、市の総合防災訓練におきましても、一たん、集落センター、区民館等に集合し、自主防災組織の会長或いは区長が参集状況を確認してから拠点避難場所へ移動することとしております。

今後、更なる自主防災組織の設立を促進し、避難手順等の説明の機会を増やすとともに、総合防災訓練を毎年地区を変えて実施していくことで、区長や住民の皆様に対し、より一層の周知徹底を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の市の組織内の連携につきましては、災害対策本部の構成員には当然、教育委員会職員も入っていること、また、今ほど申し上げましたとおり、災害発生後直ちに避難所を開設できるものではないことから、避難場所の鍵を管理している所管課と防災担当課が違うことによる問題は発生しないと考えております。

また、水と食糧につきましては、県の備蓄基準を上回る数量を榛ノ木原の大型倉庫に保管しており、緊急時の応急対応が可能となっておりますが、簡易トイレにつきましては、同基準はないものの、十分な数量があるとは言えないのが現状であり、災害時には必需品であることから、今後、備蓄量を増やしていきたいと考えております。

3点目の拠点避難場所の設定につきましては、現在、小学校単位あるいは地区区長会の区域等で設定をしております。しかしながら、もともと旧町ごとの設定であるため、合併し市になった後、旧両町の境にある区においては、議員ご指摘のとおり、他地区の拠点避難場所の方が、自分の住んでいる地区の第1次避難場所より近いという事例があるのも事実であります。

避難勧告、避難指示等は、指定された拠点避難場所でなければ避難できないとの強制力を持つものではなく、それ以外の場所に避難した場合に受け入れてもらえないというものではありませんが、指定という言葉から半強制的に感じられ、なぜ、わざわざ遠方まで行かなければならないのかとの疑問を持つ方もおられると思います。しかしながら、小学校あるいは地区区長会を単位とする避難所には、地縁による結びつきが強く、顔見知りが多いため、安否確認がしやすい、まとまりやすい、避難者同士で話がしやすいなどの大きな長所もあります。

もちろん、被害状況によっては、指定避難場所への経路が遮断されていたり、当

該避難所そのものが大きな被害を受けて使用できない場合もあり得るわけですから、そのような場合は、適宜、指定する避難場所を変更することもあります。

いずれにいたしましても、拠点避難場所の設定につきましては、住民の皆様のご意見も伺いながら、今後、防災計画の見直しの中で、検討をして参りたいと考えております。

4点目の電柱に海拔表示をすることにつきましては、当初、県の津波シミュレーションが発表されるまでは、竹田川の遡上も考慮し、市内の広い範囲で津波による被害が出ることを想定しておりましたが、昨年9月に県から発表された被害見込は、吉崎地区、浜坂区の一部や人家のない沿岸部など限定的なものでございました。

このため、海拔表示につきましては、当面、県のシミュレーションで被害が予想される両地区及び海岸の一部に設置することに計画を変更し、昨年12月には、両地区においてシミュレーション結果の説明会を兼ねて、避難経路や海拔表示板の設置場所を行政、住民と一緒に検討するワークショップを開催いたしました。

今後、これらの結果をもとに設置場所を決定し、平成25年度の補正予算において、必要な経費を計上させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後、5点目の水防倉庫の資材の管理につきましては、現在、建設課が管理している水防倉庫は瓜生、榛ノ木原、上番の3カ所にあり、土嚢袋、たる木、スコップ、鎌、ハンマーなどの資材、機具が保管されております。毎年、5月の全国水防月間に合わせて在庫数の調査や点検を行っておりますが、一輪車のタイヤの空気圧点検までは行っておりませんでした。

今後は、一輪車のタイヤの空気圧点検を実施することはもちろんのこと、いつでも、すぐに使えるようにノーパンクタイヤの仕様に順次変えていくことも考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 今、回答をいただいたんですけど、一番聞きたかったかぎの取り扱いについての回答がありませんでしたね。地震等が発生して道路が寸断された状況で、例えば当該の地区から職員が歩いて市役所に向かう。そこで市役所でいる食糧、トイレ、水、そういうもの、災害状況の報告とか、そういうものを打ち合わせをした後、かぎを持って拠点避難所へ行くのでは相当の時間がかかると予想されます。

私は、これは質問のされた方も言われたんですけど、やっぱりかぎの取り扱いについては拠点避難所近くの市の職員か、またはその地区の部長、課長なり、また区長さんといっても、なかなか難しいところ、ありますんで、そういう方がかぎを持っていただいで、災害が発生した際に拠点避難所の方へ行って、まず避難所の安全確認、先ほど言われたガラスが割れていないか、天井から落下物が中へ入った

場合、落ちてこないか、そういうものを確認して、安全が確認されたんなら、すぐに拠点避難所のかぎをあけるべきであろうと私は思います。先ほど質問したように、1次避難所が遠くにあって、目の前に拠点避難所があれば、災害が起きたら必ず近くの人が拠点避難所へ避難すると思うんです。ですから、かぎの扱いについて、一遍市役所へ来てから、また持って、遠くですと波松、新郷、劔岳ですわね。そこへ、極端に言うと車が通らんような状況であれば、歩いて行かなあかんという、そういうふうな状況も考えられます。ですから、そのところを総務部として、どういうふうに今後対処されていくのかをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務部長、小坂康夫君。

総務部長(小坂康夫君) 確かに議員ご指摘のように拠点避難所が家のすぐ目の前にあるという場合は、集落の1次避難所なり拠点避難所が遠い場合は、そこへ直接駆けつけるといことも想定はできます。市では防災計画のほかに職員の初動マニュアルというのを作成しておりまして、各職員が拠点避難所の場合ですと、どこに行くのか、配置されて、どういう行動をとるのか、どういう責任を持っていくのかというような初動マニュアル等も策定しております。今後、県の防災計画の一部改正に伴って市の防災計画も今改正していくわけですけども、それと併せて初動マニュアルも改正をしていきたいというふうに考えております。その中で、そういったかぎの管理、例えば今、答弁しましたように、まずは職員が一たん役所に集合して、それからまた拠点避難所へ向かうというような、防災計画の中では、そういう形になっておりますけども、その拠点避難所の近くにいる職員にまずかぎを持たせて、まずその職員は大きな災害が起きたとき、家屋が倒壊するとか、倒壊する恐れがあるような大災害が起きたときは、役所にまず来るのではなくて近くの避難所へ行って、そこで開設準備をするというようなことも考えながら、初動マニュアルも改正をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 確かに、地震とか災害は多種多様でございまして、いろんな場合が想定されると思います。ただ、やっぱり、市の役割というのは市民の安心、安全が第一であります。心して対処いただきたいと、そういうふうに思います。

それから公民館とか体育館、拠点避難所、それとか1次避難所もそうですけども、災害が起きた場合に収容しきれないのではないのかと、そういう思いも持っておりますが、防災担当として、どういうお考えでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務部長、小坂康夫君。

総務部長(小坂康夫君) ご指摘のとおり、例えば公民館とか体育館、特に小さい公民館等は収容しきれない場合があるかもしれません。ただ、それはいわゆる避難所としての建物の中で収容しきれないというようなことでございますけども、市の場

合は避難所というよりも避難場所として、例えばグラウンドとか駐車場も含めて避難場所というような設定をさせていただきます。例えば、過去の大震災の例を見ますと、体育館等がある避難場所に集合するわけですが、大震災の場合なんかは予震等の関係で体育館の中に怖くていない、グラウンドやら駐車場に出てるというような例も多数ございます。市としては建物を避難所としているのではなくて、敷地全体を含めて避難場所としているということで考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) それから、医薬品の備蓄というのは、先ほど質問したんですけど、医薬品の備蓄というのは、どういうふうな格好になっているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務部長、小坂康夫君。

総務部長(小坂康夫君) 医薬品につきましては、一口に医薬品といっても湿布薬とか風邪薬とか胃腸薬とか、そういった一般薬品から医師とか薬剤師のもとに処方される医療用医薬品まで、たくさん種類も多岐にわたっております。今、市では包帯とか湿布薬、あと消毒液等などは、こういったジュラルミンの箱に入れて各避難所に備蓄をいたしております。県では、医薬品の卸売業者と災害直後に必要となる一時薬品の確保につきましては、災害協定を結んでおりまして、また市は坂井地区医師会とも、そういった災害協定を結んでおります。ほかの関係で薬品の保管ということになりますと、市でもちょっと管理ができ切れないというものがございまして、医薬品が必要な場合は県の健康福祉センターとか、あと医師会と連絡を密にしながら、その都度、その都度で対応していきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 一つ聞くのを忘れたんですけど、食糧とか水とかは備蓄しておりますね。トイレはどうなっているのでしょうかね。いつも地震なんか大災害が起きますとトイレが一番心配だという話をよく聞くんですけども、トイレの手配というか備蓄というまでいってないと思うんですけど、その点はどうなっているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務部長、小坂康夫君。

総務部長(小坂康夫君) トイレにつきましては、先ほど第1回目の質問で答弁がありましたとおり、今現在では、ちょっと備蓄量、基準はないんですけども、ちょっと不足しておりますので、25年度の予算の中で備蓄数を確保したいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) すいません、答弁があったらしいので、ちょっと聞き漏らしま



した。

先ほど総務部長が水防倉庫について答弁をされました。本当に、ちょっと水防倉庫、入ったときに一輪車が並んで手でさわったら、もう全然空気がないと。これでは、もう災害のときには全然間に合わないと、全部手で運ばなあかん、そういうことのないように徹底をしてほしいと思いますし、先ほど提案されましたように、やっぱりノーパンクタイヤがいいんじゃないかなと、そういうふうに思いますね。災害時に機材が使えないというのは一番情けないというか、何をしてるんやという、住民の方からも何をしてるんやという非難も出てくると思うんです。ですから、できましたら全部ノーパンクタイヤにかえていただきたいなと、そういうふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（向山信博君） 暫時休憩をいたします。再開は10時40分とします。

（午前10時28分）

---

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

八木秀雄君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、6番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 6番、八木秀雄君。

6番（八木秀雄君） 議長のお許しを得ましたので、真政会、6番八木秀雄が一般質問をさせていただきます。

今回は大きく三つの質問をさせていただきます。一つ目は観光まちなみ魅力アップ事業の温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり計画について、二つ目は北陸新幹線開業に伴う芦原温泉駅のダイヤについて、三つ目は2018年の福井国体について、その三つを質問させていただきます。

まず最初に、観光まちなみ魅力アップ事業の温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり事業計画について。この事業期間は平成24年に計画策定し25年度から平成29年度までに、先ほど吉田議員も言いましたように温泉施設、足湯の整備、それから市道芦原三国線の整備、市道中央線の整備、市道田中々舟津線の整備、湯のまち南口駐車場の整備、それから、えち鉄の新設事業と、このように計画をされています。これも福井県の西川知事が北陸新幹線金沢開業、そして舞鶴若狭自動車道全面開通に向けての観光地の魅力アップ、観光地づくりのスピードアップを図るため、社会資本整備総合交付金を活用して市町が実施するまちなみ整備事業に対して上乗せしての事業であります。西川知事の温泉観光地あわら市に対する思いと期待の入った事業だと思います。あわら市の負担金も少なくあわら温泉にとってはチャンスであり、大きな賭けでもあり失敗はあってはならないと、このように思います。

それでは、質問内容は、一つ、平成24年11月24日から観光まちづくり推進会議が4回行われてるといふように聞きました。主な意見は何かということが一つの質問です。それから2番目に、平成25年2月12日から13日に金沢市、七尾市に視察を行っております。この何か参考すべき点があったかということでございます。三つ目は、今回の事業で観光にぎわい空間の形成を行うが、現あわら温泉の街路灯200基の更新、新設は含まれているのかと。

以上、三つのことについてご答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) 八木議員のご質問にお答えいたします。

あわら温泉街の整備に向けた観光まちづくり推進会議では、委員の皆様方からさまざまな意見が出されております。その中から幾つかをご紹介します。

あわら温泉を象徴するもの、あわらしさとは何か、あわら温泉に不足しているまちの雰囲気醸し出すにはどのようにしたらよいか、観光客にまち歩きを楽しんでもらうには何が必要かといったものが多く、これらの意見に対しましては、あわら温泉の環境や食の恵みは白山と白山から生まれた水から成るものであるといったものや、あわら温泉が最も輝いていた大正時代や昭和初期を中心とした雰囲気を再現してはどうか、まち歩きのできる観光地は常識であり、あわら温泉も急いで環境整備をする必要があるといった提案が出されております。事務局では現在、これらの意見を集約し、観光まちづくり計画の取りまとめを行っているところであります。

次に、2月12日と13日に実施した金沢市と七尾市での視察研修についてであります。金沢市では、金沢開業に向けた各種施策の効果が最大限発揮できるよう、金沢魅力発信行動計画をまとめまして、現在は、前期と中期計画を終了し、最終段階の後期計画に全力で取り組んでいるとのことでありました。

七尾市は、温泉地としての規模があわら温泉と同様の和倉温泉を有しており、温泉と海、また、おもてなしをキーワードに地元住民と行政が景観協定を結び、和倉らしいまちづくりを推進しているとのことでありました。

まちづくりの方針としては、金沢市、七尾市ともに必要なハードは官で行い、ソフトは民で行うという役割分担が確立しており、両市からは、まちづくりに関しては市民による自発的な活動が必須であるとの指摘を受けたところであります。

また、首都圏や北陸新幹線沿線地域の観光客を誘致するためには、北陸の観光地同士が競い合うのではなく、協力して誘客を図るべきとの提案がなされました。具体的には、金沢に足りない観光メニューをあわら温泉が補ったり、あるいは、北陸を周遊する観光ルートを提案し合い、お互い手を携えて誘客に努めようのご提案でありました。

いずれも、十分検討に値する事項でありまして、金沢開業までの間に、あわら市として、これらに関しまして積極的に提案していくべきと考えております。

次に、温泉街の街路灯についてであります。今回の整備対象としております3路線につきましては、既存の街路灯を撤去し、新たな照明設備を整備することといたしております。しかしながら、その他の街路灯につきましては、他の地区との整合性もありますので、関係する地元区や観光協会との協議を重ね、また進めまして、整備費用も含め行政との役割分担に一定のご理解をいただきながら整備を進めて参りたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 今、部長の方から三つのことについて答弁をいただきました。

そこで、一つ目の質問に対して、私なりに推進委員会が14名の方が4回にわたりいろんな意見を出し合ったということで、そのご報告がございました。私自身、思いましたのは、私自身も63年間、芦原のお湯を使って小さいときからお風呂に入らせていただいている、親にお風呂に連れていただくと。これは、お風呂に入らせていただくという言葉よりも、お湯をいただいているというような、そういう表現の方がいいのではないかと、きのう、ちょっとセントピアでお風呂に入っていた方に、そういう具合に言われまして、あ、お風呂をいただいているんだなと、そういう気持ちが必要ですよということを、ちょっと余計なことですけど、今思い出しました。

そこで、私なりの一番印象に残ったのは、あわら温泉を象徴するもの、それから、あわらしさは何かと、この意見が非常に私にはずきっと来たというんですか、やはりこのことを自分なりに、ちょっと分析しますと、ハード面とかソフト面を中に取り入れ、市民の方やあわら温泉街を訪れ方が、この町中を探索したときに温泉の歴史とか、温泉で癒されてる情緒が漂ってる、そういうようなのが、ぴんと来るような僕は象徴であったり、あわらしさでなければならぬと思います。いろんな石畳とか足湯とか、そういうものも必要だと思えます。ですけど、やはり私なりに思うのは、歴史を考えて、ここでいろんな方が癒やされたり、病気を治されたりと、そういうところが、市民の方も、もちろん、重ねて言いますが、観光客の方が、何とかそういうようなのが漂ってくるような、是非町並みにする必要があると思えます。これについても、私はこういう一つの意見が、すごくよかったのではないかと思いますし、市長はどのような意見を重視して、この町並みづくりに取り組むかということも、ちょっと市長にお聞きをしたいと思えます。

それから、七尾と金沢市へ行って来たということで、そのことのご報告を受けました。私も昨年ですかね、ある高校の先生が「一遍七尾へ行ってきね」と、あそこは多目的グラウンドというんですか、いろんなもので使われるもので、非常にうまくいってるから、1回見てくださいということで行ってきました。これ、だれが多目的グラウンドというか、そういう情報を仕掛けたんですかと聞きましたら、サッカー協会ですか、観光協会ですか、旅館組合ですかという具合にお聞きしましたら、いや、違います、星陵高校の川崎先生が仕掛けましたよと、こういう具合に言われまして、それが非常に何か僕は七尾市へ、ちょっと自分なりに行って来ました印象

でございました。

それから、この3番目、今、街路灯、200基あると。これが今、部長のお答えによりますと、3路線については、きちんと新しいのと取りかえるというような答弁をいただいたように感じます。ほかのところは、いろんな他のところもありますから、いろんな整合性とか、いろんなこともあって、観光協会とか、いろんなところとご相談を協議しながら徐々にやっていくというような話を、ご答弁をいただいたんですけど、これ、街路灯の歴史を、ちょっと私なりに調べてきました。これは昭和30年代に街路灯が、当時の芦原の町長である寺尾町長さんが、自分が観光協会の会長と兼務してるときに200基の街路灯をつくりまして、そして町並みを非常に明るくして誘客の方がそぞろ歩きできるような、そういうことをして、非常に注目をされたと。竹内管理者も、ここにいらっしゃいますけど、そのことは、よくご存じだと思います。管理は市が行っていたと、このように聞いてます。

それが、だんだんと昭和30年ですから、もう本当に50年ぐらい前の話なんですけど、これもだんだんと古くなっていくということで、平成12年に芦原町の商工会が、これを、もうすべて新しいのと取りかえようということで予算を決めましたら2億円ぐらいの予算がかかるということで、これが本当、うまくいけばよかったんですけど、そこで本当に一新すればよかったんですけど、これもなかなか実現できなかったという経緯がございます。そして、今聞きますと、観光協会がそれを維持管理してるということで、それを何とか、今まで本当に維持管理してました。それで僕、どういう具合の維持管理をしてたんだという具合に、ちょっと担当者の方に聞きましたら、風が吹いたときには観光協会の職員がすべて出まして、街路灯が風で揺さぶられて倒壊しないか見て歩くんだということを、もう風が吹くと必ず、そういう具合にしていますと。しかし、ここ何年かの中に住宅の軒先が崩壊をしたとか、それから車に当たったというのも専決処分とか、そういう具合にお聞きしてます。本当に僕自身も風が吹いたときに必ず見に行っって、私自身も4カ所ぐらい、危ないところを指摘しまして、すぐ観光協会の方に対応するように、僕も言ったことがあります。

今、部長の方から、この29年度までに新しくするところはいいんですけど、この200基というのは、旅館がだんだんと規模が大きくなりますと、やっぱり郊外に出なければならぬと。そうすると、郊外から町並みにそぞろ歩きするために、その200基のうちの幾つかが郊外に、こういう具合に点々と街路灯をつけてるわけですね。それをもって皆さん、そぞろと歩いて、まちの繁華街でいろんな楽しみをするということなんですね。その部分が今、協議しますと。これ、もし人がそぞろ歩きして風の強いときに偶然出くわして、ばんと観光客とか、それから市民の方に当たったら、これはもうとんでもない全国的なニュースになると思いますよ。皆さん、想像してくださいよ。ですから僕、これ、市長、今からまた協議しますと。なので、そのタイミング等は、とっくに僕は過ぎてるんじゃないかと思っておりますので、是非金沢開業というまでに、こういうことが今、事業を行ってるときに、万が

一街路灯が倒れたことによって人がけがをしたということで、これ、もう今までやってることも、みんな水の泡になると思いますよ。私は、それぐらいの危機感を持って、ここで質問しています。市長、この辺も今、部長から協議していくということですけど、これは絶対待ったなしのことだと思います。ですから、ちょっと市長のお考えを、是非お聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) まず1点目のことにお答えいたします。

まだ、この温泉街のまちづくりにつきましては、推進協議会等で概略を決定していただきました。県の方との打ち合わせも済みまして、今から、これも具体化するために設計等の予算を持ったところでありますので、まだまだ具体的なことは、まだ申し上げられませんが、私の思いといたしましてはですけれども、あわら温泉街にせよ、それからJR芦原温泉駅前、金津市街地にせよ、全く私は同じでありますけれども、とにかくお客さんに周遊していただく、めぐっていただくというような仕掛けが大事であろうというふうに思っております。そのためのいろんな手だてを、拠点的なもの、あるいはその拠点と拠点を結ぶもの、あるいは今、議員もおっしゃいましたけれども、歴史を感じさせるもの、らしさを感じさせるもの、情緒を感じさせるもの、そういういろんなものを、これからつくっていかねばならないと思います。それはハード的なものもあれば、ソフト的なこともあろうかと思えます。そういうもの、すべて駆使して、とにかく滞在していただく、滞在時間を長く持たせていただいて町中を周遊していただくと、そういうふうなことが一番の大事なところかなというふうに思っております。

それから、2番目は街路灯の話であります。今の観光協会が管理している街路灯は250基ぐらい確かあると思います。今の計画いたしておりますのは、まだまだ具体化はこれからでありますけれども、整備をしようと考えている市内の三つの路線につきましては、これは極めて政策的な意味合いがありますので、この事業の中で、それこそ情緒のある照明を、これからつくっていかねばならないだろうというふうに思っております。今議員のご指摘は、恐らくそれ以外の街路灯についての整備のお話だろうと思います。今、計画しております3路線につきましては、おおよそ現在40基ぐらいが該当するんじゃないかなと思います、現在ある街灯ですけども。それを、じゃ、この事業の方で整備したといたしますと、あと200ちょっとぐらいの街路灯のことかと思えます。これは、議員、よくご存じの上でご質問されていると思いますけれども、これは観光協会の管理であります。万が一、倒壊などして人にけがをさせたり、車に当たったりというようなことをあると、大変なこれはイメージダウンになるというお話でありますけれども、全くそのとおりでありまして、ただ、これは冷たいように思われるかもしれませんが、管理責任者の問題でありまして、これは現在は市ではありません。市でないにもかかわらず、市が整備をせよという根拠について、これは議員、なかなか議員ご自身も、その根拠

はなるところは乏しいのではないのでしょうか。そういうことが非常に問題としてありますので、これは管理者である観光協会、あるいは場合によっては地元の区の方ともご相談しながら、どのようなことが可能なのかを、これから見当していきたいと、そういうふうにお答えしているのであります。ご懸念はよくわかりますけども、たまたま今、27年の金沢新幹線開業に向けて行う事業が今あるから、そこですべてを解決せよと言われましても、これはほかの区との関係もございまして、今、じゃ、やりましょうということは到底まだ今の段階では言えないというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 市長のご答弁、よくわかりました。しかし、やはりあわら市の首長さんは市長でございます。そして、そこにいろんな旅館組合とか観光協会、いろんな諸団体がありますので、やはり僕は市長、是非市民の方は、よくわかってるんですよ、何をしなければならぬと。これは、僕は個人的には市長が決断をして、事業をやるんだ、これを直すんだと。これは賛同してくれますよ。人のけがを未然に防ぐ、これは僕が一番大事だと思いますので、もう一度、市長に、そのことだけ私の方からお願いをしときます。

続きまして北陸新幹線開業に伴う芦原温泉のダイヤについてということで、できれば2018年の福井国体開催までに、福井まで開業していただくのが本県とか経済界の強い要望だと、このように新聞等にも書いてありました。私たちあわら市民も一刻も早い開業を望んでいるということで、一番関心のあるのは、市民は開業に伴い新幹線が芦原温泉駅のダイヤが幾つ来るんだということで、一つ目の質問も、JRが開業直前時に合わせてダイヤ編成が定まります。同時に当芦原温泉駅の停車ダイヤの数も決まります。そこで、停車本数の定めになる最重点事項は何かと思われませんか。二つ目に、芦原温泉駅に列車が停車するダイヤの数は上下何本必要か。加賀温泉駅と同数でも良いか、それ以上か。三つ目に、JR北陸本線、芦原温泉駅に乗降する人は利便性が悪くて年々減少していると聞いていますが開業までに年々乗降客を増やす策、改善はあるのか、これについてお答えをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部理事、松浦好孝君。

土木部理事(松浦好孝君) お答えします。

ご質問の順とは異なりますが、新幹線のダイヤにつきましては、開業直前にJRが決めます。そして、この停車本数を決定する最も大きな要因は、芦原温泉駅における乗降客数と考えられます。そのため、まずは、平成27年3月の金沢開業により北関東や長野方面から金沢まで来た観光客をいかに芦原温泉駅まで呼び込むかが重要であり、先のご質問にもありました温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり事業をはじめ芦原温泉駅周辺の整備など、住民とともに、あわら市の魅力アップを図って、誘客を図って参ります。

また、新幹線の停車本数についてでございますが、現在、特急サンダーバードとしらさが、芦原温泉駅で上下合わせて1日に61本、加賀温泉で上下合わせて1日に64本が停車しており、フリーゲージトレインを含め、これらの数字以上の停車本数を望んでおります。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 今、松浦理事の方から恐らく開業の6カ月ぐらい前に、この時刻表が出てくるという具合にお聞きしました。それまでに、やはりJRもいろんな調査をして、本当に芦原温泉は駅で今、乗降する客は大体、通勤客や観光客を含めて3,200人ぐらいだと、このように聞いております。非常に、それだけの方がおりていただけるんですけど、この数字は、やはり61本ですか、最低でも61本の本数を確保するには、僕はちょっと足りないのではないかなと思います。そして、なおかつ、やはり今問題になっている非常に高齢化して車で来る方よりも、どうしても列車で来たいという方が芦原温泉駅に来ると、もう本当にそこでエレベーターとかエスカレーターがないために、ちょっと、すごくこのイメージが悪くなるということでございます。にもかかわらず市長、やはり何とか開業までに、今、明日からでも、当然やってると思いますけど、乗降客を1日3,200人以上を、やはりアップする、右肩上がりにするには、やはりいろんな議論をしました。だけど、やはりもう1度、61本の確保するための、乗降客というのが一番のキーになると思いますので、何か市長なりの決意というんですか、こういう具合にして乗降客を増やすんだと、これを、是非お聞かせいただきたいと思います。

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 今、理事も答弁いたしましたが、乗降客数を増やすこと自体が目的ではないんですけども、乗降客数が増えるようなまちづくりを平成27年の金沢新幹線開業までに、できるだけのことをやって、新幹線の芦原温泉駅ができるまでに3,200が4,000、5,000となるような努力を今まさに本格化すると、加速をするということでもあります。もう、それに尽きると思います。今、ちょっとJR芦原温泉駅の現駅の整備の問題、バリアフリーの問題、ちょっと触れられましたが、まさにそういうことについても今、県と協力しながら国に対して強力に今、設置に向けての要望活動を続けているところであります。県もあわら市も一部分、予算化してございますので、何とか、この国の事業採択を得られるように県とともに努力をして参りたいというふうに思っております。

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) それでは三つ目、福井国体、2018年に福井国体があるということでございまして、あわら市も3競技が決まりました。皆さんもご存じのとおりにかヌーのスピード、それからバレーボール、そしてゴルフ、このことが決定しまして、市の体育協会もそれに向けて着々と進んでるということで、そこでちょっ

と質問があるんですけど、この3競技が行われるということで、市において、どのようなメリットがあるかということと、またここは大事なことだと思いますけど、国体でやはり地元の選手が活躍する、これがやっぱり、おもてなしして、競技の運営とか、いろんなボランティアをしてても、滞在に関しても、やはり地元の選手が、きょう出るんだぞ、この種目に出るんだぞというのが我々、お手伝いしている側としては、やっぱり非常に気になりますので、その辺の育成をしてるかというようなことについて、計画があるかについて、ちょっとそれについて教育長の方からご答弁をお願いします。

議長（向山信博君） 教育長、寺井靖高君。

教育長（寺井靖高君） お答えいたします。

1点目の福井国体でのあわら市におけるメリットについては、子供の体力向上や心身の育成、高齢者の健康増進や生きがいづくりが図られ、市民に夢と希望を与え、相互の連帯感や郷土意識が高まります。さらに、国体を契機に育成・強化された選手が将来は指導者となり、その指導者が発掘、育成した人材からトップアスリートが生まれ競技力の向上が期待できます。また、国体参加のために全国から集まる大勢の選手、役員の宿泊は、その競技の開催市町での宿泊が原則となっていますので、あわら温泉の宿泊客数の増加が見込まれます。

2点目の国体開催に向けた地元選手の育成、出場計画についてでございますが、県競技力向上対策本部が、県体育協会、各競技団体と協力し、競技力向上対策を実施しています。あわら市においては、重点強化校の指定はございませんが、強化推進校として芦原中学校はサッカー、金津中学校は新体操、金津高校はカヌーとアーチェリーが指定され、県内合宿や強豪チームとの練習試合などが支援内容として予定されております。また、現在、ゴルフ競技では4人の小中学生が、カヌー競技では5人の中高生が国体強化選手として練習会に参加しています。

市といたしましては、毎年8月に北潟湖で開催されています、あわらカップ、カヌーポロ大会の中で、ポロ艇での簡単なレーシング競技の実施やカヌーレーシング競技の紹介等を通して、市民への理解と普及を図るとともに、国体後も競技が継続されるよう、県、競技団体と一体となり競技力の向上に努めて参りたいと考えております。

以上でございます。

議長（向山信博君） 6番、八木秀雄君。

6番（八木秀雄君） 今、教育長の方からいろんなメリットがありますよと。私も19ぐらいのときに福井国体を選手ではなかったんですけど、近場に行って見に行ったりとか、いろんなことで、それ以降の、例えばサッカー場が芦原中学校、両面ありまして、その後、北信越大会のサッカー大会が長年続いたと。それからフジタですかね、ヤンマーですか、芦原中学校を利用してキャンプに来たとか、先生もご存じだと思いますけど、いろんなことで非常に今の芦原中学校がサッカーが強いということ、何かあれなんですけど、その辺に僕はあると。指導者も育て、優秀な指導者が、



そこでまた活躍してるということでございます。そんなことで、非常にいい効果が出てると。それが今、二巡目で行われるということになりますね。

今、僕、非常に関心のあるのは、カヌーのレーシングなんですけど、教育長、これは1回振り返っていただきたいのは、カヌーポロを北潟湖で行うというたときの、ちょっと経緯を、是非もう一度思い出していただきたいと。恐らく日本を代表する選手が、こんなことを言うと大変失礼ですけど、あわらから出るというのは、あんまり考えてなかったんじゃないかと。しかし、やはり、あわらのカヌーポロを選手としてワールドカップに出る、これはもう実際、市の職員の方にも何名かいらっしやいますし、これはもう本当にカヌーポロを一番最初にやるときに、僕にも、ちょっと相談を受けたこともあるんですけど、非常にこういう結果が出てるんです。ですから、今カヌーポロが8月でございますというようなお話、聞きましたけど、是非、その中でレーシングのスピードみたいなことも一部取り入れるというご説明ありました。それで、是非、これね、教育長、競技種目を増やしていただければ、またそれによって関心がある人が、僕は増えてくると思います。ポロよりも、僕は個人で、いや2人で争いたいんだという選手は必ず出てくると思います。ですから、是非国体に向けて選手を強化していけば、後についてくる方が出てくると思いますので、そうすればポロもレーシングも両方、あわらから、これはまた選手が出ますので、是非その辺のことも踏まえてやっていただきたいと、このように思います。

どうですか、教育長。

議長（向山信博君） 教育長、寺井靖高君。

教育長（寺井靖高君） 今、議員ご発言のとおりだと思いますし、今ほど私も、そのように答弁させていただきました。ポロだけでなくレーシングも兼ねて、最初は簡単な遊びから発展するようなレースが、だんだん興味を覚えて、子供たちは強くなっていくというふうに思いますし、また一般の方でも、これならポロと違って自分にもできるから、やってみようかというようなことが広がりにつながるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

6番（八木秀雄君） 質問を終わります。

---

坪田正武君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、11番、坪田正武君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 11番、坪田正武君。

11番（坪田正武君） 通告順に従い、11番、市政会、坪田正武、一般質問を行います。前文を省略いたしまして本題に入ります。

まず1番目の質問をいたします。各地区からの要望事項に対する市の対応についてであります。毎年12月になりますと、各地区より新年度予算に申請できるよう

に要望書が提出されます。これについて、いまいち満足のできる回答でないことを踏まえ、質問をいたします。

先般、細呂木地区の市政懇談会に出席をいたしました。市長挨拶の後、各地区の要望書の審議となりました。当地区の要望書は19集落で約60件あります。あわら市全部だと相当の件数があるものと推測いたします。要望の中身はいろいろで、中身の重なるものは道路整備に伴う門型側溝の設置、また集中豪雨での河川の改修とさまざまですが、これらの行政の回答は、共通していることは門型側溝の場合は門型側溝の基本方針によります。いずれ全部ではありませんが、県道絡みになると、所管が違うから県土木事務所へのとの一辺倒の回答であります。予算がないことの原因から、このような回答になるのだと思いますが、各地区が期待する回答は、もっと具体的なものが欲しいはずで、このことを踏まえ、市長にお願いですが、書面だけで判断をせず、一集落の最優先順位の場所を担当課と同行して、区長さんの要望書を一緒に見て、実践の把握ができないかをお尋ねいたします。

以上、一つ目を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部長、細川秀己君。

土木部長(細川秀己君) 坪田議員のご質問にお答えいたします。

毎年、各地区より要望書の提出をいただいておりますが、その内容は市政全般にわたっていることから、要望内容に応じ所管課を分担し回答を取りまとめまして、それぞれの地区に回答しております。

建設課所管の門型側溝の整備や河川改修等に関しましては、毎年200件前後と非常に多くの要望が提出されております。回答に際しましては、もっと具体的な回答を望んでいるとのことですが、事業の実施に当たりましては、まず市内全域を対象に施工箇所を決定する必要がございます。したがって、全地区の要望書が出そろってから市内全地区で調整を行うことになり、具体的な実施方針につきましては、年度末または新年度当初の決定となります。

このことから、年末や新年の当初に開催されます市政懇談会の中での回答では、門型側溝整備等の整備の基本方針を中心とした回答にならざるを得ない状況となっております。

また、集落ごとに個別に立会いをすることは、時間的な制約など、さまざまな制約の中で厳しいと考えておりますが、例えば、地区ごとに実施するなどの方策を今後、検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) 今の趣旨は大体読めました。読めましたが、これ、市長にお願いなんです、私、昔いろんなあちこち営業したとき越前市の合併前の今立町、ここへ私、ちょっとよく行ったこと、あるんですが、ここのこの間まで衆議院議

員でした若泉町長さんだったんですが、この方はなかなか、ある意味ではワンマンだったんですけども、私の思うにはですよ。同じような要望がたくさん出てきまして、この町長は何をしたかといいますと、各集落を3日ぐらいかけて、だーっと担当を連れて、やる各最優先の箇所を決めて、ここはやれ、ここはだめ、ここはやれと即決である程度回答して、大きなものは、ちょっと持ち越しということで、改めて検討したそうですが、そのときの町の職員のいろいろ感想を、非常に強引である。何かやりにくかった面があったけれども、トップが言うんだから、やらざるを得んだろうということで、そこは大きな100%の投資はできなかったけども、すぐ対応したと。こんなことがあって、ある意味では、もうその後、区長さんから再々のことはなくて、毎年それをやってたんですが、それでほとんど解決したというようなことで、それも一つのパフォーマンス的にもいいんじゃないかなと。

そんなことを踏まえ、今、福島の被災地の現場を、一時は地元の議員さんなんかが行ったんでしょけども、昨年から、今年に入ってからですか、被災地の現場を首相をはじめ各大臣が現場を見て回っている様子が、よくテレビで放映されています。本当に、いろいろ同行してるのが、その地区の知事さんなり首長、そういう方を見ていくと、トップが、いわゆる国が上が見てるがということで安堵をしてるような様子が伺えるんですが、こんなことを踏まえ、先ほどの土木部長の話では、時間的余裕がないと言うんだけど、これは市長も是非何かうまく時間をコントロールしながら、1日朝からすれば相当の件数、回れると思うんで、やはりそれを大名行列ではないけども、各所管と一緒に現場を見たりして、結論は別としまして、やっぱり見てもらうということで区長さんは、ああ、市の方も来てくれたということで、やっぱりある程度、安堵感もあるし、同じ悩みをやっぱり共通してくれたなど、そんな思いがするんじゃないんですけど、そんなことは市長、どんなもんでしょかね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 今、昔の今立町の例だとか現在の東北の被災地の例、大変示唆に富んだご提案をいただきました。また十分これは考えさせていただきたいと思えます。ただ、今、門型側溝の希望というのは非常に多うございます。これは、いつも各地区の区長さんだとか役員さんの会合で、この話が出ますと私、いつも申し上げておりますが、現在、門型側溝等に投じている予算規模でいきますと、すべての対象を完成させるためには60年とか80年ぐらいかかってしまう、それぐらい延長が長くなっております。そういうこともありまして、各地区の要望に対して、あなたの区の要望箇所は第何番目ですよというようなことは、とても、まだ言えるような、そんな状態でないのが現実であります。したがって私、決して現場、見ていないわけではありません。施工箇所はすべて見ております。ただ、要望箇所をすべて回るとなると、これはとても時間ないという話でありまして、今、そのような状況の中で、もし私が現場を見て、地元の区長さんなり役員さんと一緒に現場を

歩きますと、見たけれどもほとんど実施できない状況が出現されます。これは、果たして本当にいいのかどうかというのは、ちょっと考えなければいけないのかなと思います。

それと、私が現場に行き、自分の考え方で、ここはやる、ここはやらないとやりますと、土木の専門ではありませんので、どうしても政治的な判断をしてしまいがちになります。これはいたし方のないことでありますけども。私は、それは必ずしもいいことではないのではないかというふうに思います。やはり、それぞれの所管の専門の者が見て、優先順位だとか緊急性等々を勘案して、一番効率のいいやり方を決めていると思いますので、私は、それを尊重しております。決められたことは、すべて現場を見ております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) 市長の言うことは最もだと思います。ただ私の思うのは、やっぱり来てくれたなというだけで、ある程度、安堵のことがあるんでないかなと、口説きも含めて悩みを話すと。ちょっと余談ですけどね、昔嫁いだお嫁さんがお盆なり正月に帰ってきて、向こうのしゅうとさんなんかの、ある程度、悩みなどを話すと、その生んだお母さんは、どうにもならないけど、多少、同じ悩みを持つお母さんが聞いてくれたということで、幾らか肩の荷がおりて、また嫁ぎ先へ行って頑張ろうという気持ちになるようなことは、これに当てはまるかどうかは別として、聞いてくれる方がいると多少、肩の荷もおりると、こんな思いがありますので、そういうことも、ひとつ含めて、今後ひとつよろしく前向きに考えていただきたいと思います。

次、集中豪雨で河川の改修をお願いしたいということです。これは高塚地系の黒谷川の河川の幅に地中に300から500パイのパイプを埋めて高塚、いわゆる中央区の雨による不安を解消できないかと。ここは、ご存じの方もいらっしゃるんですけども、ここは上流は山十楽地系、それから千束地系から流れる水の約90%以上は、この黒谷川にそそぎます。これが県道水口牛ノ谷線の下を流れて宮谷川に進みますが、排水溝が小さくさばききれないと。そのために逆流して高塚の住宅中央に流れてくるというようなことのもう一つと、もう一つは、これは深田川増水に伴う一般的な対応に、これは山室地系なんですけど、というよりトリムパークなんですけど、ここにトリムパークから出る水が一時的にためるように貯水池があるんですけど、ほとんど、これが有効にできてない。ほとんどたまってないですね、雨が降っても。これを、やっぱりうまくためるように考案できないかということ。これも同じように一気に集中に出てきますので、一番末端のちょうど菅野地系のところで、やはり絞ってますから、さばけなくてだんだん逆流して、これは田んぼに冠水するというようなことなんですけど、これも、もっとトリムパークの貯水池をうまく使って、そこで落ちついたら水を流すということをするれば相当緩和されるんじゃないかなと思いますし、もちろん菅野の方の高くなってる、菅野の辺の近くの砂なんかの撤去も

お願いできないかなと、そこら辺、ちょっと二つ踏まえて、ひとつお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部長、細川秀己君。

土木部長(細川秀己君) お答えいたします。

まず黒谷川についてでございますが、この河川につきましては坂井北部丘陵地の源に圃場集落団地等の排水を取り入れながら中央区、高塚区の集落内を通り、重要河川である宮谷川へ流入している坂井北部土地改良区管理の河川となっております。昨年の7月の記録的な豪雨をはじめ、これまでもたびたび河川の中、下流の市街地ではんらんが起きており、その対策が求められております。これまでもボトルネックとなっていました県道水口牛ノ谷線の横断側溝の改修を三国土木事務所に行っていたいただきましたが、依然として全域で流下能力不足となっているのが現状でございます。改修するための事業としては、特に県道から下流につきましては、将来の北陸新幹線関連の事業による高塚跨線橋のかけかえ等も勘案しながら検討したいと考えておりますが、全面的な抜本的な改修はさまざまな面で困難であります。当面は実行可能な範囲での対応を検討していきたいと考えてございます。

次に、深田川の排水対策ですが、議員ご指摘のトリムパークかなづの調整池につきましては、公園整備に当たって従前の地形から整備することによって増加する雨流流出量に対応するため一時的に雨水を貯留し、下流に負荷を与えないようにすることを目的に設置されたものでございます。現状においては一部、管理に問題があると思われますので、関係機関とも連携し適正な管理に努めることにより下流の深田川への負荷が少しでも軽減されるよう配慮したいと考えております。

最後に黒谷川と深田川の準用河川の認定ですが、市では認定に関する基準を平成20年に内規として設けております。現在、あわら市の準用河川につきましては、宮谷川、東谷川、波松川、辻川の4河川ですが、国を含めて河川改修に関する予算は大変厳しいものがございます。具体的に申し上げますと国からの補助を受けて河川改修を行う場合の条件としましては、補助率が3分の1で総事業費4億円以上となっております。現在、県内では福井市のみで実施されていることを聞いております。ご質問の河川は、いずれも上流や中流は圃場の排水となっていることから、従来のとおり農林サイドで管理し、土地改良事業での方策を探るのがよいか、あるいは準用河川として通常の維持管理を行っていくのか、今後、関係の皆様と協議していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) おおむね言ってることは理解しました。ただ、今トリムパークの貯水池のたまっていないというのは管理と言ってますけど、私、よく雨が降ったときに見に行くんですが、公園の方から出てくる水は正直言って貯水池になってるんだけど、完全に入ってるよりは、ほとんど少ないです。その水がいわゆる門型側溝に流れて深田川に自然に入ってしまうと。だから、この水が特に公園の駐車

場なり上の芝生の方から上がってくるあの道で、うまくあそこで縁切りをして、貯水池にうまく入れるように、やっぱり道筋をつくってやらないと、幾ら今、整備したって、同じようなことで水流れると思いますので、これは今後、トリムパークのことも含めて一遍、雨の降った日に水の流れをお互いに見ながら、どここのところに縁切りするか、どこに配管を設けて貯水池に入るか、1度やっぱりお互いに検証してみたいと、こんな思いがありますので、よろしくお願いします。

もう一つ、いわゆる今の深田川も両方とも、いわゆる小川扱いなんですね、市は。何か農林だとか土地改良のお話しましたけども、是非、これを河川扱いになれるように、相当時間がかかるでしょうけども、是非、ひとつ前向きに検討していただきたいと思いますので、何か新幹線を含めた高架線のことを考えてやるようなお話ありましたけども、これはもう相当先の話なんで、そのうち何回か集中豪雨が来ると、同じような轍もありますので、そこらも踏まえて、ひとつ前向きに検討をお願いしたいと思います。要望書に関しては以上で終わります。

次に、2番目の質問に入ります。あわら市合併10周年に伴い、これまでの成果と今後のまちづくりについてをお尋ねいたします。

合併するとき、私も議員は合併して良かったと思われるまちにしたいと市民に約束をしました。人それぞれですが、良いかどうかは判断できませんが、市長は、この10年間、どのように感じていますか。また、今後のまちづくりに、どのようなかじ取りをしていきますか、お尋ねします。

合併してすぐに中学校の統合か二校存続かのまちを二分にしての市長選挙があり、二校存続の橋本政権が誕生しました。その後、合併特例債を使いながら両中学校の大規模改修工事、各小学校の耐震工事、旧芦原町舎を改修し保育園の建設、(仮称)生涯学習館、あわら消防署の新築、給食センターの新築、その他、乗り合いタクシーの導入、また長年の夢でありました北陸新幹線、金沢、敦賀間の認可と、あわら市にとっては、まさにとんとん拍子で明るいことばかりであります。確かに建物への投資は目を見はるほどの進展ですが、ハードの面で整備について市長はどのように感じていますか。また、今後のまちについて展望のかじ取りはどのように考えてますかをお尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えいたします。

平成16年に誕生したあわら市は、この3月で市制施行から10年目を数えることとなりました。私は、平成19年の市長就任から今日まで、若い世代が住み、生み、育てたくなるまちの実現を重点政策に掲げ、ただ今ご紹介いただいたような事業に取り組んできたところであります。

これらの事業を順調に進めることができたのは、合併特例債の有効活用が大きな要因であったことはご指摘のとおりです。ただ、合併特例債以外にも、例えば小中学校の耐震改修や、芦原庁舎の改修、あわら温泉湯のまち広場の整備など、その事

業を行うときどきに、国や県の交付金や補助金なども適切かつ効果的に活用して参りました。

これらを活用して取り組んできたまちづくり事業のうち、特にハード事業に対する私の考えについてお尋ねいただきました。

私がまちづくりを進めるに当たってまず重視したのが、最初の選挙の際に公約で掲げた優れた環境における教育の実現であります。そのために、議会の皆さんとも相談しながら、二つの中学校の大規模改修に着手し、順次小学校の耐震改修へと事業を進めて参りました。以後、芦原庁舎の改修や、湯のまち広場の整備、あわら消防署の新築などに取り組み、現在は、(仮称)生涯学習館、給食センター、さらには新たな認定こども園の建設などを進めながら、重要政策である若い世代が住み、生み、育てたくなるまちの実現を目指しているところであります。

ここで、これらのハード事業を概観し、その評価をいたしますと、やはり、県下に先駆け全ての小中学校において耐震化を完了し、教育現場における安全安心を確立することができたことが、最も大きな成果ではなかったかと考えております。そして、市民の皆さんとのお約束を一つ一つ果たしてきたことをうれしく思っているところであります。

今後は、2年後に迫った北陸新幹線金沢開業と、その後の県内延伸を見据えながら、芦原温泉駅やその周辺、あわら温泉街などにおいてハード事業を進めていくわけですが、合併特例債の発行枠や期限も制限されてくる中で、よりよい成果を収めていくために、国や県の支援策に関する情報収集と最大限の活用、さらには一層の行財政改革に取り組んで、市民の皆さんに満足していただけるまちの実現に取り組んで参りたいと考えております。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) わかりました。わかりましたというより結果ですから、今後のことも多少見ますけども。先ほど合併特例債のことを、ちょっと聞きましたけど、これは、あと何年まで有効であって、あとどれくらい金額があるのか。もう一つは、それで何か具体的な物件が、目の前の計画があるのかなかをお尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 財政部長、田崎正實君。

財政部長(田崎正實君) 合併特例債についてのお尋ねですが、合併特例債を起すことができる期間といいますは合併後10年ということになっておりましたが、ということで、あわら市においては平成25年度までというのが一つの区切りになっております。しかしながら、昨年、法律の改正によりまして、その期間が5年延長となりまして、平成30年度までが可能となりました。ただし、これをするためには平成25年度中に新市の建設計画を変更いたしまして延長することが必要となります。

それから、合併特例債の金額のご質問でございますが、今までも何回か申し上げてきましたように、あわら市として合併特例債が発行できる限度額は94億6,090万円でございます。それから、現在までの発行済み額といいますのは、これはあくまでも25年度の予算、それから24年度も途中になっておりますので、それらは予算ベースでやった場合でございますが、82億3,790万ということでございます。そうしますと、差し引きして残りは12億2,300万というふうなことになります。

それから、最後の、どういうふうな事業に充当するのかといいますと、これは具体的な事業というのは、ここではなかなか申し上げられないわけですが、例えば北陸新幹線に関連する事業ですとか、その他、普通建設事業の中で起債を起こした場合に、交付税措置のない、または交付税参入の非常に低いような事業、そういうものに重点的に充てていくのが通常かなというふうに考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) 理解しました。あと約12億円ぐらいで5年といいますと、単純にいきますと年間2億円ちょっとぐらいのことになるわけですけども、これは見えてないといいますので、今後の計画案を注意しながら見守って、そのときで、またいろんな指摘なり確認をしていきたいと思えます。

それと、先ほど市長のありましたけども、市民が満足してもらえようなまちの実現というのは、具体的にどんなことを言ってるんかなということが、ちょっと見えなかったんですが、これは何かありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 満足とか幸福というのは、非常に個人的な価値観の問題ですから、非常に難しいんでありますけども、例えば、これだけ日本中のまちが都市間競争を進めている中で、なおかつ人口減少、あるいは高齢化社会の中で仮に私が掲げております若い世代が住んで、生んで、育てたくなるようなまちが、もし実現したとすれば、これは恐らく相当市民にとって満足度の高い幸福として感じていただけるまちではないかなというふうに思っております、極めて高い理想像ではありますけども、やはりそういうまちづくりに向かって努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) 単純に満足となってくると、金銭的な感覚でいくと、何かここへきて得したなと思われることが、何か満足かなということの一つの違った角度から見ると、あるような気がするんです。それが何かと申しますと、医療だとか公共の入場料なり入浴料、こういうものは、あわら市民だということで、例えば2割な



り3割なり安くなるんだとか、そういう、もっと何かそういうものを市民に、あわら市民の証明書みたいなものを発行してやるとか、もう一つ、京都市は65歳以上で納税証明書があると、あそこの都市バスは全部無料なんですね。俗にパスポートみたいなものを発行するんですよ。たまたま先般、ちょっと、あそこ1日乗り放題500円というパスポートがありますので、それに乗って一緒に、むちゃくちゃ混んでまして、近くにお年寄りの方がいて、せっかくこんな券あるのに、どうして使わないんですかと聞いたら、いや、京都市民は、こういう特権があるんですよということで、なるほどなど。確か、あそこはいろんな観光がたくさん、もう何千万人も来てますから、いろんなことが施策できるんでしょうけど、そんなことは市長は、何か考え方としてはありませんか。

というのは、ちなみに敦賀市のちょうどインターチェンジの上に入浴場がありますね。温泉がありますね。あそこは敦賀市民は30%引きで入れるんですね。そのほか、南条町のそまやま荘やったかな、なんかでも、やっぱり市民ということで安く入っていけるというような多少なり、やっぱりその住んでる方が特権だと。いろんな払っているのが、外来の人も同じ金額、市民も同じ金額じゃ、何か多少差があってもいいのではないかなと、こんな思いがするんですけど、こんな企画は今後、考える余地はありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 例えば、いろんな施設の利用料金を一概に市民の方が安くということは、市外の人料金と異なってるものもありますし、ただそういうことを推し進めていくことが本当に満足につながるかどうかということ、ちょっと私は必ずしも、はい、そうですというふうに、ちょっとお答えにくいなという感じは受けております。例えば、これは今、観光協会の方に指定管理でお願いしておりますけども、セントピアあわらにつきましても、確かこの前、各区長さん方をお願いして、区民の方の慰安のために使っていただきたいということで安く入浴券を販売をしたという話も聞いておりまして、かなりの区の方のご理解とご協力をいただいたというように喜んでおりました。例えば、そういうことは一つのメリットにつながるのかなというふうに思っております。

ちょっと議員ご指摘の本筋とは離れるかもしれませんが、満足感というお話がありました。私はある市政懇談会の場所で、非常に若いお母さんだと思いますけども、あわら市民であることのお得感が欲しいという発言をされたのが、非常に私、印象に残っているんです。ひょっとすると今、坪田議員のご指摘の満足というのにも似たところがあるのかなという気が、ちょっとしております。ただ、私、その場所では申し上げなかったんですけども、非常に私、大事なおもしろい言葉だと思いました、お得感というのは。といいますのは、どうしても人間というのは、人からもらったり、していただいたことは、よくわかるんですが、そのお母さんに、本当は私、言いたかったんです。といいますのは、そのお母さんが果たして子供さん

を保育所に預けておられたかどうかわかりませんが、例えば今、ゼロ歳児保育、やっておりますけども、ゼロ歳児保育に係る経費は1人百二、三十万になるはずなんです。これは、ご存じないから仕方ないんですけども、これは大変なお得感として受けとめていただくべきことではないかなと、そのとき感じました。まさに、私たちの社会というのは、お互い助け合いですし、みんなが集めた税金で運営されているのでありまして、そのことの満足感だとかお得感ということに、もう少し我々市民は、お互いに気づき合うべきではないかなと、そんなことを実は思っております。そういうことを気づくことが、私はむしろ、そのまちの満足感につながるんじゃないかなというふうには思っているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) 確かに、今の保育所の関係は、だけど、そういうお子さんを持っている方は認識してますけども、全く近くにいないと、え、そんなん、無料だったのということで、初めて認識を新たにすることも思いますし、なぜ安くするかというと、そこへ安くすれば人が行く。そこで、また幾らかお金が落ちる。そこへまたにぎわいができるということの大きな相乗効果が出るかと思って、そういう話をしましたので、ひとつ何か機会があったら、そんなことも、是非ひとつ考えていただきたいと思っております。

次に、最後の質問をいたします。新幹線金沢開業に向けて、まちづくりを進めていくと思いますが、開業の数カ月前からイベントを企画し、あわら温泉の誘致を図るような計画はありますか。開業後は芦原温泉駅前に建設中のにぎわい広場を核として一過性のイベントでない、例えば四季を通じてグレードの高いイベントを開催する、また週末は何かのイベントが行われている。また生涯学習館までの、にぎわいのための路上イベントなどを実施していけばいいのではないかと思います。それと現在、ふるさと創造プロジェクト事業においてハード整備を含め継続的なある企画を提案しますが、どのように思いますかということをお尋ねいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 新幹線の金沢開業に向けて、ハード面はもちろんですけども、いろんなにぎわいを醸し出すようなイベントを含めたソフト面を考えるべきではないか。特に、一時的なものではなくて、1年を通じたもの、あるいはグレードの高いもの考えるべきではないかというご指摘、全く私もそのとおりだろうと思っております。ただ、このことにつきましては、あわら市だけではなく、県の方とも、いろいろと今、協力しながら事業計画を進めております。

例えばですが現在、JRグループ6社と福井、石川、富山3県で、destinationキャンペーンと銘打ったイベントの共同実施に向けて今、協議を進めているとのことでございます。これは平成26年の秋にプレキャンペーンを開催いたしまして、翌27年の秋には本キャンペーンを実施することとしております。これが実

現いたしますと、ＪＲグループによる福井県向けの大型観光キャンペーンとしては平成１１年以来となりまして、過去の例を申し上げるまでもなく多くの観光客が見込めるものと考えております。

なお、従来からＪＲ西日本が主催しております全国展開キャンペーンのジャパニーズビューティー北陸につきましては、既に、あわら市からも観光素材や旅行商品の提供を行っておりますが、今後とも積極的な取り組みを推進していきたいと考えております。

また、本年秋に福井で開催される国際会議、ＳＡＴＯＹＡＭＡイニシアティブ国際パートナーシップ第４回定例会合や、平成２６年に予定しております市制施行１０周年記念事業、あわら温泉開湯１３０周年記念祭などに合わせたイベント開催や情報発信を図りまして、金沢開業に向けた誘客活動を積極的に進めて参りたいと考えております。

さらに、今議員の方からもちょっとご指摘ありましたけれども、県のふるさと創造プロジェクト補助金を活用いたしました金津本陣にぎわいづくりプロジェクトでは、スイーツマルシェや議員ご指摘のにぎわい市の開催なども計画しており、これらのイベントが魅力にあふれて、持続性のあるものとなるように本プロジェクトの中心となる地域住民の方々とともに実現を図って参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） １１番、坪田正武君。

１１番（坪田正武君） ちょっと時間をオーバー、使ってごめんなさい。私、持ち時間ありますので。今、わかりました。

先日、議会での市長の行政報告で、昨年１年間、あわら市を訪れた観光数は１３８万人、前年度比較して９．９％の増、このうちあわら温泉の宿泊数は７８万６，９００人と前年の７０万４，５００人と比較し８万２，４００人増となっておりますとの報告がありました。このうちＪＲを利用してきた観光客のデータはありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長（嶋屋昭則君） お答えをいたします。

今、私の手元には、ＪＲを使っただけの誘客の数というのは現在のところ、持ち合わせてございません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） １１番、坪田正武君。

１１番（坪田正武君） これは、いろんな今、芦原温泉駅のエレベーター設置だとか、そういうことを含めた形で、これくらい観光客は人がおりたんだと。それからあわら市にはこんだけ使ってるということで、やっぱりデータとしては持つとくべきではないかなと、そんな思いがしますので、今後も、それだけはやっぱりカウントしていくようお願いをしたいと思います。ないんであれば、またわかった時点で教

えてください。単純計算で、あわら温泉、約80万人来るわけですから、いい方ですよ、この3割がJRを使っていたら24万人くらい来るという数なんで、それは逆に1割にしても、やっぱり8万人くらい来るんで、そういうことを、ひとつ考えていただきたいなと、そんな思いがいたします。

それと、先ほどJRグループ6社とありましたけど、先般のさつき八木議員が言ったように、私たち委員会でも金沢市の新幹線のところへ視察に行ったんですよ。そうしましたら、こういう北陸新幹線に向けての金沢魅力発信行動計画と、長々とありまして、これ見たら、本当に1人も金沢から出さないぞと。いわゆる取り囲んで、魅力あるものを企画することで担当者自身も、もう本当に、それこそネズミー一匹も外へ出さんというぐらいな気持ちでやって、同じ金沢にいながら能登方面だとか加賀温泉に出さないのかなと思うけど、我々も必死なんですと。いかに金沢市内にとめておくかが必死なんですと。同じ金沢市内でも重なる兼六園だとか、ひがし茶屋街だということは皆さん、ご存じなんでしょうけども、俗に片町の兼六園の下の繁華街、こういうところは、やっぱり逆に人が来ないんじゃないかといって心配して、そこでもやっぱり人を何とか誘致しようというような、こんな意気込みになってまして、その中で何が言いたいかといいますと、JRのことが書いてありまして、金沢はJRは6社行ってないんですよ。使ってるのはJR西日本と東日本と東海、それと旅行会社。本当に、それは九州やら北海道から誘致したって、なかなか、それは至難の業ですから、JRが前向きなことをわからなくてもいいけども、やっぱり焦点を絞って、金沢がやってるようにJR西日本と東日本、東海、ここらなんかから来るお客さんが一番強いんじゃないかなと、こんなことを言ってましたのと、金沢で言うのには、いわゆる全部、東京の方は東京駅から考えるんだと。京都へ行くに2時間何ぼで来たというけど、埼玉だとか群馬県の方は途中で乗ってくれば、金沢まで1時間何ぼで来てまうという、そんなことを逆にキャッチフレーズとして拳がってることを言ってまして、話はちょっと飛びますけども、金沢で私ら行きましたら、こんなペットボトル、お茶をいただきました。これ、何でこんなん申したかといいますと、ここのキャップが家紋なんです、前田家の、梅のね。これはお城なんかあると、そういうキャッチフレーズができるんですけども、そんなことを踏まえて、財産区の水があるんですけども、ひとつ、あわらをPRするようなデザインを意匠を研究するとか、そんな企画は、急に振ったんであれなんですけども、ありませんでしょうか。ちょっとお尋ねします。簡潔でいいです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 上水道財産区管理者、竹内正文君。

芦原温泉上水道財産区管理者(竹内正文君) ただいま坪田議員さんから、非常にユニークな、またいいご意見をいただきました。まだ水道部では財産区ではペットボトルをやってから2年ほどしかたっておりませんし、その途中に、ああいう福井での問題が発生いたしまして風評被害をこうむった関係で当初の計画どおりに販売が伸びなかったといようなきらいがあります。しかしながら、あのペットボトルをつ

くったもともとの発想の中には温泉を宣伝するというのも、あのペットボトルの中に我々は思いを込めて、あれをつくったわけでありまして、そういった意味で、ただあのデザイン料が極めて、デザイン料といいますか、デザインを変えることによって非常にまたいろんな経費がかかるわけなんですね。しかしながら、今言われましたように、そのことによって、あわら温泉の効果を生むということならば、多少の経費がかかっても今後、そういうふうな前向きな考えで取り組んで参りたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

議長（向山信博君） 11番、坪田正武君。

11番（坪田正武君） 管理者、ありがとうございました。是非、ひとつ本当に経費のかかることですから一概には難しいですけども、先々新幹線を踏まえて、何か前向きに考えていただければ非常に助かります。よろしくお願いします。

それで市長、よく市長トップ営業といいますかね、皆さんご存じの宮崎県知事、東国原知事は、トップ営業といいますか、常に中央に出て、あの方はああいったキャラクターを持っていますから人気もあるんでしょうけども、見ると、ほとんどあの知事さんなり市長さんが中央に行って、いろんなPRをします。そんなことを、やっぱりよく営業では先手をすることは攻撃は最大の防御なんだと。だから常に先手先手と行くんだと。こういうことは、やはり行政も含め、観光協会が一緒になって、そういった旅行会社なり東海など行って、具体的に、ある意味では格安のクーポン券を発行して、このあわら温泉を含めて1周したら東京から幾らだとか、どこで幾らと、こんな企画を、やっぱりいろんな提案をしてやっていくのが、一つの施策だと思うんです。ただ、いろんなもの、イベントをしても、なかなか来てくれないし、やっぱりここへ来る策としては、そういったクーポン券みたいなものを発行するなり、例えば、ここへ来たら安く幾らか、何割引に食事を何でもできるだとか、そういったPRをやっていかないと、なかなか、ただ来てくれといても、魅力あることではないという気がするし、金沢もあんな形で迎えていますから、相当のエネルギーを使ってやらないと、こっちへ来られんかというふうに思いました。

きのうの福井市議会の一般質問なんか見ますと、福井市は1年前にフルマラソンを企画しませんかというふうなことを書いてあるし、金沢は2015年に金沢フルマラソンをやるみたいなんですね。そのときには、どんなゲストを呼ぶんか、わかりませんが、たまたま、このあわら市は、今年のトリムマラソンは谷川さんと呼ばれた、10周年記念のマラソンをしますけども、そういうことも、やっぱり一つ、人をどーんと集める企画として、今後のいろいろ問題あるかと思っておりますけども、そんな構想は多少は何か見えていますでしょうか、お尋ねします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 最初、金沢の取り組みについてのご紹介がありましたけども、当面は北陸新幹線のターミナル駅になる金沢市さえが相当な力を入れて、今、頑張っています。能登は能登で一生懸命、今、引っ張ろうとしています。ちょっとおもし

ろい列車を走らせようかというような話までありまして、指宿の方の玉手箱号を意識してるんだろーと思いますけど、そんな努力もしてます。加賀は加賀でももちろん引っ張ってますし、福井、そしてあわらも、それに負けず今から頑張るということであります。今、その中で、JR6社と私、さっき申し上げましたのは、デスティネーションキャンペーンに携わるのがJR6社ということでありまして、当面、我々がターゲットとすべきは議員ご指摘のとおりJR東であり西だろーと思います。

これもご指摘いただきましたけども、特に北関東の方々から見れば、金沢、北陸までは非常に時間が短縮されるというご指摘、全くそのとおりでありまして、その辺が我々がねらっていくべきかなと思います。例えば、長野にいたしましても、従来よりも2時間半短縮されます。半分になります。福井からも、もちろん長野は近くなるわけでありまして、長野からも近くなるわけで、お互い人口交流を伸ばしていくという意味では、非常に新幹線の持つ力の大きさというものを改めて感じているところであります。その中で、特にお客さんをどんどん引き寄せるためには、割引だとかクーポンだとかのご指摘ありました。またフルマラソンというようなこともありました。いろんなことを、これから今、考えていかなければならないと思います。私、いろんなことをチャレンジしてみればいいと思います。一つやって、それが、ばんと当たるなんてことは、そうありませんので、いろんなことをやってみればいいと思いますが、その中で今、トップセールのお話もございました。私が直接出かけて行って効果があると思えば、私はいつでも飛んでいくつもりであります。別にマスコミに取り上げられれば、それはいいですけども、なかなかそうはいきません。ただ、取り上げられませんが、私なりにせんだって昨年12月にJTBの田川社長さんにも直接お会いいたしまして、いろいろと協力依頼をいたしまして、色よい返事をいただいております。JTB、ご存じのように日本のトップの会社でありますから、そういう努力はいたしておりますし、3日ほど前にも、たまたま福井県に来られたJTBの執行役員の方に、直接お会いいたしまして、いろいろお話をさせていただきました。何らトップセールス、嫌がってるわけでも何でもありませんので、効果があるタイミングだと思えば、これからも一生懸命前へ出て頑張っていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田 正武君。

11番(坪田正武君) 市長の前向きな発言はたくさんちょうだいいたしまして、それを期待して今後、お互いに一緒に観光誘致を全力で取り組んでいければ幸いです。どうもありがとうございました。終わります。

議長(向山信博君) 暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

(午後0時07分)

---

議長(向山信博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

山川知一郎君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、8番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 8番、日本共産党の山川知一郎です。2点について質問をいたします。

第一の問題は、今までも申し上げて参りましたが、小中学校、義務教育における教育費の父母負担についてでございます。市長は若い世代が生まれ、住み、育てたくなるまちを市政運営の基本に掲げておられますが、そのためには安心できる医療、介護、子育ての施策を充実させる必要があると考えます。子供の医療費助成を中学卒業までとするなど、今までの市政では評価できる点もありますが、県内で最も高い国保税や高すぎる介護利用料、大きな負担となっている教育費の父母負担などは強く改善を求めたいというふうに思います。特に義務教育における教育費の父母負担は憲法26条の規定に反するものでありますし、早急になくすべきものと考えます。財政が厳しいからとの言いわけは許されないと思います。それで、市内小中学校における父母負担の実態はどうなっているか伺いたいと思います。

また市長は、この憲法26条と現実、あわら市だけでなく、ほとんどの自治体でいるんな名目で小中学校における父母負担がされているというのが現実だと思えますが、この憲法と現実との解離について、どのように考えるのか、伺いたいと思います。私は当面、父母負担の中でも中学校のスクールバスについては速やかに無料化すべきだというふうに考えます。小学校のスクールバスは無料しておりますが、中学校だけ有料とする根拠、理由があるのでしょうか。また、スクールバスの事業費については国も基本的には憲法26条の規定に従って普通交付税の算定基準となる基準財政需要額に参入することとしており、基本的には交付税で手当てをしているわけでありまして、ここから考えても有料とすることは許されないというふうに思います。さらに、スクールバスを利用している生徒は、市内周辺部に居住している者であります。周辺部は、例えば高校生の通学のための公共交通機関は全くなく、父母が送迎しなければならないなど、中心部に比べれば何かと不便と負担を強いられているわけでありまして、これを緩和することこそ市政に求められているのではないのでしょうか。スクールバス利用料の廃止とJRでの通学者に対する交通費全額補助を速やかに実現するよう、強く求めたいと思いますが、市長及び教育長の見解を伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 教育部長、高橋瑞峰君。

教育部長（高橋瑞峰君） 山川議員のご質問にお答えいたします。

1点目の児童・生徒1人当たりの父母負担についてですが、小学校では学用品、児童会費、PTA会費など年間約26,000円、同様に中学校では約51,000

円となっております。

なお、憲法第26条第2項後段の義務教育の無償とは、授業料のみの無償を指し、教材費等まで無償にすることまでも保障したものではないとの最高裁の判決も出ております。また、授業料以外では、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第3条の規定により、教科用図書が無償で給付されております。したがって、それ以外の費用につきましては、保護者にご負担いただくべきものと考えております。

2点目のスクールバスが小学校は無料、中学校は有料としている根拠についてですが、小学校の無料につきましては、過去の学校統廃合に伴う措置であり、それが現在まで継続されているものであります。

一方、中学校につきましては、学校近隣の生徒は徒歩通学、自転車通学としていることから、これらの生徒との公平性の確保、また利用者負担の原則に基づき、スクールバス利用者には応分のご負担をお願いしているものであります。

3点目の地方交付税の算定基準に関するご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、地方交付税制度は、自治体の標準的な財政規模を算出するための数値である基準財政需要額と基準財政収入額によって算出される地方交付税を、それぞれの自治体が地域の実情に応じて、一般財源として自由に活用できる財政調整システムであり、基準財政需要額の個々の経費について、国庫補助金のような特定財源として、予算化が義務づけられるものではありません。したがって、スクールバスの経費が地方交付税の算定基準に入っていることを根拠に保護者負担をゼロにすることはできないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 小学校では2万6,000円、中学校では5万1,000円の負担となっているということではありますが、今の教育長は憲法26条の規定は授業料にだけ適用されるもので、それ以外のものについて、すべて無償ではないという見解ですが、26条を読んで、授業料だけだというのは、一般的にはまともに読めば、これは授業料のことだけ言っているというふうには、とても解釈できないのではないかと。今の教育部長の答弁は、そういう点ではおかしいというふうに私は思います。

それから、地方交付税の算定基準に入っているからといって無料にすべきというものではないと。今の地方交付税が十分ではないということは、よく承知をしておりますし、さらに国は合併を推進して、そしてあわら市も来年からそうですが、10年過ぎると交付税を下げていくと、こういう状況にあるわけで、なかなか交付税が来ているから、それで無料にできないという財政的な事情はわかりますけれども、ただ考え方としては、地方交付税の算定基準にスクールバス事業費というものは算定するというものになっているわけでありまして、国も基本的には26条の規定



からいって、スクールバスは公費で賄うべきという考えでやっているというふうに私は思います。そういう点では、今の答弁は、ちょっと納得しがたいというふうに思いますが、先日、新聞で報道されましたが、永平寺町は今年度から学校給食費を無償化するということでもあります。永平寺町は保育料も県内で最も低いと。それから中学校卒業までの医療費も無料にしておりますし、インフルエンザの予防接種も無料にしております。永平寺の町長は、新聞で見ますと、このことが若い人たちの定住を促進する、それから少子化対策として有効であるというふうに言っておられます。まさに、橋本市長が常日ごろ言っておられる若い世代が住み、生み、育てたくなるまちと共通の考え方ではないかというふうに私は思いましたが、そういう点からいって、是非この26条の解釈の問題は置くとしても、本当にあわら市の少子化対策、そして定住人口を増やしていくという点からも、それからまた昨年、確か市政報告会か何かの場であったと思いますが、これは議会も中心市街地の活性化ということでなくて、周辺部の過疎地域の活性化こそ重要な課題だという指摘がありましたけれども、そういう点から考えても、さっきも言いましたが、周辺部は何かと不便と負担を強いられているわけでありまして、是非、このスクールバスの無料化については前向きに検討していただきたいなというふうに思いますが、このことについて市長の見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ちょっと教育分野から外れて、まちづくりといいますか子育ての分野の方に入ってきているので私の方が答弁させていただきますが、まず無償化の話につきましては、教育部長、答弁いたしましたように、最高裁のそういう判例もあるようですので、最高裁の判例に背いてまでも今、負担しなければならぬというふうに、ちょっと私自身は今、考えられないのではないかなというふうに思います。

交付税の問題につきましては、これも先ほど答弁いたしました、交付金だとか補助金のようなものではなくて、あくまでも計算の中にバスを運行してるかどうかも入れているというだけの話であります。議員は、計算上ではあってもスクールバスの運行を算定基準に入れているんだから無償化すべきとおっしゃいましたけども、例えば交付税の算定基準なんかは非常に難しいらしいんですけども、面積だとか道路の延長等も入っております。すべての道路延長に、すべて何か門型側溝しなければならぬと、決してそんなこと、あるわけではありませんので、そういうあくまでも計算上の一つの基準になつてというふうに私どもは理解をいたしております。

それから給食費の問題、確かにこれは永平寺町が新年度から無償化をするというふうなお話を伺いました。これは考え方なのかもしれませんが、じゃ、給食は無料にしましょう、教育費は無料にしましょう、バスは無料にしましょう、施設利用費は無料にしましょう。それによって若い世代が集まるのか。私は必ずしもそうは思いません。なぜならば、いつも申し上げておりますけれども、若い世代が集ま

ってくるためには、これだけあれば必ず成功するというものがないと思います。まず働く場だとか基盤整備、そういうものがないければ、恐らく若い人たちは集まってこないと思います。そういうことにすべて税金を使い切った場合に、果たして産業の育成ができるのかどうか、働く場を確保できるのかどうか。私は、やっぱり全体としてバランスを見なければ、初期の目的は達成できないだろうというふうに思っております。私は永平寺町のことは決して批判するわけではありません。それはそれで立派な考え方、理念に基づいた施策だろうというふうに思いますし、尊重はいたしますが、ただ、こういうことを競争を始めますと、これは日本中は非常におかしくなってしまうんじゃないかなというふうな危惧を持っているところであります。

それから、スクールバスの運行等につきましても、周辺部の人たちが大変不便をかこっているのではやるべきではないかという根拠を挙げられました。確かに今、だんだん公共交通機関が少なくなっている中で大変そういう面では気の毒な面はありますけれども、これも今、先ほどの部長の方が答弁いたしましたように、基本的には近くの者は徒歩で、あるいは遠くの者は自転車というふうな形になっております。これも全体のバランスの中で、やっぱり考えていかなければならないんじゃないかなと。周辺部といいますか、市の境目のところをすべて救い切らなければならぬかということ、やはり投資の効果、あるいはバランスということも行政上は考えなければならぬだろうというふうに思っております。

そういうことで、ご理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 私は、別に一面的に、そういう教育費を無償にしるとか、何もかも安くしるとか言っているわけではないわけで、市長は全体のバランスを考える必要があると。それはそのとおりだというふうに思います。だから、そういう点では、何人かの議員も言っておりますが、今、湯のまち広場の整備、足湯なんかにも多額の投資をすると、そういうことよりも、こういうことの方が優先すべきことではないかということで申し上げているわけでありまして、是非、そのあたりは考えていただきたいなど。市長はよくご存じだと思いますが、合併するまでの芦原町には義務教育に関する費用の住民負担を禁止する条例というのがありました。合併のときに、どういう経過で、これが廃止されたのか、よくちょっと私もわかりませんが、これも昭和42年に、この条例はできておりますけれども、そういう基本的には、義務教育費は無償という考え方から、こういう条例が定められたのではないかなと。ですから、やはり私は本当に子育てが安心できる、そういうためには、やっぱり保育料なり、それから別に今、私はだから本当はスクールバスも、それから給食費も、それから、さっき報告ありましたが、小学校、中学校におけるさまざまな名目での費用負担、こういうものを一挙に全部なくせということではなくて、とりあえずスクールバスの費用については無償にすべきではないかということをお求めているわけでありまして、是非前向きに検討をいただきたいなど。

それから、ちょっと教育委員会に伺いたいと思いますが、先ほど小学校では2万6,000円、中学校では5万1,000円ということだということでしたが、私が担当のところに聞きましたときには、これはきちんとつかんでいない、調べますという答えでした。各学校で、どれだけの費用を徴収しているかということについては、教育委員会は、きちんと日常的につかんで適正かどうかということの指導はすべきではないかと。もう、どれだけ父母から徴収しようと、それはもう各学校の裁量に任せてるというのでは、まずいのではないのかなというふうに思いますが、私は少なくとも毎年1回ぐらいは各学校、どれだけの父母負担を徴収しているか、そういうことは定期的きちんと把握すべき、そして、その上に立って適正かどうかということも教育委員会としては指導すべきだというふうに思いますが、この点については、どうお考えでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、高橋瑞峰君。

教育部長(高橋瑞峰君) ただいまのご質問でございますが、一応、各学校ごとに、学年ごとに年間の実際、保護者の方が負担している金額の把握をいたしております。実際、その額が適正かどうかまでは、うちの方から指導等はいたしておりません。学校の裁量に任せている部分がございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 私も今、きちっと実態を正確にはつかんでおりませんが、今までには県内でもPTA会費という名目で徴収していて、そして、そのPTA会費で学校のいろんな備品を整備するとか、そういうことが行われてきて、問題になりました。ですから、やっぱり本当に徴収しているのが妥当かどうか、それから、その使い道が本当に妥当かということについては、私は現場任せではなくて、教育委員会としてきちんと把握をして指導すべきだというふうに思いますので、その点については強く要望をしておきたいというふうに思いますし、それから今、市内の小学校、中学校、全部の平均で2万6,000円と5万1,000円ということだと思いますが、できれば各学校ごとの明細を委員会なりに提出をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。そのことについて、よろしいでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、高橋瑞峰君。

教育部長(高橋瑞峰君) ただいまの書類というか各学校ごとの費用の提出ということでございますが、この点につきましては、また総務文教常任委員長とも相談をいたしまして処置をしたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） ちょっと前後しますが、先ほどのやつで、今、まだスクールバスができて以降、JRで通学している子供の人数というのは、わかりますかね。わかったら、ちょっとお願いしたいと。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 教育部長、高橋瑞峰君。

教育部長（高橋瑞峰君） 現在、JRにつきましては、昨年、23年度で27名の方が利用しております。それから、今まだ2月までなんですけど、24年度につきましては現在23人の方が利用をいたしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 先ほども、繰り返しになりますけど、周辺部は、やっぱりいろいろ何かと負担を強いられているわけでございますので、是非前向きに検討していただきたいなというふうに思います。

では、次の問題に移りたいと思いますが、吉田議員や八木議員からも出ましたが、足湯の問題でございます。2017年の新幹線金沢開業を見据えて観光の活性化を図るとして、北陸最大級の足湯の設置と石畳の歩道などが提案されておりますが、唐突な提案であり、本当に効果があるのか、多くの市民から疑問の声が挙がっております。先ほどの質問にもありましたが、この企画は地元住民や観光関連業者などの本当に要望で出てきたのでしょうか。どのような議論を経て提案されることになったのか、伺いたいと思います。

また、全国的に足湯で成功している例はあるでしょうか。これまで観光活性化のためには、大分県の湯布院のように地元農家との連携や、それから加賀市の市長が提案している祈りの道構想など、根本的に考えるべきことがあるのではないかとこのように思います。補助金が出るから、とりあえずというのでは活性化にはならず、税金のむだ遣いということになりかねません。この点について市長の見解を伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長（嶋屋昭則君） お答えをいたします。

再来年の3月に迫った北陸新幹線金沢開業を見据え、沿線各地では、観光を中心としたまちづくりと経済の活性化に向け、様々な施策を打ち出しており、地域間の競争はますます激化いたしております。

このような中、本市におきましても、国、県の補助事業をフルに活用しまして、金沢開業に向けたまちづくりを加速することが重要と考え、県が創設した観光まちなみ魅力アップ事業の採択に向け、課横断的に協議を重ねてきたものであります。

議員ご指摘のとおり、単にハード整備を行えば効果を発揮し、町中が賑い、また経済が活性化するとは考えておりません。観光客のニーズに合ったハード整備はもちろんです。いかにして観光客の満足度を高め、滞在時間を延ばしていくか、ま

た、消費単価を高めつつリピーターを増やすといった課題に対しましては、おもてなしをキーワードとしたソフト事業の充実が不可欠であることは、由布院など全国で評価の高い温泉地の事例を見るまでもなく明らかであります。

さらに、これらソフト事業の充実には、観光関係者のみならず、そこに住む地域住民の意識の高まりが大切であり、今回のまちなみ整備と並行しまして、観光団体や地域が主体となったソフト事業を促進していくことは、ハード整備以上に重要であると考えております。

次に、足湯の整備についてであります。先のあわら温泉湯のまち広場整備に際しまして、計画策定のために開催したワークショップでは、参加された多くの委員から足湯の整備を求める声がありました。これを受け、整備計画の初期の段階では広場内に足湯を設けることとしておりましたが、諸般の事情で整備を見送った経緯がございます。また、気軽に楽しめる足湯は、人気温泉観光地におけるまち歩きでは必須の施設とされていることから、今回、改めて足湯整備を計画したものであります。

次に、足湯で観光の活性化に成功している事例はあるかとのご質問ですが、現在、日本一の足湯とされているものとしましては、長崎県雲仙温泉にある全長105mの足湯ほっとふっと105や、栃木県那須塩原温泉の全周60mの回遊型足湯湯っ歩の里があります。これらの足湯はそのスケールやインパクトの強さから、多くの観光客が訪れているとのこととあります。

全国各地の足湯は、観光地における魅力の一つとして整備され、誘客を図るためのPR施設であるとも言われております。したがって、足湯そのものがあわら温泉を活性化するものではなく、観光客のまち歩きを促す素材として活用することで、温泉街の活性化を図ることが重要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) ちょっと経過で、先の広場の整備のときのワークショップの中で足湯をと意見があったということですが、先の吉田議員の質疑の中でか、14名の委員でなる推進委員会、推進会議でしたか、を4回やったと。その中でも、この足湯をつくってほしいというような意見はあったのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) お答えいたします。

ええ、その中でも足湯の希望はございました。足湯と並行いたしまして露天風呂ですか、こういう要望もございました。そういう中で、先ほど申し上げましたように、湯のまち広場整備のときにできなかった足湯につきまして、今回の整備を行うということで、皆さん方のコンセンサスを得たという状況でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 全国的に足湯での成功例として雲仙や那須塩原ということでございますが、ここについて、もう少しちょっと詳しく伺いたいんですが、ただ単独に足湯があるだけなのか、いろんなほかの施設と一緒にあって、その中の一部に足湯があるのか。私は今の湯のまち広場にぽつんと足湯をつくっても、人が集まるのには、例えば何か物品を販売するところとか、飲食をするところとか、そういうものと何か一緒にしなければ、足湯だけを売り物にしても、なかなか難しいのではないかなと。今、あの広場には伝統芸能館や、それから巖九郎記念館がありますが、現状は、特に伝統芸能館などはほとんど何か、やっているのか、いないのかわからないようなのが現状ではないかというふうに思いますが、そういうものとセットにして、その中の一部に足湯があるというようなことで、何かそこらの売り出し方というかPRの仕方というの、いろいろ考える必要があると思いますが、そういう点、雲仙や那須塩原は、どういうなのか、ちょっともう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長（嶋屋昭則君） お答えをいたします。

先ほど申しあげました足湯施設につきましては、本当に日本全国に知られている施設でございます。ただ、先ほども申しましたように、この施設だけで誘客を図るということではできません。そのこの当地の温泉にすばらしい足湯があるということがPRされまして、そこで一遍行ってみたいというような形の中で、関係する施設もございまして、そこに住んでおられます方々、また議員言われましたように食、これらをうまくミックスしながら、まち歩きもやってございまして、温泉そのものの誘客の価値を高めているというようなことでございまして、あくまでも施設単独での誘客が可能ということではございません。議員ご指摘のとおり、いろんな施設を混ぜ合わせて、またその地域に住まわれる方も一緒になって、この誘客に取り組んでいるという状況でございます。それが訪れる方々が多くなっていると、それにつながっているということでございます。

あわら市におきましても、そういうような形を目指しながら今後、この足湯を活用しながら、そういうシステムづくりといえますか、それらを地域の方々と考えながら進めていきたいと、そういうふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） そういう点で考えますと今、さっきも言いましたが、足湯だけでなく、今現にある伝統芸能館や巖九郎記念館、こういうものも、もう少しいろいろ工夫が要るのではないかとということと、それから、あの広場については最初から問題になっておりましたが、駐車場が狭いと。現状では観光バスは全く入れないような状況になっておりますが、今回の整備に合わせて、私はどうしても、せめ

てバス2台分ぐらいは入れるような駐車場というのがないと、今の駅の裏と申しますか、南側に駐車場があっても、やっぱりそれではなかなか一体感がないし、バスをおりてから、かなり歩かねばならんということになりますし、そういう点で、駐車場の拡張。それから、もう一つは、湯けむり横丁も最初からいろいろ問題になっておりましたが、何か湯けむり横丁は一応、創生塾に任せているということもあるのかもしれませんが、広場の整備とは、いつも切り離して論じられてきておりますけれども、私は一体のものとして整備をする必要があるのではないかと。湯けむり横丁は、存続するのであれば、もう少し、前から何回か申し上げましたが、例えば、あれを全部カバーする屋根をつくるとか、もう少し間を広げて真ん中でお客が飲み食いできるような場にするとか、そういうふうなことをすべきではないかというふうに思いますが、そのあたり、あの広場全体の整備というのを、今度の足湯の設置とあわせて考えているのかどうか、そのあたりについて考え方を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 特に足湯を中心にして、いろいろとご心配いただいております。

今、24年度の補正予算の中で足湯だけぼんと出しましたので、ちょっと足湯だけがクローズアップされて見られてしまってるのかなと思いますが、決してそうではありませんで、市街地全体の整備計画の中の一つが足湯であるというふうに、まずご理解いただきたいというふうに思います。

その足湯につきましては、先ほど吉田議員でしたか、八木議員でしたか、ご答弁にお答えしましたが、そこに来られるお客様のことを考えずに、ただ建物だけ建てておけばいいかということ、決してそうではなくて、そのソフトを、これからいろいろ考えていかなければいけないと思っておりますし、それがなかったら、これは本当に閑古鳥が鳴いてしまうようなことになると思います。かなりな規模のものをつくる予定でありますので、そこそこお客さんが来ていただけると思っておりますけれども、決して私はそれでは十分でないと思っております。足湯そのもののにぎわいを出すためのソフトをどうするか。いろんなことを、これから市民の皆様とともに考えていかなければいけないと思っておりますし、さらに今、議員ご指摘のように、その近辺にある幾つかの施設、これとの有機的な結合も図っていかねばならないと思っておりますが、実は私は湯けむり横丁にせよ、伝統芸能館にしる、巖九郎記念館にしる、その施設だけではなくて、私は温泉街全体をステージにしていくべきだろうというふうに思っております。その中にもいろんな仕掛けをして、お客様に歩いていただくと。それが全体としてお客様をもてなすような市街地づくりをしていけたらと思っております。

さらには今、足湯に焦点が当たっておりますけれども、私は金津の市街地においても、それが妥当してると思っております。といいますのは、芦原の市街地よりも、むしろ金津の市街地の方が、そういう観光資源としてのおもしろみのある素材がたくさん

あるわけでありませう。そこで、私はお客さんが歩いていただくような仕掛けを今からつくっていかうと思っております。そこへ来られたお客さんが足湯にもつかっていただくと、そういうスケールで、これから考えていくべきだろうというふうに思っております。芦原の旅館へ泊まりにこられた方が朝、JRの駅前へ来て時間が余ってるから、少し散策して歩こうかということもありがたいんですけども、むしろ金津の市街地の中、非常におもしろいところがあるんで、そこを目がけて来たお客さんが夜、あわら温泉へ来ていただいて足湯に入っていたり旅館へ泊まっていたかというような、それぐらいのことを、やっぱり目指していくべきはないかなと思っております。そういう少し大きいスケールで、これからは取り組んでいかうと思っておりますんで、そういうふうにご理解いただきたいというふうに思います。

それと、バスにつきましては今、せめて2台ほどとまるスペースとおっしゃいました。確かに、バスがつかなくなって足湯であれ、温泉街であり、金津の市街地へ来てもらえるようになることを目指していかなければいけませんけども、今、湯のまち駅前だけでとらえてみますと、ちょっとバスの駐車場をつくるにしても、物理的にちょっとスペースがないのかなという感じはいたしております。お客様の便利、負便利の問題もありますけども、一つの考え方としては、あまり町中に大きな車を入れないというのも、一つのやり方かなと思っております。そういう考え方にもし立てば、ちょっと離れるかもしれませんが、えち鉄、湯のまち駅の裏側の駐車場を使っただいて、あとは歩いていただくということも、やり方としてはあるのかなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 今、市長言われたようなソフト面といいますが、そういう観光戦略、そういうものがなかなか見えてこないの、ぼつと足湯とか、そういうことだけがぼつと出てくると、非常にちょっと足湯だけに1億8,000万なんて何だということになるというふうに思うんですが。先ほどの説明では、1億8,000万の中には、足湯と、それから建物、木造平家建ての建物と、それから庭園も入れると。これをプロポーザルコンペでやるというふうな説明でございましたけども、なぜ、私はこれをプロポーザルにするのか、プロポーザルにするのは足湯と庭園と皆、一体のものとして考えるということでは利点はあるかもしれませんが、給食センターの厨房設備のようにプロポーザルをやれば実質、その業者が工事の落札になる可能性というのが非常に高くなるというふうに思いますし、そういう点では今回の足湯と庭と建物と、なぜプロポーザルにせないかんの、余り理由がよくわからない。これは、是非別々に考えるべきではないかなと思っておりますし、それから庭園をなぜつくるのか。今の広場の整備については、ワークショップをかなり何回も重ねてやってできたわけですが、完成してもう2年足らずで、またあれを掘り返すということになるわけで、前回の整備は全くもう、全部とは言いませんが、かなりの部



分はむだということになるわけですね、結果的には。今回、また同じ過ちを繰り返すのではないかなというふうに大変心配をいたします。そういう点では、そこら辺について、どう考えるのか、庭園でそこら中から立派な庭やというお客さんが来るほどのものは、あそこにはとても無理だというふうに思いますし、なぜ庭園まで入れるのかということと、湯布院のように農家との連携とか、そういうソフト面、観光戦略といいますか、そういうものは、これからいつごろまでに、それがどういう手続でつくるのか、そこらの見通しについても、ちょっと伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 先ほども申し上げましたけど、足湯については、ちょっとそれだけ単独に24年度の補正に回したものですから、ちょっと目立ってしまったんですけども、全体計画は、これから議会にご相談していく予定になっております。この事業につきましては、前回は全員協議会かどちらかで申し上げたかもしれませんが、非常に補助率の高い事業でありまして、県との調整も同時並行的に進めておりました。最終的に県のご了解といいますか調整が済むまでは、なかなか公表できなかったという経緯もありまして、やや唐突に出てきたような印象を持たせてしまったかなという感じは持っております。もう少し時間的に余裕があればいいんですけども、これも全員協議会等でお話申し上げたかと思っておりますけども、この事業、24、25、26は8割が出てくるわけですね。ところが、その次の年になりますと7割に減りますので、なるべく早くスタートさせたかったということが、やや発表のおくれたような印象を与えてしまった一つの原因かなというふうに思っております。

あと、今の農家との連携等とお話ありましたが、当然それも今、考えておりました、そういうソフト面についても今後2年間の間で形にしていきたいと思っておりますし、そのタイムスケジュール等々につきましては、また議会を通じてご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

あと、先ほどご質問で抜けておりましたけども、幾つかの施設をもう少し総合的に整備する考えはあるのかというお話がありましたけども、今、伝統芸能館にしても、藤野巖九郎館にしても整備したところでありますから、これ自体は特別に手を加えて云々する予定はありません。ただ、屋台村につきましては、これは今、管理が観光協会の方になっておりますので直接的なことは言われませんが、お客様の増える見込みがたってきた段階で、もし事業主体が、これはお客様の利便性のために、じゃ、やろうかということになれば、またこれは市としても十分、それは相談をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、あと、プロポーザル云々のことは、また部長が答弁いたしますけども、一たんつくった庭といいますか芝生の部分が一部分、足湯のスペースになりますので、むだになるのではないかというお話です。確かに、そういう意味ではむだになったのかもしれませんが、ただ、当時はすべての事業費1億5,000万円でありましたので、その中で足湯となると、ちょっとこれは中途半端といいますか、非常に規

模の小さなものになってしまっていて投資効果が見込めないだろうということで、これは断念した経緯があります。そのときは、全くこういう事業は出ていなかったんですけども、その後、北陸新幹線の県内延伸が決まって、いよいよこれは本格的な対応しなければならぬという県の思いもあって、こういう非常に有利な事業を創設していただいたわけでありまして。まさに、そのタイミングで、これからこの事業に乗っかっていこうというふうに考えているわけでありまして。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) お答えいたします。

プロポーザルの件につきましてでございますが、これにつきましては吉田議員のご質問にもお答えしたところでございますが、昭和31年当時の芦原大火により失われた伝統的な意匠、技法等を再現するようなことでプロポーザルの仕様書の中に入れて、実施設計に当たってのプロポーザルを行いたいということでございまして、その中で示されてきますデザインと内装関係、それと先ほど庭園と申しましたが、それらについての形もプロポーザルの中で見て決定をした方が、よりわかりやすいのではないかと。そのプロポーザルに当たりましては当然、市民の方々にも見ていただきます。最終的には選考委員会の中での決定になるかと思っておりますが、実施設計はそのような形でやらせていただきたいと。

それと、庭園を配するというところでございますが、これにつきましては、あわら温泉各旅館、立派な庭園、持っております。これらと並べるとということではございませんが、最終的にはあわら温泉の中の旅館の中の庭園も見ていただくというような形の中で、ここにも若干の庭園を配して、各旅館が持っております庭園とのオープンガーデンと申しますか、そのような形でのまち歩きも推進していきたいという意味での庭園の配置というようなことを現在検討しているところでございます。よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) ちょっと今の説明では、庭園については、私は本当に各旅館にある庭を、もっとオープンにして見ていただくということを積極的に考えるべきだと思いますし、それと肩を並べるような庭園を、あそこにわざわざつくる必要はないのではないかと。それよりも、むしろつくるのであれば、最初も言いましたが、何かものを物品販売するとか、そういう人が集まるような仕組みを考える方がいいのではないかと。

前回のあそこの広場の整備も、何か確か県の方が急にお金を出すということになって、慌ててやって、ワークショップで出たいろいろな意見は余り生かされなかったというふうに聞いておりますけれども、今回またその二の舞にならないように、是非十分考えていただきたいなということをお願いして、質問を終わります。

卯目ひろみ君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、14番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 通告順に従いまして14番、卯目ひろみ、一般質問をさせていただきます。

去年の秋だったと思うんですけど、今、私が質問しようとしております消費者教育推進法というのが平成24年12月13日に公布されました。その前に先立ちまして、この方案を国会へ提出した、そのもとになられたワーキンググループの座長なんですが、その方の道のりといいますか、いろいろしたご苦労話を聞く機会がありました。それをお聞きしましたときに、これは、是非、以前から思っていたんですが、是非このあわら市でも、どういうふうを考えていらっしゃるのか聞きたいと思ひまして、きょう質問をする次第です。

24年12月13日に公布されて、まだほんの生まれたてのほやほやなんですが、背景には過去に悪徳商法が横行したり、またお年寄りとか若者たちがだまされて、消費者被害が後を絶たなかったこと、そういった人たちを保護すると同時に、自分自身が自立しなければ、なかなか改善していかないだろうという、そういうことも、これはあるようです。たくさんある中の、また一つの例かもしれませんが、大切な財産がなぜ簡単に奪われてしまうのか。善良な人たちがオレオレ詐欺のように電話の声にまどわされて、どうしてお金を振り込んでしまうのか。こんなことは遠い話のように思っていました。でも、私の周りでも被害にこそ遭わなかったものの、オレオレ詐欺の電話があり、話してるうちに何となくおかしいなと思って気がついたそうです。そして振り込むまでは至らなかった、大事には至らなかったという知人も出てきまして、ますます大変なんだなという実感がわきました。

消費者ローンですとか、またカードローンによる多重債務で、返済で苦しんでいる方、そういうお話の方なんか、いろいろあります。このような話というのは、決して他人事ではないと思います。私たちにも、いつ降りかかってくるかもわかりません。だれの身にも起こりうる問題として真剣に考えなくてはならない、そういった時期に今、まさに来ているのではないかと思います。これからは、みずから考えて行動のできる自立した消費者、そういうものを育てていく必要もあるのではないかと思います。

消費者教育の基本理念として、幼児期から高齢期までのそれぞれの段階に応じて、また年齢ですとか障害の有無、その他の特性に配慮した適切な方法で行わなければならないとあります。学校、地域、家庭、職域、その他のさまざまな場で行わなければならない総合的な施策であるとあります。

質問なんですが、一つ目、現在わかっているオレオレ詐欺に代表される消費者被害に遭った人数、金額は、このあわら市では、どのくらいありますか。

2 番目、消費者相談窓口では、どのような相談の傾向がありますか。

3 番目、消費者教育をどのように認識しているでしょうか。

4 番目、学校、地域、家庭、職域で、これまでも行ってきた教育、あるいは周知啓蒙は、どのようなものであったかお聞きします。

5 番目、今後、保育園、幼稚園、小中、高校の授業に消費者教育を取り入れるような、そういった予定はありますか、お聞きいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) 卯目議員のご質問にお答えいたします。

初めに、オレオレ詐欺に代表されます消費者被害の状況について説明をさせていただきます。

オレオレ詐欺は、振り込め詐欺、これの代表的な手口でございます。ほかにも架空請求詐欺、それから融資保証金詐欺、還付金詐欺などがございます。警察庁と福井県警察本部の発表によりますと、これら振り込め詐欺の平成24年中、こちらの被害件数と被害額でございますけれども、全国で6,401件、155億2,165万円と、福井県では14件、2,562万円となっておりますが、あわら市では現在、被害に遭ったという相談は受けておりません。しかし、これらはあくまでも認知件数ということでございまして、実際には被害に遭っても誰にも相談できずにいる人がいると思われまふ。また、オレオレ詐欺と還付金詐欺は60歳代以上の高齢者の方の被害が90%以上を超えているということでございます。

次に、消費者相談窓口での相談内容でございますが、現在、市民生活課内の消費者センターを設置してございまして、兼務ではございますが職員2名が相談員の業務を担当いたしております。平成23年度の相談件数でございますが、電話での問い合わせを含めまして102件でございます。その内容は多種多様にわたっております。多い順から訪問販売、迷惑メール、インターネット通販、多重債務となっております。その他に、他機関が実施しております法律無料相談ですとか福井県消費生活センターを紹介、斡旋したケースも23件ございました。また、相談に来られる人の年齢層は、相談内容によってさまざまでございますが、市役所に設けました相談室において人目を気にせずに相談できるようなことを心がけております。

以上、全国的な被害の状況とあわら市の相談状況を説明いたしましたが、あわら市消費者センターでは、相談に来られる人を待っているだけではなく、積極的に市内各所に出かけていきまして出前講座等を行っております。平成23年度は、82講座、延べ3,667人にご参加をいただきました。本年度はそれを既に上回る件数の講座を開催してございまして、多くの市民の方にご参加をいただいております。

講座の内容といたしましては、高齢者を対象といたしました振り込め詐欺に関する啓発講座、それから児童館や子育て支援センター、幼稚園での児童、幼児を対象といたしましたお買い物のごっこ講座、それから食の安全に関する講座等がございまして、いずれも好評をいただいております。また、各小中学校にご協力いただき

まして、夏休みの宿題といたして消費者啓発ポスターと標語の募集をしております。優秀な作品につきましては年に1回開催しますあわら市消費者展で表彰しまして、啓発用チラシやカードに活用させていただいております。これが児童、生徒の皆さんに消費者被害に関心を持っていただくきっかけになればというふうに考えております。

あわら市消費者センターでは、これまでの活動をさらに進めて、消費者教育の推進に関する法律に定められました基本的施策が推進されるよう努めて参りたいと考えております。

次に、学校における消費者教育に関する内容といたしましては、小学校の社会科や家庭科の授業で、消費者被害防止の標語づくりや賢い買い物方法、リサイクルとそのマーク、インターネット販売への注意、食品と健康など、また税務署員による租税教室を開催しております。また、中学校では、県消費生活センター発行のリーフレット、これを活用いたしました授業や、こちらも税務署員により租税教室を開催しております。

議員ご指摘の平成24年12月13日に消費者教育の推進に関する法律が施行され、国及び地方公共団体は学校の授業やその他の教育活動において、適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならないことが規定されております。今後、これまでの実践や今回の法改正を受け、地域や家庭と連携を深めながら、学校における消費者教育をより充実していきたいと考えております。

なお、平成25年度でございますけれども、学校における消費者教育支援事業モデル校として市内の小学校一校を選定いたしまして、小学生の早い時期から消費者教育に取り組んで参りたいということでございますので、よろしくお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 今、お話を聞いていまして、いろいろやられているなという感じはいたします。

質問したいんですが、オレオレ詐欺、還付金詐欺の被害の対象、これが60歳以上の高齢者、90%以上とありまして、私もその中の1人なんですけど、これはなぜ、こういうふうになるのでしょうか。原因は何だとお考えでしょうか。もしお答えになられたら、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) お答えをいたします。

高齢者の方が被害に遭う原因ということでございますけれども、実は日常生活におきまして若い人たちは仕事に出かけるということと、出かけますと日中は高齢者の方が自宅で留守番するというのがございます。また、高齢者だけの世帯、それ

から一人暮らしの世帯、こちらの方も多うございます。日中に訪問や勧誘、電話等を受ける機会が実は多くなっているということが考えられます。さらには年金をもらい、お金を持っているというイメージが、実はございます。こちらの方をターゲットになりやすいということも要因の一つではないかなというふうに考えております。一方では寂しさもあり、話し相手になってもらえたりしますと、うれしくなってしまうといたしますか、相手の言うままに契約をしてしまうというような心のすき間に入ってくるというんですかね、そういうこともあるのではないかとというふうに思います。ただ、詐欺を行おうとする者につきましては、このような条件に合う家庭であったり世帯を事前にどうも調べているようなことも状況として全国的に見受けられております。これらが原因ではないかなというふうには思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) まさに、何か心理作戦で弱みにつけ込むといたしますか、そういうのが本当にわかるようなんですけど、またそういったお年寄りといたしますか、一人暮らしであろうが何であろうが、耐性もないというところもあるんだと思うんですね。わっと言われたら、もうすぐそのままうのみにするみたいなの。やっぱり教育というのが、ふだんから耳慣れるように聞くというのが、とても大切だと思うんです。あわら市は今のところ被害がないということなんで、よかったなと思います。もし、これがすごい被害額だったら本当にショックだったんですが。ただ、年間で155億ですか、すごく大事なお金がそれだけあるところに行ってるということなので、それはショックでした。あわらの場合、結構講座なんかもやってらっしゃるので、そういう効果もあるのかなと思うんですね。ただ、私は社会に対しては、これからも、そういうふうにつけていっていただきたいと思っております。

ただ、学校の中で、ちょっと学校の中のことが、よくわからないので、お聞きしたいと思うんですが、ごめんなさい、その前に、もう一つお聞きしてもいいでしょうか。この推進法というのは、学校ですとか地域、家庭、職域とあります。ちょうど男女共同参画推進法というのがあったと思うんですけど、それも同じような形で進めてこられたと思います。それで今、15年ぐらいたって本当に社会の中にも定着したようなところがありますので、こういうものも、やっぱりそういうやり方で進めていくということが大事なんだと思うんですけども、高齢者の方はそれでわかりました。ただ、若い方も、やっぱりだまされて、オレオレ詐欺ではないんですが、還付金詐欺ですとか携帯の何か被害、そういうものとか、いろんなものがあると聞くんですが、若い世代の方への啓発というのは、例えば具体的には、どんなことをされてるんでしょうか、お聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) まず被害を未然に防ぐということが一番大事でございまして、先ほども申し上げましたように、講座の開催であったり広報、ケーブル

テレビ等での更なるPRが必要かなというところでございます。まず議員ご指摘のとおり、近年、消費生活と経済社会とのかかわりが多様化、複雑化している現状の中で、地域、家庭のつながりというのも実は弱まってきてございます。被害や事故に遭わないよう、家庭での話し合いも必要ではないかというふうにも思います。

次、2点目の若い世代への啓発ということでございますけれども、年1回、県下全域で実施しております、あわら市ではこういう啓発用チラシと啓発品、こちらの方を配布をJR芦原温泉駅の方で実施をしております。また、新成人に対しまして、成人式のアルバム、こちらの配布時に、実は、この啓発用チラシと啓発品、合わせて同封させていただいておりますが、さらに今後、市内で開催されます各種イベントであったり、そういうところを利用して啓発していくことが大切ではないかと。特に若い世代には、ホームページであったり今後、携帯メール等々を利用して、こういう被害が現在出ている、これに対する対処法であったり、こういうことも知らせていく必要があるのではないかなというふうにも考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) そのことは、すごく若い世代と言えども、とても大事なことだと思いますので、特にこの成人式のときのこれなんかは、本当にいいことだと思います。是非、これからも続けていただきたいと思います。

今度は学校の中での教育の一環としての消費者教育について、もう少し伺いたいと思います。もちろん家庭の中で親が子供に教える、子供と話をする、それが一番大事なんですね。それは、もう本当によくわかっているんですが、それとはまた別に、学校教育として、経済の仕組みですとか社会の仕組みですとか、そういうことなどを教えていただいて、それから自分自身がいろいろ考えることによって、生きる力ですとか自立心ですとか、そういうものを育てていく手がかりになるのではないかと、そういうふうには実は考えております。家庭の中で、そんな会話の中に、またそんな話が出てきて、親子でキャッチボールができると思いますか、家庭の中で話しができるというのが、なおさらいいなと思うんですが今、学校の中でももう少し具体的に今後、学校の教育の中に、そういうものを取り入れていくということは、いかがでしょうか。なかなか大変なことだとは思いますが、そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 今、議員ご指摘の点でございますが、学校では今まで教科の中や単元の中で、また、それぞれ専門機関の方に来ていただいて、ワンポイントで、ずっとこれまでも取り扱ってきました。でも、昨年12月に消費者教育の推進に関する法律が施行されましたことを受けて、議員ご指摘のとおり、これからは消費者教育といった視点で、教職員も意識を変えて地域、学校や、また専門機関等々を含め、総合的なものとして指導していくというふうにも意識を改めていくべきだとい

うふうに思っております。

そういうふうに総合的に教えることによって、子供たちに、今おっしゃられました生きる力とか自立させていくと、自分で判断できるように育てていくと、または、その中で家庭も巻き込んでやっていきますので、これからだというふうに思っております。これから取り組むということで、先ほど理事の方から申しましたように、本年は25年度、モデル校を一つ試しにやらせていただいて、またそれらの結果を受けて全体的に広げていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) まさに、そういうことだと思います。これまでもお買いものごっこですとか、いろんなことも委員会の中でもお聞きしてきたとは思いますが、ここまで身近に迫ってきてますと、やっぱり待たなしという感じがいたします。

ちょっとこれ、話が違いますが、子供と大人とのキャッチボールでまちの中がうまくいったという話があります。岐阜県のあるまちでは、がんの受診率が上がらずに、自治体がすごく悩んでいたそうです。それで、あるとき保健師さんの発案だったと思うんですけども、小学校の子供さんたちへがん教育を取り入れてもらおうと、そういうことで行動を起こしたそうです。自分の周りの大切な親、または大人たちに、がんの早期発見の大切さですとか、早期治療の大切さを、学校で習ったことを家に帰って親たちと話をするんですね。そういうことから真剣に大人たちが考えるようになって、がん検診を受けるようになって受診率が上がった。本当におとぎ話のようなんですが、これは本当にあったことだそうです。それをテレビで紹介されていて、あ、そんなこともあるんやと思ったんですが、これも同じことだと思うんですね。どんなことでも、どちらからでもいいと思うんです。どこからでもいいと思います、そういう教育を受けたら、まず人へ話をして発信をしていく。それで、大人も子供もだれでもが学びたいという気持ちは持っていますので、そういうところを上手に生かして活用して、結果というのが、やっぱりそこに、いい人間関係ですとか、お互いが学び合うこと、そういう結果が生まれることというのが、やっぱり一番大事なことだと思います。社会全体が生きる力というのを、やっぱり自身が必要に思わないといけない、そういうことが大事だと思います。

それと、もう一つ、これは高校生のことなんですね。小中学校は義務教育で、このあわら市の中でいろいろお話できると思うんですけど、高校生のことなんですが、高等学校のことというのは、私の周りにもおりませんし、内情というのがちょっとわからないので、ここで聞きしたいと思うんですが、高校生になれば、もうアルバイトをしている子供さんなんかも、たくさんいらっしやいます。それで、もう一人前の社会人として扱われていると思います。本人もその気になっていて、生意気な口をきいたり、大人顔負けにいろんなことをすると思うんですが、でも、やはりそこはまだまだ大人から見れば未熟です。いろいろ問題とか、事件ではないですが、



いろいろお母さんやお父さんから、ちょっと困ったと聞かされることがあるんですけども、そんなときに高校生向けの経済教育というんですかね、消費者教育。こういうのを学校の中ですること、社会に出たときに生きてくるのではないかと思うんです。即、それが使えるのではないかと思うんですが、そういう面から、例えば今、教育長が直接高校のことをいろいろ言うということは、ちょっと難しいのかもしれませんが、発信をしていただけないかと思うんですね。そういうことは、どうなんでしょうか。教育長のご意見を、もしお聞かせいただければ。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) これ、今、議員ご指摘のとおり、昨年12月に法が策定されましたので、今、私ども義務教育も取り組もうとしておりますし、当然、県立の高校もしなければならない立場になっていると思いますので、取り組んでくれると思っております。今までも金津高校、お聞きしますと、義務制がやってたように、教科の中や単元の中で消費に関することを、きちっと取り扱いはしております。ただ、これからは意識を変えて、もう少し総合的にやっていくという発想が生まれてくるんだろうというふうに思っております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 是非、高校の中で教育というのが、より大人に近いわけですから、お願いしたいと思っております。また始まったばかりなので、これからのことだとは思っております。

私たちが事件ですとか事故とかに巻き込まれないためにも、市からはどんどん情報発信していただきたいと思っておりますし、何か例えば問題があったときには、すぐ対処できるような、そういった状況というのを、是非つくっていただきたいと思っております。また、私たち自身も賢い消費者になるために努力を続けなければならぬと、まさに痛感しております。

質問を終わります。ありがとうございました。

---

#### 散会の宣言

議長(向山信博君) 以上で一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日から21日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いいたします。

本会議は、3月22日、再開をいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後2時20分)

---

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する

平成 2 5 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

## 第64回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成25年3月22日(金)

午後1時30分開議

### 1.開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3号 平成24年度あわら市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 3 議案第 4号 平成24年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第 5号 平成24年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第 6号 平成24年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第 7号 平成24年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第 8号 平成24年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第 9号 平成25年度あわら市一般会計予算
- 日程第 9 議案第10号 平成25年度あわら市国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第11号 平成25年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第12号 平成25年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算
- 日程第12 議案第13号 平成25年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算
- 日程第13 議案第14号 平成25年度あわら市水道事業会計予算
- 日程第14 議案第15号 平成25年度あわら市工業用水道事業会計予算
- 日程第15 議案第16号 平成25年度あわら市公共下水道事業会計予算
- 日程第16 議案第17号 平成25年度あわら市農業集落排水事業会計予算
- 日程第17 議案第18号 平成25年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算
- 日程第18 議案第19号 あわら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 あわら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第21号 あわら市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 あわら市水道事業水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 芦原温泉上水道財産区水道事業水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 あわら市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 あわら市重度障害者（児）医療費助成条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 あわら市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 あわら市公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 あわら市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 3 1 号 あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 3 2 号 あわら市放課後子どもクラブ事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 3 3 号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 3 3 議案第 3 4 号 坂井地区広域連合規約の変更について
- 日程第 3 4 議案第 3 5 号 市道路線の認定について
- 日程第 3 5 請願第 1 号 日本軍「慰安婦」問題の 1 日も早い法的解決、謝罪と補償を求める意見書提出に関する請願
- 日程第 3 6 請願第 2 号 特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択のための請願
- 日程第 3 7 請願第 3 号 「食料自給率 5 0 %達成目標の設置及び T P P（環太平洋連携協定）参加を行わないことを政府に強く求める意見書」提出に関する請願

- 1 閉議の宣告
- 1 市長閉会あいさつ
- 1 議長閉会あいさつ

## 1 閉会の宣告

---

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	小坂康夫
財政部長	田崎正實	市民福祉部長	志田尚一
経済産業部長	嶋屋昭則	土木部長	細川秀己
教育部長	高橋瑞峰	会計管理者	出口誠一
市民生活課長	堀川敏雄	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	道地菊代	補	佐渡邊清宏
主査	宮川豊一		

---

### 開議の宣告

議長（向山信博君） これより、本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） なお、本日は、坂東市民福祉部理事が欠席のため、代理で堀川市民生活課長が出席しております。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後1時27分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、吉田太一君、2番、森 之嗣君の両名を指名します。

---

### 議案第3号から議案第35号、請願第1号から請願第3号の

#### 委員長報告・総括質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第2から日程第37までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査を願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（向山信博君） まず、総務文教常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 総務文教常任委員長、三上 薫君。

5番（三上 薫君） 総務文教常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月11日、12日、13日の3日にわたり、市長、副市長、教育長及び担当部課長の出席求め、当委員会に付託されました、議案第3号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）をはじめ、他の6議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案第9号は賛成多数、その他6議案は賛成全員で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第3号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）について、所管課ごとに主な質疑について申し上げます。

まず、政策課所管について申し上げます。

地域振興基金13億円について、今後の取り扱いについて質疑がありました。

理事者からは、果実運用型であり、合併特例債を活用して造成したものである。合併特例債の償還が伴うため、償還が完了しなければ取り崩すことができない。一

方で償還を終えた部分については取り崩すこともできるが、現在は予定はなく、今後の財政状況を勘案しながら、取り崩しについては財政課と協議している状況であるとの答弁でありました。

また、地域振興基金を取り崩して、市債の繰り上げ償還をしてはどうかとの提案もありました。

理事者からは、基金については合併による市民間の融和、まちづくりの基盤に使うのが趣旨であるため、償還に充てることは適切でないとの答弁がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

学校施設整備基金について、毎年1,000万円の積立の目的について質疑がありました。

理事者からは、小中学校の施設整備財源に充てるための基金であるが、もともとは将来的に大規模改修のための基金であった。両中学校の大規模改修、耐震改修が済んだ今、当初の目的は達成されたと考えており、今後は学校一般について自由に使える学校整備基金と考えているとの答弁でした。

委員からは、細かい補修は予算内で対応し、各学校の平準化のための大規模改修に使ってほしいと要望いたしました。

次に、給食センター整備事業費について、給食センター整備事業全体に係る国庫補助金で9,000万円が出ると聞いているが、国の緊急経済対策による今回の前倒しで、それよりも多くもらえるのかとの質疑がありました。

理事者からは、総務省の地域の臨時交付金が入るので間違いなくもらえるが、あくまでも補助対象は前倒しする25年分だけだとの回答がありました。

次に、文化学習課所管について申し上げます。

生涯学習館整備事業について、生涯学習館に隣接する駐車場予定地の土地取得であるが、駐車場として今回の取得分で足りるのかとの質疑がありました。

理事者からは、現況は10台程度駐車することができる。イベント等があれば金津神社にも協力いただくとの答弁がありました。

また、賃貸予定の駐車場についても、北側部分が借りられない理由について質疑があり、理事者からは、事業展開を考えているとのことで、賃貸はだめであるが買収なら応じていただけるとの答弁でした。

次に、スポーツ課所管について申し上げます。

体育施設管理経費の減額について、委員から農業トレーニングセンターの外壁補修を施工したが、今後塗装工事はしないのかとの質疑がありました。

理事者からは、補修は116カ所の改修を行うと同時に亀裂の補修、塗装をしたものであり、全面塗装の計画もあったが、経費的に断念し、補修工事をしたものとの答弁がありました。

次に、議案第9号、平成25年度あわら市一般会計予算（所管事項）について、所管課ごとに主な質疑について申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。



公務員の人件費削減に係る退職金について質疑がありました。

理事者からは、あわら市の場合、事務は福井県市町総合事務組合で行っているが、新聞でも報道されているが、2月に退職手当支給条例等の一部を改正する条例が可決され、4月から施行となる。今年の退職者には影響はないが、来年度の退職者からは減額になるとのことでした。年度末の駆け込み退職については、施行日を4月1日としているので発生はしないとの答弁でありました。

次に、国際交流事業について、金津高校に対する補助に対し、県立高校であり、今後の高校再編で商業科がなくなることもあり、考え直す時期ではないかとの質疑がありました。

理事者からは、市内唯一の高等教育機関であり、市内の中学校と同じ学校と位置づけており、高校再編が進み生徒の数が減り続ける状況を考えると、金津高校を魅力ある、行きたがる高校として残すべきと考えており、市として国際交流に限らずバックアップすべきと考えているとの答弁でありました。

次に、市議会議員選挙費について、今の選挙制度ではお金のない人は立候補できない状況であり、よりよい人材を集めるために選挙の費用弁償が必要と考える。他市では選挙に関するポスター代やガソリン代等の経費を見ているが、市の考えはどうかとの質疑がありました。

理事者からは、市議会選挙については、公職選挙法の中で条例で定めた場合は公費で見られると規定されており、あわら市と坂井市を除く7市は経費を見ているとのことでした。ただし、町議会選挙は対象にならず、あくまでも市議会選挙が対象とのことで、あわら市は合併特例により、人口5万人の要件を満たさずに市になっており、市民の立場から理解が得られれば協議していくとの答弁でありました。

次に、防災経費について、24年度に設置した防災資機材倉庫の備品、管理運営について質疑がありました。

理事者からは、榛ノ木原大型倉庫に保管してある毛布のほか、新たにチェーンソー、工具セット、四つ折り担架、救急箱を購入して配備するとの答弁でした。また、管理運営については、従来どおり総務課で行うが、各設置場所にもかぎは保管し、管理運営については備品を配置するまでに協議していくとの答弁でした。

次に、政策課所管について申し上げます。

温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり事業について、いろんな事業に多額な費用を投入するが、地元住民、旅館、商店街の方々の協力、応援がないと効果が期待できない。政策課、担当課と充分協議しながら進めていただき、温泉街の将来の発展のために進めてほしいとの意見がありました。

理事者からは、温泉街に限ったことではないが、ハード整備を進める中で、地元住民、旅館の協力なしにはあり得ないと考えている。十分に地域のコンセンサスを得ながら、住民主体となったおもてなし等に移行するように努力していくとの答弁でした。

また、長期的な観光戦略がはっきりしない中、金沢開業までの2年で計画してい

るハード整備は済んでしまう、これからは芦原温泉駅開業を見据えた長期的な戦略を立てるべきでとの意見がありました。

金沢開業まで2年、芦原温泉駅開業はさらに10年後であり、短期間で考えると金沢開業に向けて、地域間競争に勝ち残るかが大きなテーマである。芦原温泉駅開業に向けた中期、長期的な事は今から進めていく必要があると認識しており、今後の戦略については、北陸新幹線整備に合わせたビジョンを中期、長期的なものを含めて作成していくとの答弁でした。

委員からはJRを利用してくるお客は、芦原温泉駅を降りた時からあわら温泉が始まると考えている。温泉街を整備した後は、10年後の新幹線駅開業に向けて観光客をお迎えする駅前広場を考え、まちづくりを進めてほしいとの意見が出されました。

理事者からは、市内の整備についてはあわら温泉街だけでは不十分であると考えており、町中を歩いていただき、滞在時間を長くして、地元にお金を落とすことを考えれば、旧金津市街地の方が魅力あるものが多い。また市街地の他にも吉崎、創作の森、風羽里等そのようなところにも有利な補助制度を使って整備していきたい。駅前を中心とした駅舎、駅前整備については今から考えていくが、金沢開業までの戦術と、敦賀開業までの戦術の二つがあり、今後も努力していくとの答弁でありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

学校教育検討委員会経費について、第2次あわら市行政改革大綱実施計画の中で、小学校の統合については平成27年度まで検討という目標になっており、検討委員会は立ち上げるがやる気が感じられないと意見が出されました。

理事者からは、小学校統廃合については、小学校の子供が減り続けている状況であり、保護者からも不安の声も聞いており、他の地区の児童の多い学校へ行かれる方もいる。教育は子供が少なくてもできるが、子供たちの競争原理、集団生活等を考えると、ある程度の子供がいた方がよい。市長部局の行政改革からいえば、早く統合してほしいと思うが、教育委員会としては一人でも教育はできるというスタンスである。検討委員会は26年度も開くつもりはなく、25年度で方向性を導いて検討結果をそれぞれの地区に投げかけたいと考えている。しかし、統廃合となると地区の文化が壊れる懸念もあり、最終的な判断は地区の住民であり、あくまでも行政主導ではなく、地域主導で進めていきたいとの答弁でした。

委員の中でも議論が分かれ、財政的なことを考えれば地域に任せるべきではないとの意見、財政の事は考えず、地域重視で検討委員会の意見を尊重してほしいという意見、また、議会報告会で市民からは議会主導でとの要望があるとの意見が出されました。

理事者からは、財政的な考え、教育的な考えがある委員会の一定の方向性で協議しなければならない、地元の意向も大事であるが、最終的意思決定機関である議会としての考えも尊重して、今後進めていきたいとの答弁でした。

次に、給食センター関係の事業費について、8月から稼働予定である新給食センター関係の予算が計上されております。ここで以前より懸案事項であった細呂木小学校の自校式給食の要望問題について、再度、理事者に確認いたしました。当委員会としては平成23年5月18日、9月14日、平成24年6月14日の各委員会で、細呂木小学校の保護者、関係者に対して、センター方式への移行について理解を得られるよう強く要望してきた経緯があります。しかしながら、いまだに地元からは納得には至っていないと聞いている状況であります。

理事者からは、2月のPTA連合会総会で、各市内の小中学校の役員の方に、新給食センターの概要を説明し、その席上で細呂木小学校のPTA会長、役員の方と話をしたが、依然としてセンター方式と自校式に意見が分かれているとのことであり、今後も総会や新PTA役員に対して、出向いて説明していきたいとの答弁でした。

委員からは、給食センター事業については、これまでも地元の意向を聞きながら、委員会でも理事者の答弁をいただきながら、将来のことも考え同意してきた。それなのに依然として細呂木小学校は自校式の要望が強いと聞いている。市長が政治判断するとの発言をいただいているが、新年度の予算計上の関係もあり、地元PTAと協議するとのことであるが、要望が強ければ自校式で行くのかとの問いがありました。

理事者からは、教育の中で給食を安全な施設で提供できるかどうかを考えると、小さい学校も大きい学校も同じように対応したい。給食については、保護者からは食材費のみであり、あとは市の持ち出しであり、税金を使ってのサービスの部分であると考えている。サービス部分を節約して、ほかの部分で教育を充実させたいと考えている。また、この問題については感情的な面が感じられる、しかし一番大事なのは、すべての子供に安全な給食を食べさせることであり、もっと給食センターの実態を知っていただき、今後も理解が得られるよう努力していくとの答弁がありました。

議案第24号、あわら市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、あわら市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、あわら市放課後子どもクラブ事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、以上の議案につきましては、特段の質疑はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（向山信博君） 次に、厚生経済常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 厚生経済常任委員長、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 厚生経済常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月6日、7日、8日の3日間にわたり、市長、副市長、及び担当部課長の出席求め、当委員会に付託されました、議案第3号平成24年度あわら市一般会計補正予算(第9号)(所管事項)をはじめ28議案、請願3件について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案28件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審査となっております請願第2号、特急列車廃止、削減反対の意見書提出を求める請願については、前回同様、継続審査すべきものと決しました。

なお、請願3件については、いずれも賛成なしで不採択にすることに決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第3号、平成24年度あわら市一般会計補正予算(第9号)について、所管課ごとに申し上げます。

市民生活課所管では、デマンド交通運行事業2,593万5,000円の減額について、委員から減額になった理由はとの問いに対し、理事者からは当初の見込みより利用者が少なかった、今後とも制度の周知を図りたいとの答弁がありました。

次に、福祉課所管、子育て支援課所管、健康長寿課所管については、特段の質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

あわら夢ぐるまバリューアップ事業1億3千万円は、農産物直売所、風羽里周辺に芝生広場、駐車場及び取り付け道路の整備を行うものであります。委員からは、誘客は難しいと思うが、商売が成り立つようになるのか、また、市の実質的な負担は幾らになるのかとの問いがありました。

理事者からは、地元農産物の直販や観光と農業の連携を図りたい。農村公園のイメージで地元に着したものにしたいとの答弁がありました。市の負担額については、まず国からの交付金が4割あり、残り6割は市債である補正予算債を充てる。市債のうち50%が交付税の対象となり、それに加え国の臨時経済対策の特例で、交付税算定とは別で自治体の財政力指数に応じて7割から9割の元気交付金が交付される。よって最終的には市債より多く交付税や元気交付金が交付されるとの答弁がありました。

次に、観光商工課所管について申し上げます。

温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり事業1億8,000万円は、湯のまち広場に観光の目玉として30人が同時に入れる足湯を整備するものです。

委員からは、計画を策定した観光まちづくり推進会議では、どのような検討がされたのか、また、30人も同時に使用することがあるのかとの問いがありました。理事者からは、足湯のほかに混浴や露天風呂の話が出たが、公衆浴場はセントピアあわらと競合するとの意見があった。30人規模としたのは、全国にPRできるような北陸随一の規模にしたいためである。そして大切なのは整備後のソフト事業で、芸妓組合、語り部、湯けむり横丁などと連携したい。少しでも滞在時間を延ばすよ

うに地元や関係者と相談し取り組みたいとの答弁がありました。

また、委員からは、足湯ありきで時間がないことを理由に理解を求める形になっている。事業を行うためには、議会や市民が了解し、観光事業者の協力が必要不可欠である。事業内容やランニングコスト等をしっかり提示し、関係者が納得してから事業を進めるべきであるとの意見に対し、理事者からは、地域の方や実際の観光事業者で部会をつくり、具体的なことを詰め、その内容は当委員会で報告するとの答弁がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。除雪対策経費1,530万円は、除雪ドーザーを4tの除雪トラックへ更新するものであります。委員からは買いかえの基準はとの問いがあり、理事者からは通常は11年、1,000時間が基準であり、入れかえるドーザーは27年目、走行距離は1万6,753km、2,351時間使っているとの答弁がありました。

上下水道課所管については、特段の質疑はありませんでした。

なお、平成24年度特別会計補正予算の議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号については、特段質疑はありませんでした。

次に、議案第9号、平成25年度あわら市一般会計予算について、所管課ごとに申し上げます。

まず、市民生活課所管について申し上げます。

24年度、交通指導員が定員を満たさず不足していたが、定員が埋まったのかとの問いがあり、理事者からは、空白区の区長会に依頼し、定数25名を確保したいとの答弁がありました。

次に、JR芦原温泉駅バリアフリー整備事業補助金660万2,000円は、JR芦原温泉駅にエレベーター3基を設置するための設計費に係る補助金であります。委員からは、駅前と駅構内でエレベーター設置工事に差がある理由はとの問いがあり、JRの説明ではエレベーターは1基6,000万円前後であり、構内のエレベーター設置工事は、線路等の上の工事であるため高額になるとの答弁がありました。

次に、福祉課所管について申し上げます。

生活保護関係で平成25年度から嘱託の就労支援員を1名置きたいが、生活保護から立ち直る方は年間何人いるのかとの問いがあり、理事者からは、24年度において、ハローワークと契約し、特別な就労個別相談をしており3名が就労に至り自立しているとの答弁がありました。

次に、子育て支援課所管について申し上げます。

複合福祉施設である芦原幼稚園、子育て支援センターの空調設備保守点検委託業務について、委員から、空調保守点検は法令で定めのないことで、故障したときに随時対応するやり方に改めてはどうかとの問いがあり、理事者からは、法定点検ではないので、検討している。しかし、乳幼児がいるため1日たりとも冷暖房に支障をきたしてはいけないとの観点から保守点検を行うとの答弁がありました。

次に、健康長寿課所管について申し上げます。委員から市民健診について、受診

率が目標に達していないのに昨年度より予算を減額している理由はとの問いがあり、理事者からは、昨年の実績を踏まえ、減額となった。減額になっているが、受診率を上げるように努力したい。予算が不足する場合は、追加補正を考えているとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。地籍調査については、委員から進捗はどのような状況か、また、おそくなれば境界確認が困難になるため、できることから地籍調査を行うべきとの問いがあり、理事者からは、進捗率は30.2%が実施済みで、県内は鯖江市に次ぎ2位である。事業を幾つも兼務で担当しているので、グループを挙げて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、万博茶再生プロジェクト事業179万2,000円について、事業が終了し補助金がなくなっても継続してほしい。戻すほみにならないようにとの意見があり、理事者からは、24年度から26年度までの3カ年事業で10アールの茶畑を整備する。補助事業の期間で茶葉のほかに加工品等の商品開発を行いたい。補助が終わっても収入が得られるように支援していきたいとの答弁がありました。

次に、観光商工課所管について申し上げます。

あわコン事業補助金100万円について、委員から昨年と同様な形で実施するののかとの問いに対し、理事者からは、事業の規模は昨年の200名から300名に増やし、あわら温泉街で実施する。昨年は旅館2軒でメガパーティーを実施したが、25年度は飲食店だけで実施するとの答弁がありました。

また、委員からは、単なるにぎわい創出だけで100万円を支出するのはどうかと思う。何か温泉街のPRなど目的が必要であるとの意見がありました。

次に、観光まちなみ魅力アップ事業360万円について、委員からフラワータワーをやめた理由は何か、また、管理は誰が行っているのかとの問いがあり、理事者からは、フラワータワーは価格が非常に高かった。それを一つだけ設置したのでは寂しく、しかも地域の参画が少なくなる。地域を広く飾った方がよいとの意見から計画を変更した。管理については、一部の団体や地元をお願いしている。今年4月にフラワータワーの協議会を立ち上げ継続していきたいとの答弁がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。

歩道除雪機械購入費130万2,000円について、委員から、歩道の除雪はだれが実施するのかとの問があり、理事者からは、歩道除雪は業者に機械を貸し出し、除雪も依頼する。道路除雪が落ち着いてから行うとの答弁がありました。

次に、上下水道課所管について申し上げます。

合併浄化槽設置整備事業について、委員から、市の都合により公共下水道に接続できず、合併浄化槽をお願いするものである。どれだけ補助をしているのかとの問いがあり、理事者からは、従来国、県、市で4割補助であったが、あわら市は特別8割に補助率をかさ上げし均衡性を図っている。合併浄化槽にするかどうかは住民に決めてもらうようにしているとの答弁がありました。

次に、議案第10号、平成25年度あわら市国民健康保険特別会計予算について

申し上げます。

委員から滞納状況は改善しているのかとの問いがあり、24年度に保険税改定で値上げを行っており、徴収率は2ないし3%悪くなっているとの答弁がありました。

次に、議案第18号、平成25年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について申し上げます。委員から料金改訂の今後の見通しについて問いがあり、管理者からは、3年に1度は必ず料金の見直しを行う。24年度に料金を上げたが、25年度もプラスの予想で、一、二年は大丈夫だと思っている。景気の問題があるため、慎重に注視しながら対応したいとの答弁がありました。

なお、平成25年度特別会計予算の議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第19号、あわら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について申し上げます。委員から、市で対策本部を設置した場合、外出禁止等を勧告するのかとの問いがあり、理事者からは、行動計画を国と県が定める予定で、それを受けて市も行動計画を定めることになる。行動計画が示されないと具体的なことはわからないとの答弁がありました。

次に、議案第22号、あわら市水道事業水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の制定について、申し上げます。委員から、この条例で水道技術者、管理者の資格を謳っており、該当職員がいるのかとの問いがあり、理事者からは、課内には上水道の講習を受けて管理者となっている者がおり、庁舎内にはほか3名が資格を持っているとの答弁がありました。

なお、条例改正等に関する議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第34号、議案第35号については特段の質疑はありませんでした。

次に、請願第1号、日本軍「慰安婦」問題の1日も早い法的解決、謝罪と補償求める意見書提出に関する請願について申し上げます。

この請願は、政府は日本軍、慰安婦問題の法的解決を行い、国際的責務を果たすよう求めるものであります。委員からは、政府は、日本軍による、慰安婦の強制連行を立証する資料はなかったとしている点。また、国際的な問題、外交問題であるため、地方議会が意見を言うべきではないとの意見がありました。

次に、請願第2号、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択のための請願について申し上げます。

この請願は、新幹線利用による県民の利便性向上は望めなく、特急列車を従来通り運行し存続させることを求めるものであります。委員からは、新幹線が開通すると並行在来線はJRから経営分離されるルールになっている。よって、新幹線開通後に特急列車を走るとは現実的に無理であるとの意見がありました。

次に、請願第3号、「食料自給率50%達成目標の設置及びTPP（環太平洋連携協定）参加を行わないことを政府に強く求める意見書」提出に関する請願について

申し上げます。

この請願は、T P P参加を行わないこと及び食料自給率を向上させることを求めるものであります。委員からは、聖域なき関税撤廃を前提にする限り、T P P交渉参加に反対である。しかし、日米首脳会談で聖域があると確認され、条件つき交渉参加であるため、この一方的な意見書を提出するのは反対であるとの意見がありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

---

議長（向山信博君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） これから、日程第2から日程第37までの討論、採決に入ります。

---

議長（向山信博君） 議案第3号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第9号）について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 議案第3号、平成24年度あわら市一般会計補正予算について反対の討論をしたいと思います。

この補正予算には、あわら夢ぐるまバリューアップ事業1億3,000万円、また温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり事業1億8,000万円などが含まれております。私は、あわら夢ぐるまバリューアップ事業については、特別に問題はないというふうに思いますが、温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり、北陸最大級の30人が一遍に入れる足湯の建設については大変費用がかかりすぎる、とても市民の理解は得られないというふうに考えます。一般質問でも、この足湯設置については質問を行いました。それなりの効果があるという回答でありましたけれども、しかし、この北陸の温泉場にも幾つか足湯がございますが、足湯で成功しているというふうなことは余り聞かれません。

何よりも問題なのは、第一は本当にこの足湯の設置が地元の住民の要望であるかどうかということであると思います。一昨年のこの湯のまち広場整備に関するワークショップの中で足湯をつくってはどうかという意見もあったということでございますけれども、しかし本当に地元住民が一致して足湯設置を望んでいるというふうには思われません。二つ目には、一昨年の広場整備もそうでしたが、長期



的な観光戦略が見えてこない、こういう中で国や県からお金を出すと言われると、それに飛びつくというような形のやり方では、結局は税金のむだ遣いになるのではないかと。はっきりとした効果もあるかないかわからないということになるというふうに思います。私は、あわら市の観光戦略、一般質問でいたしました、これから2年ぐらいかけてきちとした戦略を立てたいという答弁がありました。しかし、今後2年間かけて戦略をつくっている間に、今予定されているハード事業がほとんど完了してしまう。結局、順番が逆になってしまうのではないかとこのように思います。私は、あわら市の歴史と、それから創作の森とか、吉崎とか、風力発電とか、刈安山とか、こういう観光資源を生かした戦略、もう一つは以前から言われておりますが、観光と農業と連携させる、こういう長期的な観光戦略を、しっかりと立てることが、まず先ではないかというふうに考えます。あと、三つ目には、この事業は、ほとんどあわら市の持ち出しはないと、全額国から補助金が出るということで、市にとって悪い話ではないではないかという話がありますけれども、しかし国からの補助金といっても国民が払った税金に変わりはありませんし、こういうことについて一般市民の理解は、私は得られないというふうに考えます。

先ほどありました厚生経済常任委員会の審査の中でも、今申し上げたような点について、いろいろ疑問や意見が出されております。是非とも議員各位のご理解をいただきまして、この足湯設置については反対をしていただきたいというふうに思うものでございます。

以上で反対討論といたします。

議長（向山信博君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 6番、八木秀雄君。

6番（八木秀雄君） 私は今、共産党の山川知一郎議員が足湯に関して反対討論を申し上げましたけど、私はこれに関しては賛成討論をさせていただきます。

その理由としまして、昭和31年に芦原大火が起きまして、その後、都市計画で整備されました。その後、時代の背景によりまして大型のホテル、こういうニーズが必要になり、郊外に大型のホテルが立ち並びました。しかし、この温泉街は駐車場がございません。旅館の駐車場がない。そういうことでも、芦原のメインストリートは、もう夜になりますと駐車違反の車とか、それから以前に偶数、奇数の駐車を認めるような、そういうようなことでありますけど、車が非常に多いということで今、そういうような状態でございます。

ここで、やはりホテルの中にはいろんな土産物とか、それから居酒屋さんとか、そういうのがありまして、ほとんどの方が外に出られない。そして車が駐車してあるために、なかなか出にくいということで、これは新幹線の開業があと2年後にあると、金沢開業があるということで、県も国も何とか芦原温泉を、この機会に整備しなければならないということで、全国各地で足湯というのが定番になっております。今、セントピアが日帰りで入ることができますけど、やはり足湯も必要だと思

います。これは芦原温泉には、いろんな効果があるお湯が無料で入られるということで、僕は足湯というものは絶対に必要だと思います。

芦原温泉の周辺の方、そしてこれから高齢の方たちが、やはりその足湯を利用して、その点、いろんなことで足湯というのは大事だと思います。そういうこともございまして、私はこの足湯は是非つくっていただきたいということで賛成討論をさせていただきます。

以上です。

議長（向山信博君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） これで討論を終わります。

議長（向山信博君） これより、議案第3号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は、各委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第4号、平成24年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第4号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第5号、平成24年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第5号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第6号、平成24年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第6号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第7号、平成24年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第7号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第8号、平成24年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第8号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第9号、平成25年度あわら市一般会計予算について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） まず、原案に反対者の発言を許可します。反対ですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 日本共産党の山川知一郎でございます。議案第9号、平成25年度あわら市一般会計予算について反対の討論をいたします。

理由は幾つかございますが、まず第一には毎回申し上げておりますが、この予算の中には自衛官募集事務交付金1万7,000円が収入としてあり、自衛官募集事務等委託料1万7,000円、同じ額が支出としてございます。今、全国で自民党政権が憲法9条を変えるのではないかということで、これに9条を守れという運動が大変盛んになってきております。日本国憲法は二度と再び日本が戦争をする国にはならないという決意を込めて今の憲法、特に憲法9条を制定をいたしました。これについて、最近の政府の動きなどを見ますと、この第二次世界大戦での反省忘れてアメリカ軍と協力して、単に日本国を守るというだけでなく世界中にアメリカ軍と一緒にあって自衛隊が出動していくということが、どんどん拡大をされている状況であります。私は、何としても憲法をつくったときの精神をしっかりと守っていくべきであると。そういう意味におきまして、自衛官の募集業務に市がかかわるべきではないというふうに考えます。

第二は新幹線でございます。この予算の中には北陸新幹線の福井県の促進同盟会の負担金9万円、また芦原温泉駅建設促進同盟会負担金20万円、また建設事業負担金65万円、合計94万円の予算が計上されております。私は、今までも申し上げておりますが、北陸新幹線が敦賀まで延伸ということが決定をされましたけれども、芦原温泉に一体1日どれだけの新幹線が停車するのか、全くはっきりしませんし、今計画されているように、加賀温泉、芦原温泉、そして福井、こういうように全部新幹線が停車をするということになれば、本当に新幹線の効果といえますか、そういうものが期待できるのかどうか、甚だ疑問であります。また、新幹線が開通すれば、現在の並行在来線、北陸線は経営分離され第三セクターになると。特急などは廃止をされる。この第三セクターの運営には莫大な費用がかかると思われますが、一体どれだけの事業費がかかるのかいまだにはっきりしませんし、先ほど申し上げました芦原温泉に一体1日何本の新幹線が停車するのかなどもはっきりしていない状況であります。私が考えるところでは、日常的に通勤、通学に北陸線を利用している市民にとりましては非常に現状よりも不便になるし、運賃なども値上げをされるという危険性が高いというふうに考えます。また、市も新幹線の建設費負担は2億から3億程度ではないか、大したことはないというふうに言っておられますけれども、第三セクターの経営維持に関しては永久に毎年莫大な費用がかかることになるのではないかとこのように考えます。今現在、えちぜん鉄道に対しても毎年、あわら市は2,000万程度の支援をしておりますけれども、北陸線はこの2,000万程度ではとても済まない支援が必要になるであろうというふうに考えます。そういうことを考えますと、さらにこの北陸新幹線の建設によりまして関東などからのお客が増えるということが盛んに強調されます。また東京に行くにも利便性がア

ップするというふうなことが強調されておりますけれども、逆に関西のお客にとりましては今よりも不便になるということが十分に予測をされますし、東京に行く利便性といっても30分程度早くなるかならないかというようなことでありまして、大した利便性アップにはならないということで、基本的に新幹線の県内延伸については反対をするものでございます。

三つ目は、一般質問でも申し上げましたが、子育て、教育費について、もっと政策を充実させるべきであるというふうに考えます。市長はスローガンとして若い世代が住み、産み、育てたくなるまちということを掲げておられます。安心して子育てができるためには、本当に安心して子育てができるような施策が必要であろうというふうに思います。憲法26条が経済的な心配をせずに子供を教育できるようにとの趣旨で義務教育費無償ということを決めております。一般質問でも申しましたが、永平寺町は小中学校における学校給食費の無料化を実現をいたしまして、父母負担の軽減に努めております。全国的にも、例えば山梨県に早川町という、わずか人口が1,225人、二つの小学校と一つの中学校、合わせて児童・生徒数は68名という町がございしますが、この町は今年の4月から文字どおり給食費、通学費、教材費、修学旅行費などすべて無料にするということでございます。今までも、この町はこうした努力を続けておりまして、早川北小学校は2年前にはわずか4人まで児童が減ったということではありますが、最近では子育てしやすい町ということで移住者が増えたり、そして今年の4月には18名に児童数が増えたということになります。私は、あわら市も本当に若い人たちが、このあわら市に住んで子供を生み、育てたくなるためには、このように心配なく小中学校に子供を通わせることができる、そういうことが、是非必要だというふうに思います。私は、一遍に、この早川町のようにすべての父母負担をなくすことは無理としても、当面、一般質問でも申し上げましたが中学校のスクールバスの運行協力金588万9,000円が父母負担として計上されておりますが、是非とも、これは無料にしていきたいというふうに思います。

なお、高すぎる国民健康保険税の引き下げにも、是非努力をしていただきたい。今、あわら市の国民健康保険税は県内の自治体で最も高いものになっております。一般会計から繰り入れをして、これ以上上がらないように努力をしているということは理解をいたしますが、それでも先ほどの厚生経済常任委員会の報告にもありましたように、国保税の滞納者は増えております。払いたくても払えないという状況が増えているというふうに考えます。また、もう一つ、学校給食についてでございますが、先ほどの報告でもありましたように、細呂木小学校の地元は、あくまで自校方式の継続を望んでおられます。私は、第一には地元の意向を十分に尊重して、ごり押しすることがないように強く求めたいというふうに思います。

以上、この一般会計予算に対する反対討論といたします。同僚議員各位のご理解とご賛同を心からお願いをいたしまして討論といたします。

議長（向山信博君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 7番、笹原でございます。ただいま、共産党の山川知一郎議員、四つの反対討論をされました。私は、この25年度一般会計に対して賛成の討論を行いたいと思います。

まず自衛隊でございます。この自衛隊は山川議員、毎年反対討論の理由とされております。私は、いつもその反対討論に対して賛成討論をしているわけでございます。まず我が国の周辺を見ますと、ある国においては非常な国防費、軍事予算を増大させております。それに対する抑止力を我が国も持たなければならない、そういうふうに思います。これがなければ国土の保全は成り立たない、そういうふうにあります。領土が浸食されるということは絶対に許してはならない、そういうことを私は思っております。まずは自分の国は自分で守る。そのためには自衛隊は絶対必要であると、そう思っております。

次に新幹線でございますが、私は、新幹線は前倒しをしてほしいと思うぐらいでございます。まず財政の問題、いろいろおっしゃられましたが、固定資産税を見ても30年間で約80億円の固定資産税が我が市に入って参ります。また、第三セクター化すれば非常に市民に負担がかかる、そういう県民にも負担がかかるという討論の内容でございましたけれども、今回、各第三セクター、今、日本にたくさんございますが、そこにはJR貨物が通っておりまして、その通行料が大幅に増額をされてきております。それゆえに、ほとんどが赤字の第三セクターでございましたけれども、一部はもう黒字に転換をしております。そういうことで、必ず第三セクターについても先の希望があると思います。

また、子育て支援に関しまして、給食費が無料化を、それからスクールバスも無料化をという討論でございました。確かに無料化はいいことだと思います。しかしながら、一方を無料化にすれば、どこかに無理がかかる、それは必定だと思います。例えば、子育てにお金を使えば、福祉にしわ寄せが行く、また老人に対してもしわ寄せが行く、そういうことだと思います。やはり予算はバランスよく計上していかなければならない、そういうふうに思っているところであります。

また一番最後に給食センターのお話が出ました。細呂木地区が自校方式というお話でございました。これは総務文教常任委員会の中でも話が出ました。私は、その中である小学校が都合により一時、自校の給食ができなかったということで、あわらの給食センターから給食を取っておりました。その中で子供たちは、給食センターの給食って、こんなおいしいんやろうか、こんな温かい給食が来るんやろうかという子供たちの正直な話を耳にいたしました。私は一番大事なのは、先ほど委員長報告にもございましたように、子供たちの食の安全、それが第一と思っております。ですから、二中十小でございます。このうち実施するのは二中九小ではなく、できれば全部の学校が9月から給食センターに切りかえていただきたいなど、そういうふうに思うわけでございます。

議員各位の皆様のご賛同をよろしくお願いをいたします。

以上で討論を終わります。

議長（向山信博君） ほかに討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 反対討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） それでは、6番、八木秀雄君。

6番（八木秀雄君） 平成25年度一般会計予算に賛成の討論をいたします。

今、山川知一郎議員が自衛隊の募集委託料について反対討論をしましたが、私は賛成討論をさせていただきます。

今、日本を取り巻く情勢は朝鮮半島の情勢、朝鮮の制裁措置について中国の動向、尖閣諸島、竹島、北方四島の領土問題、中国国防費の増大、尖閣諸島周辺の中国の動き、この福井県の置かれている状況は原発多数存在している地域でございます。不審船の事案に見るテロ対策の必要性、災害多発地域（福井豪雨、それから豪雪、福井地震、ナホトカ号）これらの発生に対処するために自衛官と密接に連携することが求められております。東日本の例を見ますと、地元の自衛隊員の活躍がすばらしかったと聞いております。真っ先に駆けつけることができるのは地元出身の隊員です。あわら市においても、これらの事案が発生した場合、備えを準備すべきだと思います。この備えの一端として、やはりあわら市の自衛隊員を少しでも多く募集すべきであると考えております。

平成24年度の福井県の入隊予定者は70人余りと聞いております。しかし、この当あわら市はわずか2名でございます。日本が今置かれている現状から分析すれば、今、自衛隊の存在は極めて重要な局面を迎えております。これらのことから、あわら市における自衛官の募集は必要不可欠です。よって議員各位に賛成をお願いをいたします。

議長（向山信博君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） これで討論を終わります。

議長（向山信博君） これより、議案第9号を採決します。

本案に対する両委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数。

したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 暫時休憩します。

再開は3時ちょうどといたします。

（午後2時48分）

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 00 分）

---

議長（向山信博君） 議案第 10 号、平成 25 年度あわら市国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 10 号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 全員起立です。

したがって、議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第 11 号、平成 25 年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 11 号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第 12 号、平成 25 年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 12 号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第 13 号、平成 25 年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算について、討論はありませんか。



(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第13号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第14号、平成25年度あわら市水道事業会計予算について、討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第14号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第15号、平成25年度あわら市工業用水道事業会計予算について、討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第15号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第16号、平成25年度あわら市公共下水道事業会計予算について、討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第16号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第17号、平成25年度あわら市農業集落排水事業会計予算について、討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第17号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第18号、平成25年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について、討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第18号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第19号、あわら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第19号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第20号、あわら市道路の構造の技術的基準等に関する条

例の制定について、討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第20号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第21号、あわら市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第21号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第22号、あわら市水道事業水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の制定について、討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第22号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第23号、芦原温泉上水道財産区水道事業水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の制定について、討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第23号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第24号、あわら市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第24号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第25号、あわら市重度障害者(児)医療費助成条例の一部を改正する等の条例の制定について、討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第25号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第26号、あわら市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第26号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第27号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第27号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第28号、あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第28号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第29号、あわら市公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第29号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第30号、あわら市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第30号を採決します。  
本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。  
したがって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第31号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第31号を採決します。  
本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。  
したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第32号、あわら市放課後子どもクラブ事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第32号を採決します。  
本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。  
したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第33号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第33号を採決します。  
本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第34号、坂井地区広域連合規約の変更について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第34号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第35号、市道路線の認定について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第35号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 請願第1号、日本軍「慰安婦」問題の1日も早い法的解決、謝罪と補償を求める意見書提出に関する請願について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 反対の方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） ただいまの日本軍「慰安婦」問題の1日も早い法的解決、謝罪と補償を求める意見書提出に関する請願について、賛成の討論を行います。

請願にもありますように、国際社会において日本政府が、この違反府問題の法的責任を拒否し続けていることは、もはや許されないという状況であります。日本政府は国連人権委員会理事会、国連人権規約委員会、ILOから再三慰安婦問題の解決を促す勧告を受けておりますし、さらにアメリカ、オランダ、カナダ、EU、フィリピン、韓国、台湾などの各国議会からも謝罪と賠償、歴史教育を行うよう、次々と決議をされております。2009年8月の国連女性差別撤廃委員会は被害者への補償、加害者処罰、一般の人々に対するこれら犯罪に関する教育を含む継続的な解

決を見出す努力を緊急に行うことを日本政府に厳しく勧告をいたしました。

韓国では2011年8月、憲法裁判所が日本軍慰安婦問題解決のために日本政府と交渉しないのは憲法違反との決定を下しまして、韓国政府が再三協議を呼びかけており、外交問題にもなっております。さらに、2012年10月には国連人権委員会理事会での日本の人権状況に関する第2回普遍的審査でも7カ国が慰安婦問題に言及し、5カ国が勧告を出しております。

過去、日本政府も、この慰安婦問題を認めて、村山談話や河野官房長官談話で謝罪をした経緯もございます。明確に慰安婦を強制的にしたという証拠がないからということで、これをいつまでもうやむやにすることは許されないというふうに思います。実際に、中国や韓国、北朝鮮などには日本軍の慰安婦として強制的に性的な強制をさせられたという女性も、まだ生きておられます。この人たちが高齢化して亡くなるまでに、きちんとこのことに日本政府が決着をつける、そして謝罪と補償をするということが国際的に日本の地位を高めることにつながるというふうに考えます。是非議員各位のご理解とご賛同をお願いして討論といたします。

議長（向山信博君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） これで討論を終わります。

議長（向山信博君） これより、請願第1号を採決します。

この請願に対する厚生経済常任委員長の報告は不採択であります。

請願1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立少数です。

したがって、請願1号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

議長（向山信博君） 請願第2号、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択のための請願について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 反対ですか。

13番、牧田孝男君。

13番（牧田孝男君） この請願はサンダーバード、しらさぎの存続を求める意見書採択という請願になっております。これを読んでみますと、つまり並行在来線に特急を走らせよという請願であります。新幹線が来るとJRは並行在来線と経営を分離するわけですから、必然的に第三セクターが経営しなければならないということになるのであります。しかしながら、今までにできた新幹線路線の並行在来線で特急を走らせているという例は聞いたことがありません。万一走らせたところで、新幹線と在来線特急が乗客を奪い合うこととなり、乗客のパイが同じであるのだから、それぞれの経営を悪化させる、それだけのことになるのではないかというふうに私は思います。新幹線が来ることで未来がすべてバラ色になるというものでもないか



もわかりませんが、敦賀延伸が決まった以上、今なすべきことは敦賀以西、つまり北陸新幹線の全体ルートを早く決定し着工を早める、そういう行動をすることが先決なのではないかと思います。在来線は通勤とか通学とかの、要するに日常生活利便性の維持のために必要なものであるということ認識するならば、この請願は現実的に有効性がないのではないかと思います。そういう意味で、私はこの請願の採択に反対いたします。

議長（向山信博君） 賛成の方の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） ただいまの請願について賛成の討論をいたします。

現在のスキームでは新幹線が敦賀まで延伸されれば、並行在来線は第三セクターによって運転されるということになっておりますが、仮に先ほど申しましたように、私は新幹線延伸そのものに反対でございますけれども、仮に新幹線延伸を認めるとしても、並行在来線、第三セクターとなる現在の北陸線が市民にとって本当に利用しやすく、そして料金、運賃面でも今と変わらないということにいけるかどうかということになれば、利便性は福井まで通勤、通学するのはそんなに変わりはないかもしれませんが、多少遠方まで、例えば関西まで行きたいとか、富山まで行きたいとかということになれば、途中で乗りかえをしなければなりませんし、料金が今よりもアップするのは確実だというふうに言われています。市民の立場から見れば日常的に使用する並行在来線で特急がなくなるということは、大変な不便を強いられることになるというふうに考えます。そういう点で、是非とも、この請願を採択をしていただいて、仮に、この北陸新幹線が延伸されたとしても並行在来線で特急が存続できるようにすべきであるというふうに考え、議員各位のご賛同を心からお願いするものでございます。

以上で討論といたします。

議長（向山信博君） これより、請願第2号を採決します。

この請願に対する厚生経済常任委員長の報告は不採択であります。

請願題2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立少数です。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり不採択にすることに決定しました。

---

議長（向山信博君） 請願第3号、「食料自給率50%達成目標の設置及びTPP（環太平洋連携協定）参加を行わないことを政府に強く求める意見書」提出に関する請願について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 反対ですか。反対の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) TPP交渉参加に反対する請願について、賛成の討論を行います。

先ほどの厚生経済常任委員長の報告の中に、この請願については日米首脳会談で聖域があると確認された。条件つき交渉参加であるため、今の時点でこの意見書を提出するのは反対であるという意見があったという報告がございました。しかし、先日の安倍首相とアメリカのオバマ大統領との日米首脳会談の共同声明の文書を見ますと、どこにも今言われたような米の問題、農産物の問題は、この聖域なき関税撤廃ではないと。聖域は国益は守ることができるんだということは、どこにも書いてありません。安倍首相が勝手に都合のいい解釈をしているだけであります。ご承知のように、TPPに参加をいたしますと、農産物、特に日本の食糧自給率は今の約40%が、農林水産省の試算によりまして13%まで激減をすると。米だけでなくて麦など、いろんな農産物が壊滅的な打撃を受けるということが明らかにされておりまして、食の安全に関しても添加物や農薬の使用基準が緩和をされる、また医療や保険分野でも大きな影響があって、すぐれた制度である日本の国民皆保険制度も崩壊する可能性があると言われております。

昨年、当議会も税などの請願を、要望を受けてTPP反対の意見書を提出をしております。まさに日本政府がTPP参加に踏み切るかどうかという今の時期こそ、この意見書を提出して、何としてもTPP参加をストップさせるということが国民の安心安全、そして日本の食糧資源を守るという点では極めて重要であるというふうに考えます。

是非委員各位のご賛同をお願いをしたい。是非意見書提出をお願いをしたいということを訴えまして討論といたします。

議長(向山信博君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) これで討論を終わります。

議長(向山信博君) これより、請願第3号を採決します。

この請願に対する厚生経済常任委員長の報告は不採択であります。

請願第3号を採択することに賛成の方の起立願います。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立少数です。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

閉議の宣告

議長（向山信博君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
これにて、会議を閉じます。

---

#### 市長閉会挨拶

議長（向山信博君） 市長より発言の申し出がありますので、この際、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は先月の27日以来、大変長期間にわたりまして議員各位のご執務をいただき、また提案をいたしましたすべての議案につきましてそれぞれお認めをいただきました。心から御礼を申し上げる次第でございます。

特に24年度の3月補正、あるいは25年度の当初予算につきましては、初期の目的を達成すべく、なるべく早く建設工事等については着手をして参りたいというふうに思っておりますので、引き続きご指導をお願いを申し上げたいというふうに思います。

あと10日もいたしますと24年度も終了いたします。本年度1年間の議員各位のご指導に心から御礼を申し上げますとともに、新年度にわたりましても、よろしくをお願いを申し上げます。新年度に向けまして一部、機構改革も予定いたしております。また、小規模ではありますが、人事異動も計画いたしておりますので、よろしくお願いたしたいというふうに思います。

これから暖かくなって参りまして、議員もいろいろとまたお忙しいかと思っておりますけれども、ご健康に十分ご留意されましてご活躍されますようにお祈り申し上げまして、簡単でありますけれども閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

#### 議長閉会挨拶

議長（向山信博君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

2月27日の開会以降、皆様方にはきょうまで本当に精力的に活動をいただきまして、誠にありがとうございました。おかげさまで、きょうの閉会の日を迎えることができました。心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

今後につきましては、来月末には、また議会報告会がございます。また、6月の市議会選挙ということで、6月議会は5月20日から開会の予定でございます。議員各位におかれましては今後ともますますご健勝での活動と、そしてまたご協力を賜りますように心からお願いを申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶といたします。大変お疲れさまでございました。

---

#### 閉会の宣告

議長（向山信博君） これをもって、第64回あわら市議会定例会を閉会します。  
（午後3時5分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成25年 月 日

議 長

署名議員

署名議員